

高知市立

自由民権記念館紀要

No.27

2023. 3

(令和5)

○論文

選挙と識字 ―明治三〇年代「文字ヲ書スルコト能ハサル者」の分析を中心に―
..... 汲田 美砂 (1)

○資料紹介

今と昔(翻刻及び解題) 公文 豪 (15)
吉良家資料解題 濱田 実侑 (41)

○目録

吉良家資料目録 (65)
2020・2021年度 寄贈寄託資料目録 (67)
2020・2021年度 図書等寄贈者一覧 (69)

高知市立自由民権記念館

選挙と識字

—明治三〇年代「文字ヲ書スルコト能ハサル者」の分析を中心に—

汲 田 美 砂

はじめに

現在、日本の議員選挙は国政・地方ともに四つの原則「普通・平等・秘密・直接」に基づいて行われている。このうち、普通選挙の開始は昭和二〇年で、それ以前の有権者は男子に限られており、日本では長く制限選挙が行われていた。特に、明治二二年に制定された衆議院議員選挙法（以下・旧選挙法）は選挙権を満二五歳以上の日本臣民男子で一五円以上の直接国税を納めた者に制限しており、有権者は当時の総人口の僅か一・一％に過ぎなかった。このことは小学校教科書にも認められるほど人口に膾炙した「定説」となっている。

一方で、明治期の衆議院議員選挙法に関して、財産制限以外が論点となることはほとんどなく、選挙の実態について研究が進んでいるとは言い難い。第一回衆議院議員選挙（以下・総選挙）に関する稲田雅洋氏の整理によれば、第一回総選挙には、制限選挙であったこと以外にも、立候補制ではなかったことや、被選挙人には有志者による「財産づくり」によって被選挙権を得た人物が多く存在したことなどの特色がみられたという¹。また、旧選挙法にのみ見られた制度の一つとして、記名・捺印投票制が挙げられている。選挙人は投票にあたって、被選挙人の名前を書くだけでなく、自らの姓名と住所を記し捺印する必要があったのだ。つまり、日本で初めて行われた総選挙は「普通選挙」でなかっただけでなく、「秘密選挙」でもなかったということになる。

では「秘密選挙」の実施——即ち無記名投票が行われるようになったのはいつか。これは、大正一四年の男子普通選挙より早く、明治三三年の衆議院議員選挙法改正（以下・改正選挙法）によって実現している。その条文は次のとおりだ。

第三十六条 選挙人ハ投票所ニ於テ投票用紙ニ自ラ被選挙人一名ノ氏名ヲ記載シテ投函スヘシ投票用紙ニハ選挙人ノ氏名ヲ記載スルコトヲ得ス

旧選挙法では第三八条二項において「選挙人ハ投票所ニ於テ投票用紙ニ被選人ノ姓名ヲ記載シ次ニ自己ノ姓名住所ヲ記載シテ捺印スヘシ」と規定され、氏名の記載・捺印がない投票は無効であるとされていた。ところが、改正選挙法では選挙人の氏名を書き足さず、被選挙人の氏名以外を記載した投票は無効であるとされた。また、投票方法の変更に伴い、記載台にも「選挙人をして他の選挙人の投票を覗き又は投票の交換其他不正の手段」が出来ないよう「相当の設備」が用意されたという。新聞報道の挿絵から知り得る限り、この「相当の設備」は隣り合う人の手元が見えないようにする目隠しのことのように、現在投票所で使用されている記載台に似たものだ。この設備と無記名投票という制度によって、選挙人は「何の憚る所なく真に自ら代議士として適任なりと信ずる人」に投票する自由を得たのである²。

さて、そんな選挙法改正議論の始まりは明治三二年の第一二回帝国議会に遡る。衆議院に政府から提出された改正選挙法案には、旧選挙法からの大きな変更点が複数存在したが、無記名投票制も、選挙の自由を守るために、と政府が提案した改正点の一つであった。

ところが、この無記名投票制が議題に上がると、衆議院議員からは記名投票制への修正を求める声が相次いだ。衆議院で幾度か開催された選挙法改正の読会や特別委員会では、その多くで政府案の無記名投票制を撤廃、従来どおりの記名投票制に修正する案が決議されている。これは、専制政府に対して普通選挙を求める民権派議員、という構図に慣れ親しんでいる我々から見ると、直観に反する出来事だろう。

本稿では、無記名投票制の導入に焦点をあて、明治三〇年代の選挙法改正と、改正選挙法下で初めて行われた総選挙である第七回衆議院議員選挙に表れる時代背景を整理していく。

一、無記名投票制をめぐって

まず、改正選挙法をめぐる帝国議会での議論を見ていこう。資料は主に『官報号外 衆議院議員速記録』、『帝国議会衆議院委員会速記録』、『帝国議会貴族院議事速記録』、『帝国議会貴族院委員会速記録』を用いた。また、引用資料中の傍線はすべて筆者によるものである。

旧選挙法制定から改正選挙法成立までには、第一回議会での新井章吾提出の「衆議院議員選挙法」から数えて実に二〇件も選挙法改正に係る議案提出が行われている。しかし、そのほとんどが衆議院で否決あるいは消滅しており、貴族院まで審議が行われたものは僅か三件にすぎない^三。この三件はいずれも、改正選挙法へと繋がる政府提出の改正案である。

選挙法改正案の特徴は、無記名投票制の導入のほかにも、選挙資格制限の緩和による有権者の増大と被選挙権の制限撤廃、小選挙区制から大選挙区制への変更等があるが、議論が複雑になるためここでは踏み込まない。

前述のとおり、旧選挙法では選挙人は投票用紙に記名・捺印を求められていたのだが、改正案では「投票用紙ニハ選挙人ノ氏名ヲ記載スルコトヲ得ス」と逆に記名は禁止されることとなった。政府は、無記名投票制は選挙の自由を保障するためのものであることを主張したが、衆議院議員の中には無記名制に反対する者が多く見られた。その理由の一つには、未だ明治二五年の選挙大干渉の記憶が新しく、無記名にすることで政府側による選挙結果の改竄が行われやすくなることへの懸念もあった。しかし、より盛んに議論されたのは次のような内容だった。

○（工藤行幹君）……ソレカラ此後トノ方ニ記名投票トシテ、自ラ名ヲ書カナケレバ投票権ヲ與ヘヌト云フノハ、私ガ承ツテ居ル所デハ、或ハ相当ノ資格ヲ備ヘテ居ツテモ、字ヲ書ケナケレバイカヌト云フコトニナツタラ、或ハ残念ナガラ、眼ノ見ヘナイ人ト云フヤウナ類ノ人ハ、立派ナ人デアツテモ、字ヲ書クコトガ出来ヌ人ガアル、サウ云フモノ、権ヲ皆剥奪スルノハ、如何ニモヒドイト思ヒマスガ、ドウ云フ訳デ、自ラ姓名ヲ書サナケレバナラヌト云フコトヲ書イタモノデアリマスカ、之ヲ承リタイ

○政府委員（一木喜徳郎君） 文字ヲ書スルコト能ハザル者、之ヲ除キマシタノハ、今日ノ知識ノ進歩ノ程度デハ、是位ニシテ差支ナカラウ、是位ノ教育ノアルモノデナケレバ——教育ト申スハ、語弊ガアルカモ知デアラウ、モウ一ツハ、今度ノ案デハ無記名投票ヲ用キテ居ルカラ、代書ヲ許シマセヌト、記名投票ト同ジニナリマスカラ、此二ツノ点カラ文字ヲ書スルコト能ハザルモノハ、選挙ヲスルコトハ出来ナイト云フコトニ致シマシタ^四

衆議院議院の修正で政府案の「単記無記名」が廃され「制限連記名」が推された理由の一つがこの質疑応答から分かる。第一二回帝国議会に提出された政府による改正選挙法案には

第三十五条 選挙人投票所ニ於テ投票用紙ニ自ラ被選挙人一名ノ氏名ヲ記載シテ投函スヘシ

投票用紙ニハ選挙人ノ氏名ヲ記載スルコトヲ得ス
文字ヲ書スルコト能ハサル者ハ投票スルコトヲ得ス

とあり、無記名投票制の規定に並んで「文字ヲ書スルコト能ハサル者」は投票が出来ない、と記載されていたのだ。これまではどうかというところ、旧選挙法では第三九条に「選挙人ニシテ文字ヲ書スルコト能ハサル由ヲ申立ツルトキハ町村長ハ吏員ヲシテ代書セシメ之ヲ本人ニ読ミ聞カセ捺印投票セシメ其ノ由ヲ投票明細書ニ記載スヘシ」とあり「文字ヲ書スルコト能ハサル者」には代書による投票が認められていた。「文字ヲ書スルコト能ハサル者」の投票を不可とする一項は、無記名投票制の導入と共に、この時新たに加えられたものだった。

工藤の質問に対して、政府委員は「文字ヲ書スルコト能ハサル者」の投票を不可としたのは二つの理由があると答えている。一つは選挙人に一定の教育・知識を求めため、是位ノ知識ノアル者デナケレバ、選挙ヲ行ハセルニ不都合であるということだ。教育の進歩した今日の社会を鑑みれば「責メテハ自己ノ名前モ書ケル、自己ノ名前デナクテモ、人ノ氏名モ實際書

ケルト云フ位ノ人」^五でなければ選挙権を与えなくても構わない、というのが政府側の見解であった。

そしてもう一つの理由は「無記名投票」であること。従来のように代書を認めてしまうと誰が誰に投票をした、という選挙の秘密が守られず、記名するのと変わらない結果になってしまう、というものだった。

投票は「無記名」か「記名」か、という議論は「代書」を認めるか否かの議論へと繋がり、それは言い換えれば「文字ヲ書スルコト能ハサル者」から選挙権を剥奪するのは適当か否か、の議論となつていった。これによつて「文字ヲ書スルコト能ハサル者」にも投票を認めるべきであるという議員等が中心となつて、記名投票制の維持が叫ばれたのだ。

では、実際「文字ヲ書スルコト能ハサル」ために選挙権を剥奪されてしまふ選挙人はどれほどいると考えられていたのだろうか。その見込みを問われた政府委員は次のように答えている。

○政府委員（一木喜徳郎君） 此氏名ヲ記載スルコトノ出来ヌモノハ、投票スルコトガ出来ナイト、斯ウ極メマシタノハ、此政府ノ見込ニ於キマシテハ、サウ非常ニ大多数スウデアラウト云フコトハナカラウト云フ見込デアリマス……特ニ調べタモノハゴザイマセヌケレドモ、サウ多数ハアルマイト云フ見込デゴザイマス、併シ又多少アルニ致シマシテモ、ソレハ已ムヲ得ヌコトト考ヘテ居リマス^六

このように、政府側は「氏名ヲ記載スルコトノ出来ヌモノ」について「サウ多数ハアルマイ」との見通しを示している。社会の進化に伴い選挙法改正を行い有権者を増大させる、という趣意なのだから、当然の見解かもしれない。また同時に「氏名ヲ記載スルコトノ出来ヌモノ」が多少いたとしてもそうした人々が投票権を行使できないのはやむを得ないことだという。政府側のように見込みとは異なり、無記名投票制に反対する衆議院議員等は「文字ヲ書スルコト能ハサル者」を「サウ多数ハアルマイ」ものとは考えていなかった。

○恆松隆慶君（百九番） 少シ質問致シマス、此選挙法デ見マスルト、

誠ニ選挙権ハ拡張致シテ居リマスガ、然ルニ第三十五条ニ依リマスルト、無記名投票デアル、即チ文字ヲ書スルコト能ハザル者ハ、投票スルコトガ出来ナイ、斯ウナツテ居ル、一方デハ多数ノ人ニ選挙セシムト云ウテ、又一方デハ自書スルコトノ出来ナイ者ハ投票ガ出来ナイト却テ従来ノ選挙人ヨリ数ガ減ルカモ知ラナイ^七

これは第一二回帝国議会における選挙法改正案第一回読会の際に出された質問だ。政府の当初案では、選挙人に求める納税資格は「選挙人名簿調整ノ日ヨリ満一年以上地租五円以上又ハ満二年以上所得税若ハ営業税三円以上又ハ所得税営業税ヲ通シテ三円以上納メてゐることとされ、これは旧選挙法の「直接国税一五円以上」に比すると大幅な引き下げで、有権者数はおよそ五倍にもなると目算されていた。それにも関わらず「文字ヲ書スルコト能ハザル者」の投票を不可とすれば選挙人は「従来ヨリ数ガ減ルカモ知ラナイ」というのである。ここでは、納税率が引き下げられたことによつて新たに選挙人となる人々の間には「文字ヲ書スルコト能ハザル者」が多数である可能性だけではなく、従来の選挙人の中にも「文字ヲ書スルコト能ハザル者」が多くいる、と考えられているのだ。

また、第一三回帝国議会において、星亨が特別委員会の審議結果を報告する際にも、次のような発言がなされている。

○星亨君（二百三十四番） ……原案ニ於テハ、附イテハ単記無記名ニナツテ居ルノデアル、然ルニ種々討論ノ末ニヨツテ、制限連記名、斯ウ云フコトニ極リマシタ、サウシテ既ニ記名ニナリマシタ以上ハ、代書ヲ許スノガ相当デアル、我邦ノ今日ノ現状ヲ見レバ、随分明治以前ニ生レタ人、殊ニ天保時代ニ生レタ人モ多イノデアル、随分書クニ不十分ナ人モ多イト云フコトモアルカラ、代書ヲ許ス方ガ相当デアル、記名デ相当デアル^八

記名を採るべき理由として「文字ヲ書スルコト能ハザル者」の存在が挙げられている。とりわけ、そうした人々として想定されているのは明治以前の生まれの人、とりわけ天保時代に生まれた——この議論がされている当時六

○歳以上になる——人々であった。これとほぼ同じ発言は、第一四回帝国議会でも行われていた。

○（工藤行幹君）既ニ記名ト御定メニナツタ上ハ、代書ヲ許スト云フコトニスルガ宜シト思フ、日本ハ余リ文明ニモ進ンデ居リマセズ、老人ナドニハ書ケナイ者モアル、ソレガタメニ選挙権ヲ奪フト云フノハ、宜シクナイト考ヘル^九

右の引用部は法案修正決議中のものだが、この時の採決は、まず記名か無記名かを決め、続いて代書は許すか否かの多数決を取る、という順で行われている。日本には文字の書けない「老人」も多いから、記名式となった以上は代書を認めるべきである、との意見に対して政府委員は

○政府委員（一木喜徳郎君） 記名投票ノコトハ御決議ニナリマシタガ、代書ヲ許スヤ否ヤハ、記名無記名トハ別問題デ、政府案ノ趣意ハ無記名ノ趣意ヲ貫クダケデナク、斯ウ云フモノデナケレバ、選挙サセナイ趣意デアリマスカラ、記名投票ニナルニ拘ラズ、原案通りニナルコトヲ希望致シマス^{一〇}。

と述べており、やはり代書を禁じた意図は単に選挙の自由や秘密の保持だけではなく、「文字ヲ書スルコト能ハザル者」を選挙人から排除するところにもあることが改めて主張された。政府にとって、その数の多少は問題ではなかったのだ。

改正選挙法は最終的に明治三十三年、第一四回帝国議会において成立し、投票方法は左のとおり規定された。

第三十六条 選挙人ハ投票所ニ於テ投票用紙ニ自ラ被選挙人一名ノ氏名ヲ記載シテ投函スヘシ
投票用紙ニハ選挙人ノ氏名ヲ記載スルコトヲ得ス

第三十七条 選挙人名簿ニ登録セラレサル者ハ投票スルコトヲ得ス但シ選挙人名簿ニ登録セラルヘキ確定判決書ヲ所持シ選挙ノ当日投票所ニ到ル者アルトキハ投票管理者ハ之ヲシテ投票セシムヘキ

第三十八条 選挙人名簿ニ登録セラレタル者選挙権ヲ有セサルトキハ投票ヲ為スコトヲ得ス
自ラ被選挙人ノ氏名ヲ書スルコト能ハサル者亦前項ニ同シ

第一二回帝国議会に提出された改正案の第三五条三項に見られた「文字ヲ書スルコト能ハサル者ハ投票スルコトヲ得ス」の一文は、第三八条二項の「自ラ被選挙人ノ氏名ヲ書スルコト能ハサル者亦前項ニ同シ」へと姿を変えている。この修正は第二三回帝国議会への法案提出の際には既にみられたものだが、そもそもこれまで確認してきた「文字ヲ書スルコト能ハザル者」の議論をみても、自己の氏名及び被選挙人の氏名くらい書ける者でなければ、という意図であったようだから、この文言修正は「文字ヲ書スル」能力の有無をどこで判断するか、を明確にしたものであると考えられる。ここから、政府にとって選挙人に求める最低限の識字が「氏名ヲ書スル」能力であったことが分かるだろう。

「自書」条件に対してはこれまで見てきたように衆議院での反対意見が根強く、第一四回帝国議会の修正案でも「自書」項目は削られ、記名制で代書を認める形へと修正されていた。しかし、その後の貴族院での審議によって政府案の無記名制・代書を禁止する形へと戻されている。両院協議会での話し合いでも、貴族院側は無記名制や「自書」条件は譲ることが出来ないものとして主張し、衆議院側が妥協をする形となった。こうして、無記名制を理由に代書を禁止、「自書」を投票権行使の条件とする改正選挙法が成立したのだ。

二、「無筆選挙人」の実態

改正選挙法施行後初めての総選挙である第七回衆議院議員選挙は、明治三十五年四月二二日に公示され、同年八月一〇日に投票が行われた。改正選挙法が初めて適用されることから、新聞各紙では候補者動向や各政党の動きとともに、改正選挙法の注意点が盛んに報じられている。

そんな中、投票票を間近に控えた七月二四日、『朝日新聞』に次の記事が掲載された。

●無筆選挙人の投票に就て

全国多数の選挙人中には全くの無筆の者は餘り多からざるべきも人の氏名を字画正しく書くことの覚束なき者は甚だ多く又候補者の中にも随分六ケ敷氏名の人少なからず左れば字体の明白ならざる投票、仮名を以て書したる投票、誤字ある投票等は全国到る処に顕出すべく而して其有効無効の争論は恐らく全国の各開票所に於て起らざる所なかるべし出所ハ明白ならざるも過日府下の各新聞紙上に被選挙人の氏名とは戸籍面にある氏名の謂なれば仮名を以て書したる投票、誤字ある投票等は無効なりとの記事現はれ六十の手習に孫の笑を忍びながら覚束なくも候補者の氏名を習ひつゝある選挙人の色を失はしめたるが今大審院及び行政裁判所の判決例を見れば苟も被選挙人の何人たるを確認し得る投票は総て有効なりとの解釈にして……行政裁判所の判決例は思ひ切つて寛大なり仮名を以て書する者誤字脱字ある者類似の者姓又は名のみを記載する者異名を記載する者等皆有効なり……

記事では投票に使う文字は漢字でなくとも構わず、また誤字や誤記があつても誰の氏名を書きたかつたかが分かれればその票は有効である、と報じられている。続く省略部分では、こうした言説の根拠として、過去の総選挙での投票に関する大審院や行政裁判所の判決が列挙され、最後は、行政裁判所の判決は概ね寛大であるとはいえ、最終決定者である大審院の判例が少ないことから選挙人は気を引き締めて投票の記載を行うように、との注意で締めくくられている。この記事は「投票面の文字に就て」と見出しを変えて同月二七日付の『土陽新聞』に転載された。また、同日には『毎日新聞』でも同様の報道が見られる。

●投票認め方問題

改正選挙法に燃れば『選挙人は投票所に於て、投票用紙に自ら被選挙人一名の氏名を記載して投函すべし』とは、其第三十六條の規定にして、即ち投票は必ず選挙人の自書に限られ居るは、今更喋々するを要せざる所なるが、其文字は漢字に限るか、將た仮名にても差支なきか、又た誤字誤書は何れの程度まで、之を有効のものと為すべきかと云へる問題に

就ては、其筋に於ても議論区々に岐れ、或る方向にては仮名は勿論符合（例へば岩谷天狗と云ふが如し）にても候補者の誰たるを推知するを得る以上は、毫も差支を見ず、現に此種の疑問に關しては、従来の裁判例もあることなりと主張するに反し、他の方面にてはこの説を非定する者もあれど、目下の處結局前説に傾きつゝあるが如し

これらの新聞報道からは、改正選挙法に記された「選挙人ハ投票所ニ於テ投票用紙ニ自ら被選挙人一名ノ氏名ヲ記載」しなればならず、また「自ら被選挙人ノ氏名ヲ書スルコト能ハサル者」は投票を行うことが出来ないとの文言をめぐつて、市井では投票に有効な「文字」とは何か、について議論・憶測が巻き起こつていたことが分かるだろう。従来の裁判例から、ひらがなを用いたものや誤記・誤書のある投票も有効であるとの説と、戸籍で記された氏名は漢字であるのだから投票も当然漢字でなければならぬとの説が争われた。このように「文字」の定義が問題となるのは、現在もそうであるように、日本語の「文字」には漢字・ひらがな・カタカナの三種類が存在しているためであり、当時の社会では「全くの無筆」ではないものの「人の氏名を字画正しく書くこと」の覚束なき者——つまりは、ひらがなやカタカナは書いても漢字を書くのは不慣れな者が多かったためであった。

旧選挙法に比べれば倍増しているとはいえ、依然として総人口中二・二%とごく少数の、高額納税者に選挙権が限られている中で、選挙人には「人の氏名を字画正しく書くこと」の覚束なき者は甚だ多しといは「近世日本人の識字率は高かった」という言説に馴染んだ我々には奇妙に思われるかもしれない。では、実際に「人ノ氏名」を書くことが覚束ない者はどれ程いたのか、検討してみよう。

明治初期から中期にかけては、いわゆる「自署調査」と呼ばれる「自己の姓名を記し得るか否か」の取り調べが、滋賀県（明治一〇〜二六年）、岡山県（明治二〇〜二六年）、鹿児島県（明治一七〜二二年）、群馬県（明治一三年）、青森県（明治一四年）の一部都府県で六歳以上（青森は全年齢）の男女を対象に行われている【別表一】。この統計を見ると、自署率には地域・性別によつて著しい差があることが分かる。最も自署率の高い滋賀県男子でさえも、一割程度は「自己の姓名を記し得ざる者」が存在している。

この「自署率調査」は、これまでの先行研究で明治初期の教育程度や識字率を検討する際に多く用いられてきた資料であるが、実施の意図や方法は不明であるし、「自己の姓名を記す」といった時にその「文字」が何をさしていたのかも定かではない。

明治三五年には有権者を対象とした同様の調査が内務省によって秘密裏に行われていたという。

▲無筆選挙人の取調 目下各府県にては内務省の内命に依り各村落の駐在巡査をして選挙有権者中の無筆者を調査せしめ居る由なるが無筆者は東北地方に最も多く全国を通ずるときハ凡そ一割以上なるべしと云ふ

●無筆者調査は困難なり 其筋にては総選挙準備として各府県に内命し選挙人の無筆者を取調中との事なるも無筆者と雖も全く自己の姓名を自署し得ざる者は頗る僅少なり自己の姓名を自署し得るものには候補者の姓名を習熟せしむるを得べし甚だしきに至つては厚紙に片仮名にて候補者の姓名を記し之を切抜て習熟し投票したる実例府県会議員選挙当時にありたれば今回の総選挙にも是等の手段を為す者多かるべければ到底正確の調査は為し得ざるべしと云ふ

これは、第七回衆議院議員選挙公示後、明治三五年五月九・一〇日付『朝日新聞』の記事で、有権者中の「無筆者」数調査が「自己の姓名を自署し得るか否かを問うという方法で行われていることを報じたものだ。その割合は全国平均で一割以上になるだろうとの見込みだが、これは第一三回帝国議会で確認できる「政府委員ノ取調べ」結果と概ね一致するものである。

○(前川慎造君) ……殊ニ先達政府委員ノ取調べタ所ノ自書シ能ハザル所ノ表ニ依リマシテモ、随分澤山ナ人デアアル、百人ニ就イテ、十若クハ十七ト云フヤウニ大変ナ比率デアアル、是ハ悉ク皆自筆者ナラザルモノデハゴザイマスマイガ、其中ノ多数ト云フモノハ自筆ノ能ハザル者デアアル、是等ノモノヲ無記名ト云フコトノタメニ権利ヲ奪ツテシマフコトハ、甚ダ謂ハレナイコトト考ヘマス

「政府委員ノ取調べタ所ノ自書シ能ハザル所ノ表」そのものは確認できていないが、これによれば「自書シ能ハザル」者は一割から一割七分に及んだという。調査対象者やその規模が不明である以上、ここから言えることは多くないが、興味深い点は「是ハ悉ク皆自筆者ナラザルモノデハゴザイマスマイガ、其中ノ多数ト云フモノハ自筆ノ能ハザル者デアアル」との一説にある。ここからは、「自書シ能ハザル者」と「自筆ノ能ハザル者」が明確に区別されていること、そして「自筆」能力が「自書」能力より下位レベルに存在しているということが分かる。では、「自書」不可能者が即「自筆」不可能者ではないとは、どういうことか。先に引用した『朝日新聞』中の記述から考察することが出来る。

記事には「無筆者」であっても自分の姓名さえ書けないというものは少なく、自分の姓名程度なら書けるといふ者であれば練習すれば被選挙人の氏名を書けるようになる、更には、被選挙人の名前をカタカナで書けるように練習して投票したという府県会議員選挙の事例もある、と書かれている。この「甚だしきに至つては」「片仮名にて」との書き口から、「無筆者調査」において「自署」に求められているのは漢字を用いての氏名記載であったと考えられる。ここから「是ハ悉ク皆自筆者ナラザルモノデハゴザイマスマイガ」とは、漢字で自署が出来ないものが皆、ひらがな・カタカナさえ書けないというわけではない、という識字の段階が想定されているの発言だと推測できるだろう。つまり、前川は漢字以外での記載も有効であると考えた上で、それさえ困難な、ひらがなさえ書けない「自筆ノ能ハザル」選挙人の存在を想定し、そうした人々から選挙権が剥奪されることを「謂ハレノナイコト」として非難していることになる。

また、選挙の後日談として『都新聞』には「被選挙人ノ氏名ヲ書スルコト能ハサル」選挙人の話のように記されている。

▲六十の老翁始めて字を習ふ 下谷区元黒門町待合岡田留吉ハ当年六十三才の老人にて高梨氏の投票勧誘に応じ承諾ハ与へたれども目に一丁字なく自己の姓名すら書する能はざれば承諾の日より高梨哲四郎の五字を昼夜となく習字せりと

(八月一日)

▲氏名を震へて書けず 高梨派の有権者で下谷区の某ハ区役所に出席して卒ぎ記名といふ場合にテが震へて終に記し得ずに帰つたとの咄である其人ハ元來無学であつて記名も片仮名との事であつたが然も右の訳で記し得なかつたのである(八月一三日)

一日の「下谷区元黒門町待合岡田留吉」と二三日に報じられた「高梨派の有権者で下谷区の某」とは同一人物であるだろう。この留吉、もとは自分の姓名さえ書けなかつたところを投票のためにそれは熱心に「高梨哲四郎の五字」を練習していたのだが、いざ当日、投票場では手が震えて投票が叶わなかつたという。

八月三〇日付『土陽新聞』にも同様の話がみられた。

△『佐々友房』の四字 熊本県球磨郡某村の選挙民某元と一丁字を解せず国権派の勧誘に応じ佐々氏を選挙すべき約を為し『佐々友房』なる四字の名刺を手本として習字怠らず漸く之を書き得るに至れる折柄偶々反対派の運動員来り甘言之を誘ふに自党の候補者某に投票せんことを誘ふ某乃ち心動き之に従ふ而して選挙場に入るや『佐々友房』四字の外一字を書き得ず遂に佐々氏に投票したり反対派の人之れを聞き開いたる口が塞がらず

この場合、選挙人は投票を為したのであるが、「佐々友房」以外の字が書けなかつたために本意ではない候補者に投票してしまつたというのである。このように、第七回衆議院議員選挙では実際に「被選挙人ノ氏名ヲ書スル能ハサル」選挙人たちの姿が見られた。

新聞報道が必ずしも事実を語つてゐるとは限らないが、その姿は政府による統計結果にも現れている。内閣統計局『第三二(大正二年)日本帝国第三十二統計年鑑』によれば、第七回衆議院議員選挙において「被選挙人ノ氏名ヲ書スル能ハサル者」は全国で二、〇一八人を数えたという。これは有権者中〇・二一%の割合である。政府委員の調査に比べれば随分少ない数になるが、一割程の棄権者のうちに「被選挙人ノ氏名ヲ書スル能ハサル者」がどれだけいたかは分からないし、この時求められた自書能力が漢字に限られたの

か、ひらがなやカタカナも認めるものだったのかも不明だ。例え政府側が漢字の投票のみを「自書」として認める趣意であつたとしても、選挙人が誰の名前を書いたか分からない「秘密選挙」であつた以上は、選挙人がひらがなやカタカナで記載していても止めることは出来ない。逆に、カタカナであれば書くことが出来たのに漢字で書かなければならないと思ひ込んだ結果、投票できず終いとなつた選挙人もいたかもしれない。この場合、両者の識字の程度は同じであつても片や「被選挙人ノ氏名ヲ書スル能ハサル者」となり、片や「投票セシ者」となるのである。

統計方法が不明である以上、内閣府統計から言えることは多くない。しかし、投票所に訪れながらも「被選挙人ノ氏名ヲ書スル」ことが出来ないがために投票を諦めた「無筆」の選挙人が一定数存在したことは確かである。また、新聞による「無筆者ハ投票を行ふ能はざる規定なる故勢ひ棄権者の数を増加する次第なる」との予想に反して棄権者数は第六回総選挙の二一・〇%を大幅に下回つてゐることから、ひらがなやカタカナでの投票をなしたものはやはり相当数いたのではないかと考えられる。

このように、明治三〇年代の選挙人の「識字」能力について、その実態を知ることは明治が遠い歴史となつた現代は勿論のこと、当時から困難なことであつた。選挙の公示前、明治三五年四月二日付『朝日新聞』の記事には、有権者中の「無筆者」数について次のような推論が展開されている。

有権者中無筆者幾割幾歩なるべきやは其調査容易ならざれども暫く之を小学児童の就学不就学の割合を案じて其比較を求むるに学齡児童百人に対する不就学者は三十一年の統計に十七、五人(男子の分丈なり)を示せり普通教育行き渡りたる今日でさへ此の如くなるに現在の有権者は十五年以前に就学年齡に達したるもの若くは全く教育制度なき封建時代に生育したる者のみなれば其無筆者と有筆者の割合は現在学齡児童中の就学不就学の割合よりも多しと見るも大差なからん更に一例を求むるに近年の徴兵適齡者は皆教育制度普及の後に生長したるものなるに無筆者の数割合の多きの一事を見るも全国尚無筆者多く有権者中にも其割合多かるべきを推定し得べし

ここで、選挙人における無筆者の割合を推定するにあたって用いられているのは二つの統計だ。一つは学齢児童の不就学率で、もう一つは壮丁教育程度調査である。いずれも統計の不正確性について先行研究による指摘もあるが、本稿では不問としたい。

学齢児童の不就学率は明治三〇年代に義務教育の国庫補助制度確立、小学校令による就学規定の厳密化、授業料の原則廃止などが行われたことを機に、かなり低くなっている【別表二】。しかし、それ以前はといえば、明治二〇年には男女合わせても就学率は半分に満たず、男子だけで見ても約四割の不就学児童がいた。記事は、現在の有権者の多くはより古い時代に就学年齢にあつたものや、教育制度成立以前に生れ育つた者たちであるから、「無筆者」の数は現在（明治三一年統計）の不就学者の割合より多いだろう、と推測している。この予想の裏付けとして引きだされるのが、壮丁教育程度調査の結果だ。

壮丁教育程度調査は、明治三二年から陸軍省と文部省によって行われた。その名のとおりに、調査対象は「壮丁」である二〇歳男子に限定されているが、明治時代の全国的な教育水準を知ることが出来る数少ない統計資料の一つである^{二〇}。これらの結果の一部を表に示した【別表三】。

明治三二年を見ると壮丁中「読書筆算ヲ知ラサル」者は二三・四%、彼等の学齢期には男子の不就学率がおおよそ三割〜四割程であつたことを考えれば、不就学者が皆「読書筆算ヲ知ラサル者」ではないことが分かるが「読書筆算ヲ為ス者」まで含めれば、その割合は不就学者のものと近づいてくる。

ところで、壮丁教育程度調査とはどのように行われていたのだろうか。その調査方法は年度によって異なっていた、という注意書きがあるものの、その試験の内容は「漢字の『読み』と『書き取り』、語の意味、文法、文章の理解、その他についてであつて、かなや数字の読み書きについては調べられていない」^{二一}という。つまり、ひらがなやカタカナであれば読み書き可能な者であつても壮丁教育程度調査上では「読書筆算ヲ知ラサル者」になつてしまふのだ^{二四}。この調査からは、政府が、とまでは言えなくとも、少なくとも陸軍省・文部省が近代教育の結果として国民が得る「教養」あるいは「知識」として考えたのが漢字ひらがな混じり文の読解であつたことがうかがえる。

「無筆選挙人」の実態を考える上では、そもそも当時は何を以て「無筆」としたのか、を明らかにしなければならぬが、明治期の「識字率」をめぐる学説の多くは、この点を等閑にして展開されている。本章で確認してきた限りでは、自署調査や壮丁教育程度調査などの、従来明治期の「識字率」を明らかにする上で用いられてきた統計資料は「漢字」を想定していると考えられる。これは、漢字ひらがな混じり文に慣れた現代からすれば当然のことのように思われるが、壮丁教育調査の始まつた明治三〇年代の日本では、未だ「国語」の姿は定まっていなかった。このことは「自書」条件をめぐる市井の混乱や議論にも大きく影響していると考えられる。次章では、明治三〇年代を中心に、「国語」をめぐる議論について整理していく。

三、「国語」の行方

改正選挙法が成立した明治三〇年代は「国語」問題をめぐる転換期でもあつた。明治三三年九月には小学校校令施行規則の改正によって「読書」「作文」「習字」の三科目が統一され「国語」という科目が誕生している^{二五}。この「国語」については「普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養フ」^{二六}ということが目的であるとされた。また、この時ひらがなの字体の統一が図られ、所謂「変体仮名」と呼ばれる字体が排除されている^{二七}。しかし「国語」の姿については未だ議論の途上にあり、ひらがなカタカナの両方を教えるのか、文体はどうするのか等、未確定な部分が多かつた。また、明治二〇年頃から文学界を中心起こつた言文一致運動が、主要雑誌掲載小説における言文一致体小説数が文語体小説数を上回る、という形で一定の決着を見せ始めるのも明治三〇年代のことだ。

国語改良の必要性は幕末期から唱えられ始めていたが、そこには種々の意見が存在しており、その統一はとても一個人や私団体の手に負えるものではなかつた。こうした市井の研究・議論をうけ、政府による国語調査委員会が結成されたのは明治三五年だった。この調査会では、標準語、言文一致、仮名遣い、漢字節減など当時の日本語が抱えていた課題と、今後取るべき方向性について討議・検討がなされている。

明治期における日本語の混迷状況については、第一四回帝国議会衆議院国

宇国語国文ノ改良ニ関スル建議案審査特別委員会における委員長根本正の発言に簡潔に表れている。

……我国ノ文章ト云ヒ、言葉ト云ヒ、字ト云ヒ、実に錯雑紛乱不規則不統一ナモノデアリマシテ、実ニ我国ノ文章ヲ世界ノ文明国ニ較ベテ見ルト、誠ニ混雑シテ居ツテ……実ニ今日ノ日本ノ言葉ハ先ヅ手紙、話、新聞紙上ノコト、皆違ツテ居リマス、之ヲ外ノ国ニ較ヘマスト、実ニ非常ナ間ヲ取ル、此漢字ハ実ニ多イ文字デ四万字以上モアルサウデス、此四万字以上モアルモノヲ読ンデ、之ヲ實際ニ使フモノハ僅カ五千字モ学ベバ利用スルコトガ出来ル^{一八}

「錯雑紛乱不規則不統一」と表されるほどに、明治三〇年代、日本語の姿は同様ではなかった。当時は書き言葉と話し言葉の乖離が甚だしかったことは周知のとおりだが、その書き言葉にもまた、文語体、俗談平話体、漢文訓読体、といった調子で複数の文体が存在しており「手紙、話、新聞紙上ノコト、皆違」つているという状態だったのだ。そしてまた、文体によって読み書き出来る人の数は異なっており、とりわけ漢文訓読体は十二分に教育を受けたごく一部の階層でしか理解できないものであった。このことは、漢文訓読体で記された明治政府による官令や、文語体で漢字・漢語を大いに用いた大新聞の記事が当時の一般の人々にとって解し難いものとして語られていることから分かる^{一九}。

また、文体のみならず「文字」一つとっても、当時は様々な議論・主張が存在した。例えば、七月二十九日付『朝日新聞』に「無筆選挙人の投票に就て（吉原地方局長談）」との見出しで掲載された記事には投票用紙への記載にあつた「羅馬字」使用について言及されている。

衆議院議員選挙に関する無筆者投票の効力につき内務省の吉原地方局長の意向を聞くに改正衆議院議員選挙法は未だ実行の暁に至らざれば先例に徴する事能はざるも府県制に依れば是までの選挙には仮名を使用する事を許し居る慣例あるのみならず既に行政上の確的判例もあれば当局内に於ては無論仮名の有効なることを認め居れり、次に岩屋天狗、

加藤裏天、井上蟹甲等の如き符号は孰れかと云へば悪口の方に属し姓名を記載しある銘文と相反し居れば直ちに之れを以て有効無効を決する能はず或は後日裁判上有効となるやも知れざれども兎に角公職を有するものとしては今茲に之れを言ふを憚るなり、尚ほ羅馬字使用の有効無効は別に問題となるべき余地なし何となれば未だ曾て我邦語と認めたる事なければ当然無効たるべし云々

あくまで一地方局長の見解ではあるが、ローマ字は「日本字」ではないことを理由に「有効無効問題となるべき余地なし」に無効であると切り捨てられていることが分かる。同様の議論は第一二回帝国議会貴族院議会の中でもみられた。

○山中幸義君 ソレカラ第三十五条デゴザイマス、第三十五条三項「文字ヲ書スルコト能ハサル者ハ投票スルコトヲ得ス」ト斯ウゴザイマスガ是ハチツト極端ナルカ知リマセヌガ日本文字ヲ知ラヌデ西洋文字バカリヲ知ツテ居ルノハ宜シイノデゴザイマスカ

○政府委員（梅謙次郎君） 御答致シマスルガソレハ第三十五条三項ニハ嵌ラヌカモ知レマセヌガ同条ノ第一項ニ「自カラ被選挙人一名ノ氏名ヲ記載シテ投函スヘシ」トアリマスニ依ツテ其選挙人ノ氏名ト云フノハ申スマデモナク日本字デナケレバナリマセヌ

○山中幸義君 西洋文字デハイカナイノデスナ
○政府委員（梅謙次郎君） 左様デゴザイマス^{二〇}

ここで示されたのは被選挙人の「氏名」とは「日本字」で書かれているものであるから西洋文字での記載は認められないというものだ。「日本字」が漢字のみを指すのか、ひらがなカタカナを含むのかはここからは分からないが「西洋文字」は「日本字」ではないため無効であるという。

ローマ字での記載が認められるか否か、という議論はひらがなカタカナの議論と比べて突拍子のないものに思われるかもしれないが、これもまた当時の国語改良問題を反映したものであった。

国語改良運動の魁として前島密による「漢字御廃止議」が有名であるよう

に、国語改良議論の中には、その習得が他の学習の妨げになっていないことを主たる理由として、漢字はなくしてしまうのが良い、という主張が見られたのだ。その中でも文字をひらがなにするのがよいかカタカナがよいか、はたまたローマ字を採用するか、と主張が分かれていたのである。前述した国語調査委員会の決議では定められた四つの大針の一つに「文字は音韻文字『フオノグラム』を採用すること」とし、仮名羅馬字の特質を調査すること^{三〇}とあり、日本語を表記する文字については、ローマ字もその候補として真剣に検討されていた。しかし、選挙法改正の議論の中で政府委員が「西洋文字デハイカナイ」と答えているように、国字の変更には大きな抵抗が伴ったことは想像に難くない。

このように、改正選挙法の「自書」条件をめぐっては、明治三〇年代の人々の「文字」認識をうかがうことが出来る。明治期の日本には、一方では近代教育を妨げるものとして「漢字」の節減や廃止の議論がなされながら、もう一方では「漢字」で氏名を記す能力が選挙人に求められる、というような混沌とした状況があった。こうした過渡期の日本語の揺らぎを視野に入れずには、当時の「識字」を考えることは出来ないだろう。

おわりに

本稿では明治三〇年代に行われた選挙法の改正と、改正選挙法下で行われた第七回総選挙において表出した「言葉」や「識字」の問題を整理してきた。和暦や年号によって区切られた時代区分や、制度・法律の制定・改正とは関わりなく、旧時代的なものは存在を続ける。それが、選挙においては無記名式による秘密選挙を施行しようとする「天保時代の老人たちには字が書けないものが大勢いる」と反対意見が飛び交う、といった形で表出したのだ。政府が選挙人の財産制限の緩和する一方で「自書」条件を導入したこと、またそれに反対する議員が多く見られたことから、当時、「人ノ氏名ヲ書スル能ハサル者」の存在が珍しいものではなかったことが分かる。しかし、そうした人々に「選挙されては困る」と考えた政府の意図、排除しなかった選挙人層については検討の余地がある。

明治四五年には全国で二、四六一人存在した「被選挙人ノ氏名ヲ書スル能

ハサル者」だが、大正四年には僅か一〇人にまで減少しており、以降は統計の項目から削除されている【別表四】。大正期には既に選挙人に対して「自書」能力を問いかける必要がなくなったということだ。同様に、軍隊においても明治期には壮丁への国語教育が必要とされたが大正頃にはほとんど見られなくなるという^{三〇}。

最後に、この「自書」条件のその後を確認しておこう。明治三年の衆議院議員選挙法が全文改正されたのは大正一四年のこと。この時成立したのが、財産制限を撤廃し、二五歳以上のすべての臣民男子に選挙権を認め、いわゆる男子普通選挙法である。ここでは、第三〇条二項において「自ら議員候補者ノ氏名ヲ書スルコト能ハサル者ハ投票ヲ為スコトヲ得ス」と記されており、「自書」条件が存続することが分かる。これは女性参政権を認めた昭和二〇年の部分改正時にも残され、昭和二三年の部分改正時によりやく第二七条二項によって「身体ノ故障ニ因リ自ら議員候補者ノ氏名ヲ記載スルコト能ハザル選挙人」に限って代書が認められるようになった。

その後、昭和二五年には衆議院議員、参議院議員、地方自治体の議会議員及び長並びに教育委員会の委員選挙それぞれの法律を統合した公職選挙法が制定された。現在の選挙法はこれの部分改正を繰り返したものであるが、この現行の公職選挙法においても選挙人には「自書」での投票が求められている^{三〇}。その条文は次のとおりだ。

第四十六条 衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）

議員の選挙以外の選挙の投票については、選挙人は、投票所において、投票用紙に当該選挙の公職の候補者一人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない^{三四}。

周知のとおり、現代では点字投票や「心身の故障その他の事由」により自書の不可能な者の代理投票が可能となっている。しかし、このように、特別な理由のない限りという括弧書きがあるものの、基本的に選挙人には自らが票を投じた相手の「氏名を自書」する能力が求められるという構造は変わっていない。なお、現代における「自書式投票」の賛否については本稿では議論しない。ここでは「自書」条件が過去のものではないことを指摘す

るのみである。

また、今回は衆議院議員選挙法に限ってみてきたが、「自書」条件は衆議院議員選挙法と同時期に府県会法にも導入されている他、商法^{二五}などの参政権に関わらない法律中にも見られる。全国各地で自署調査が行われたことから、人々が「氏名ヲ書スル」能力を有しているか否か、は明治政府にとって重要な問題だったことが分かる。

「自書」条件をめぐる議論には明治期日本が抱えていた教育や国語に関する様々な問題が複合的に現れているが、本稿では手が及ばなかった部分も多い。近代化を目指す明治政府が様々な法律を整備・改正していく中で「自書」を求めていったのは何故か。資料年代や分野の幅を広げての再検討は今後の課題とする。

(くみたみさ 高知市立自由民権記念館学芸員)

【主要参考文献】

- 一 土屋礼子『大衆紙の源流―明治期小新聞の研究―』世界思想社、平成一二年。
- 二 安田敏郎『漢字廃止の思想史』平凡社、平成二八年。
- 三 島村直己『近代日本のリテラシー研究序説』付・文献目録、『国立国語研究所報告』一〇五、<http://doi.org/10.15084/00001135>、平成五年。
- 四 八鍬友広『識字の歴史研究と教育史』、『教育思想』<http://hdl.handle.net/10097/00123749>、平成三〇年。

【注釈】

- 一 稲田雅洋『総選挙はこのようにして始まった―第一回衆議院議員選挙の真実―』有志舎、二〇一八年。
- 二 『朝日新聞』明治三五年七月二八日「選挙投票の心得」
- 三 衆議院事務局『衆議院議員選挙法改正案ノ沿革』大正八年。
- 四 『衆議院衆議院議員選挙法中改正法律案審査特別委員会速記録』明治三二年二月一日第一号、四頁―五頁『帝国議会衆議院委員会速記録』明治篇二三、東京大学出版会、昭和六一年、一三〇頁。
- 五 「官報 号外」明治三二年五月二六日「第一二回帝国議会衆議院議事速記録」第五号、内閣官報局『帝国議会衆議院議事速記録』一三、東京大学出版会、昭和五五年、六〇頁。

六 『衆議院衆議院議員選挙法中改正法律案審査特別委員会速記録』明治三二年二月一日第一号、一〇頁。前掲書一三六頁。

七 「官報 号外」明治三二年五月二六日「第一二回帝国議会衆議院議事速記録」第五号、内閣官報局『帝国議会衆議院議事速記録』一三、東京大学出版会、昭和五五年、六〇頁。

八 「官報 号外」明治三二年二月二三日「第一三回帝国議会衆議院議事速記録」第三四号、内閣官報局『帝国議会衆議院議事速記録』一五、東京大学出版会、昭和五五年、四八二頁。

九 第一四回帝国議会衆議院衆議院議員選挙法改正法律案外二件審査特別委員会速記録(第五号)、明治三三年一月二五日、五〇頁。

一〇 同前。

一一 「第一三回帝国議会衆議院議員選挙法中改正法律案審査特別委員会速記録」明治三二年二月二日第四号、三五頁、前掲書一六一頁。

一二 壮丁教育調査、新兵教育調査のいずれも問題の出所が不明であり、読み書き能力調査委員会による『日本人の読み書き能力』(昭和二六年)によれば採点の基準は「各調査地の担当者に一任」されていたという。

一三 前掲書『日本人の読み書き能力』六頁。

一四 教育学、社会学などの分野で見られる先行研究では、「読書筆算ヲ知ラサル者」の割合を以て「非識字率」としている事例が多々見受けられるが、これは日本語といえは漢字ひらがな混じりの言文一致体であると考えられる現代的な感覚に基づくものであり、「読書筆算ヲ知ラサル者」の識字能力については議論の余地がある。

一五 深川明子『明治時代後半の国語科読み方教授』『改正小学校校令』公布直後を中心に、『教科教育研究』一〇巻、昭和五二年。

一六 「小学校令施行規則」第二条『官報』第五一四一号、明治三三年八月二二日。

一七 斎藤達哉『平仮名字体の新旧』改正小学校令施行規則と一八九四年『いろはかな』、『国語研究』七七巻、平成二六年。

一八 第一四回帝国議会衆議院国語国文ノ改良ニ関スル建議案審査特別委員会速記録(第一号)明治三三年二月二三日、一頁。

一九 例えば明治七年一月二二日付『東京日日新聞』には「◇御触がむずかしい」との見出しで「此節の御役人様はみな学者で困る。私どもは皆学校の無い時に生れた人間だから読めません。」と語る商家の主人の様子が雑報に出ている。

二〇 第一二回帝国議会貴族院議事速記録第一五号明治三一年六月七日『帝国議会貴族院議事速記録』一三、東京大学出版会、昭和五五年、二三五頁。

二一 加藤弘之『国語調査に就て』明治三五年七月、文化庁『国語施策沿革資料2』(昭和五六年三月三一日)仮名遣い資料集(論評集成その一)。(最終閲覧令和五年三月一八日)。

- 二二 熊谷直『日本の軍隊ものしり物語』光人社、平成元年。
- 二三 地方自治体では記号式投票条例を設置することによって記号式投票を実施することが認められている。
- 二四 公職選挙法（昭和五年法律第百号）令和四年二月二十八日施行（令和四年法律第八十九号による改正）法令検索。p.100（最終閲覧日令和五年三月二日）。
- 二五 第一四回帝国議会における「商法中署名スヘキ場合ニ関スル法律案」の審議中でも「日本ノ人民中ニハ文字ノ書ケナイト云フ人ガ多少ナイト云フコトハ出来ナイ、現ニ過グル県会議員ノ選挙ニモ平均致シマスルト、二割位ノ自書スルコトガ出来ナイト云フ人ガアッタト云フ事実デアル」（「衆議院議事速記録第十号」明治三十二年二月十九日、一六九頁）との発言があり、自書不可能な人々が一定存在する、ということが「自書」条件に反対する理由として挙げられている。

【表一】『文部省年報』掲載「自己ノ姓名ヲ書キ得ル者」

(%)

	青森県		群馬県		滋賀県		岡山県		鹿児島県	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
明治10年	—	—	—	—	87.6	38.8	—	—	—	—
明治11年	—	—	—	—	88	42.6	—	—	—	—
明治12年	—	—	—	—	87.5	47.1	—	—	—	—
明治13年	—	—	79.1	23.4	85.5	49.3	—	—	—	—
明治14年	37.4	2.7	—	—	87.5	47.3	—	—	—	—
明治15年	—	—	—	—	90.6	50.1	—	—	—	—
明治16年	—	—	—	—	90.8	55.4	—	—	—	—
明治17年	—	—	—	—	91.6	58.5	—	—	—	—
明治18年	—	—	—	—	90.1	58.5	—	—	36.8	4.1
明治19年	—	—	—	—	90.6	547.6	—	—	42.7	6.9
明治20年	—	—	—	—	87.1	53.5	65.6	42.1	38.5	6
明治21年	—	—	—	—	89.3	58.7	66.9	44.1	39.9	6.5
明治22年	—	—	—	—	89	65.2	68.6	45.1	45.3	7.9
明治23年	—	—	—	—	88.2	61.3	70.6	46.5	—	—
明治24年	—	—	—	—	88.9	60.9	71.8	49.5	—	—
明治25年	—	—	—	—	88.4	64.6	73.6	50.7	—	—
明治26年	—	—	—	—	87	66.9	74.4	51.3	—	—

島村直己「近代日本のリテラシー研究序説－付・文献目録－」（1993）を参考に作成

【表二】義務既生者百中不就业率

(%)

		明治30年	明治31年	明治32年	明治33年	明治34年	明治35年	明治36年	明治37年	明治38年	明治39年	明治40年
全国	男	19.33	17.58	14.94	9.65	6.22	4.2	3.41	2.84	2.28	1.84	1.47
	女	49.14	46.27	40.96	28.27	18.2	13	10.42	8.54	6.66	5.16	3.86
高知	男	16.94	12.93	10.63	6.8	4.65	2.93	2.64	2.33	1.6	1.06	0.89
	女	38.7	34	30	20.85	15.05	9.44	8.05	6.98	4.99	3.13	2.1

内務省統計局編纂『日本帝国統計年鑑』参照

【表三】壮丁普通教育程度調査

(%)

全国	明治33年	明治34年	明治35年	明治36年	明治39年	明治40年	明治41年
大学卒業者						0.22	0.12
同上ニ均シキ学力ト認ムル者						0.18	0.22
高等学校及其以上ノ学校卒業者			0.06	0.08	0.09	0.11	0.07
同上ニ均シキ学力ト認ムル者				0.02	0.00	0.12	0.14
中学校卒業ノ者	0.35	0.49	0.77	1.23	1.23	2.82	2.02
同上ニ均シキ学力ト認ムル者	0.98	1.02	1.32	1.60	1.77	2.63	2.46
高等小学校科卒業ノ者	6.94	8.10	9.15	10.61	12.36	17.03	18.20
同上ニ均シキ学力ト認ムル者	5.58	5.32	6.70	6.82	7.73	10.60	10.06
尋常小学校科卒業ノ者	31.01	33.74	34.07	35.92	36.28	37.46	39.95
同上ニ均シキ学力ト認ムル者	9.23	8.83	8.82	8.48	8.28	8.60	8.27
稍読書筆算ヲ為ス者	25.28	22.83	22.35	19.40	18.02	13.24	12.75
読書筆算ヲ知ラサル者	20.62	19.66	16.76	15.85	14.19	6.99	5.75

内務省統計局編纂『日本帝国統計年鑑』参照

【表四】衆議院議員及選挙有権者

	選挙権ヲ有スル者	投票数		被選挙人ノ氏名ヲ書スル能ハサル者	投票セサリシ者	人口千ニ付選挙権ヲ有スル者	選挙権ヲ有スル者中		
		有効	無効				投票セシ者	被選挙人ノ氏名ヲ書スル能ハサル者	投票セサリシ者
明治35年	983,193	859,276	8,192	2,018	113,709	22.22	88.23	0.21	11.56
明治36年	951,860	818,252	7,524	1,887	124,201	20.96	86.75	0.20	13.05
明治37年	757,788	650,419	5,744	1,162	100,471	15.77	86.59	0.15	13.26
明治41年	1,582,676	1,339,801	13,522	3,338	226,016	32.93	85.51	0.21	14.28
明治45年	1,503,968	1,338,528	10,653	2,461	152,335	29.06	89.71	0.16	10.13
大正4年	1,546,341	1,417,136	5,841	10	121,646	28.81	92.02	0.00	7.87

内務省統計局編纂『日本帝国統計年鑑』参照

今と昔（翻刻）

其の一 高知公園の城址

Ⅱ 城中大火ローマンスⅡ

高知市街を東西に割つた大高坂山に巍然と屹立つ高知城を振出しに今日から高知の変遷史とも繁盛記ともつかぬ今と昔のその様々の出来事を書き綴つて見やうと思ふ――。

高知公園の城址は高知市唯一の誇でありまた名譽ある史蹟の址である。

延元の昔――南朝方の大高坂松王丸等が後醍醐帝第七皇子花園宮満良親王を奉じてこの大高坂山の居城に據り勤王の義旗を翻し北朝方に属した須崎城主津野祐元の祖堅田小三郎経貞、三宮左近将監頼国等と五年の間兵火を交へたが哀れ武運の拙くて南風競はず落城の悲運に陥り松王丸等一族は戦死し花園宮は行衛知れずなり給ひしと云ふ痛ましくも名譽ある歴史に嘯まされてゐる。

其後大高坂豊後守経久、其子修理亮経昌の居城とは唯名のみで廢城同様になつてゐたのを天正文祿の頃に長岡郡岡豊の城主長曾我部泰元親の家臣吉田次郎左衛門藤入道宗性が大高坂城の廢城を歎いて「山形不凡必富為□候居城」と元親に進めたので元親も心動いて天正十六年岡豊山代々の居城を茲に移さんと計画したけれど水害の不便を覺へて遂に浦戸に築城して了つた。

元親滅んで山内対馬守一豊が慶長五年入国するに及んで再び地形の有利を観察して公儀に届け出で家臣百々越前守安行を普請総奉行として城経営に取り掛り十六年余の歳月を閲して二代土佐守忠豊の時大高坂城の落成を見るに至つたと云へば流石に四国随一の城廓の名を耻しめぬほどの居城であつたことが首肯されるのであらう。

然し乍ら今猶ほ残る天守閣臨閣は当時の経営になつたものではない再築されたものである、この再築に関して面白いローマンスがある。

享保十二年二月朔日、城西小高坂越前町郷辰三郎なる者の宅より火災が起つて折柄の大西風に煽られ未曾有の大火となり城内に飛火して瞬く間に高知城は火焰に包まれ家中の人々が周章狼狽消防に尽力した甲斐もなく本陣

一の丸二の丸三の丸は灰燼に帰して了つた。

当時幕府の制規に諸侯一旦治城を失ふとも是れの新築嚴禁の風があつたので家臣一同鳩首協議して「此度の大火の事幕府に届出で若も檢使到来の節は居城は火災の砌家中の若侍之を擔ぎ歸れり」と申開きをなす覚悟にて翌々寛保二年より再起工を始め寛延三年まで二十四年の歳月を閲して再築を畢つたもので明治維新一百十余年前に建築されたものである。

この城址は維新後一般公衆に開放されて公園となり現在では天主閣臨閣には武器古文書などの宝物などが列べられ一の丸に測候所が出来き天気予報の旗が城頭に翻り亦た花月亭と呼ぶ料亭が出来て三筋の絃の艶めかしい響に連れて紅裙連中の嬌声が漏れるやうになつて公園地梅林へは人力車を乗り上げ観梅が出来る如うになつた。

（一月十日）

其の二 播磨屋橋の由来

Ⅱ お馬純信の恋の力が生んだ高知名物の一Ⅱ

土佐の高知の播磨屋橋で

坊さん簪買ふを見た

ヨサコイ〜

小唄で名高い高知名物の播磨屋橋の南北には、播磨屋宗徳、櫃屋道清と呼ぶ有徳の商人が住居していた。

未だその時分には粗末な仮橋が架つてゐるので勿論名も無い無名橋に過ぎなかつた。

山内対馬守が入国以来、漸く堺町界隈が繁華になるに随ひ其の無名橋も改築されて長さ十六間、幅二間の橋が架けられて播磨屋宗徳の屋号その儘に何時しか橋名を播磨屋橋と称する如になつた。

それから歳月を経るにつれて橋の上にまで雑貨店などが立列ぶ程繁華になり旧藩時代は高知第一の繁盛区となつて歳暮節句の夜中は賑やかに高知の御家中の奥様お嬢さんが折助を連れ下女を随へ買物にも出掛ければ町家の娘サン始めお内義サン、裏長屋の嬢連中までがわれもわれもと物買欲を充実さす唯一の娯楽境となつた。

天保の年間——長岡郡五台山竹林寺の脇坊妙高寺の若僧純信と云ふ者が
鑄掛屋の娘お馬の美貌に懸想して衆人監視のこの播磨屋橋上の雑貨店で花
簪を買求めて同行のお馬に與へたその艶聞が喧しくなつて遂に橋の名まで
小唄に読み込まれる如になつた。

この播磨屋橋の艶聞は時の町奉行孕石小左衛門の耳にまで聞へて当時御
家中小倉某の宅に下女奉公中のお馬は直ちに奉行所に呼出され純信は傘一
本で妙高寺を追払はれてこれも奉行所に引立られ兩人厳責された揚句お馬
は西須崎限り追放し純信は東奈半利川限り追放に逢ひ別れ別れに果敢ない
恋の夢を繰返す身となつた。

慙うした頗る徹底的の恋のローマンスに色彩れたお陰で急に橋の名まで
に箔が付いて土佐の高知の播磨屋橋と云へば県外人に至るまで誰れ知らぬ
者もない程有名になつたのは偏にお馬純信の偉大なる恋の力である。
それ以来純信の後半生は杳として判明しないがお馬は須崎にて大工の妻
となつて余命を安樂に終つた。

鑄掛屋お馬が須崎で老命を終つた時、高知城下には亦も

鑄掛お馬サン須崎で死んだ

坊サン泣くく墓参り

ヨサコイく

慙うした童謡が一荐唄はれた。

然しその昔の播磨屋橋の面影は大正の今日では到底見る事が出来ない—
—。

明治四十年電車開通の爲めに国道が改修され橋上の雑貨店は撤去されて
高知の一名物は時代の繁栄につれて失はれて了つた。

そうして播磨屋橋も鐵橋と改められ唯坊主頭の擬宝珠と欄干の間に交叉
して花簪の彫刻にのみ僅かに純信お馬の恋が永久に記念されてゐる。

(一月十二日)

其三 枳形の史蹟

Ⅱ 松下求馬邸内 大榎下の首塚Ⅱ

高知市の城西枳形は現在では上街の咽喉首となつて街の両側には数十軒

の商家が軒を並べ広小路には電車の停留場が出来て上街目貫の繁盛区とな
つてゐるが往昔は南北朝時代の古戦場で名譽赫々たる遺址である。

今を去る八百余年の昔——この枳形広小路の東北方に安樂寺と称する一
大伽藍があつた。それで山内対馬守が入国以前の文禄年間まではこの安樂寺
の寺名を以て地称として土佐郡久万村安樂寺と称してゐたが山内氏入国以
後枳形と改称される如になつた。

延元の昔、大高坂の城主大高坂松王丸等が花園宮を奉じて勤王の義旗を翻
し南海の一角に立籠つて北朝方なる須崎の城主堅田小三郎経貞の軍勢と数
回に渡つて激戦に及び亦た最後の雌雄を決したのもこの枳形附近である。

猶ほ、古文書「土佐存古録」を按ずるに

堅田小三郎申今月七日大高坂凶徒等攻候間於安樂寺西大手致軍忠同十
二日押寄大高坂一城戸口致散々合戦危難御見知之上者為向後可贈御證
判候

佐伯 経貞

建武三年七月十三日

斯の如く南北朝合戦の古址歴然たるものがある。

それより滄桑の変を閲したとは謂ひ乍ら猶ほ慶長五年山内対馬守が遠州
掛川より入国の際までこの南北朝時代よりの名刹安樂寺は残存してゐて新
越戸附近(今の武揚協会附近)は一円累々たる墓地であつたと云ふ。

新越戸の古称は中川原と称して堀川を廻せる火葬場があつてその堀川の
水は江の口川へ流れずに羽根橋より南に屈曲して雑魚場へ流れ出て孕湾へ
這入つてゐた。

藩政時代までは枳形広小路中央から南へ築屋敷一丁目東の越戸まで堤防
が築かれてあつて枳形の堤防以東以西で廓中と廓外が割られて元禄十年頃
には枳形東角白石牛肉店より仁尾紙商店までは大塚庄八、中山左衛士、後藤
□馬の三屋敷地で枳形北側東角朝比奈文具店より八ツ山料理店までは福岡
左門それより西へ小枳形角まで佐分利辰次郎の屋敷であつた。

また枳形三等郵便局より電車停留場前まで松下求馬の屋敷地でこの松下
屋敷邸内には古榎の大樹が繁茂してゐてその古榎の下には藩政時代まで五
輪の塔が残されてゐたがこの五輪の塔こそ南北朝合戦の砌に戦死せし大将
比江某の首塚であると伝えられてゐた。

明治四十年電車軌道を設くため榊形も国道が改修され昔の面影は見る事が出来ないけれど当時榊形広小路の堤防跡附近よりは数個の墓石が発見されたのを臆気乍ら記憶してゐる。

南北朝時代の古戦場の址なる榊形は世相の流れに遷らひて大正の今日ではこうして上街目貫の繁盛区となつて了つた。

(一月十三日)

其の四 吉田参政の旧邸

|| 童謡に唄われた吉田元吉の逸話 ||

世の変遷に伴はれて旧藩時代の面影は僅かにその家屋にのみ偲ばれてゐたがその昔の面影を偲ぶ唯一の建物も次第に滅却されて行くのは日進月歩の高知市の繁栄を徴象してゐるとは言ひ乍ら実に遺憾の極みである。

幕末の土佐藩中の大立物であつた参政吉田元吉が名君主松平土佐守豊信(容堂)の知遇を受けて遂に参政の重職にまで拔擢された当時、先づ第一に帯屋町筋下一丁目北側の七百六十余坪の地に驕奢を極めた新邸を建築して家中の人々の目を驚かした。

即ち昨年まで神道分局及び神職協会の所在所であつて現在では楠病院分室の新設地となつてゐる所が参政吉田元吉の旧邸である。

当時参政吉田元吉が驕奢を極めた居邸を「静遠居」と呼び客殿天井には杉檜の良材を張り三間、乃至四間の長押材を用ひ大玄関より客殿に通ずる渡廊下の欄干に擬宝珠を付け御殿風に構へ部屋毎に金の間、銀の間、蘆の間などの名称を付け、泉水築山にも風流を凝らし池には数百の鯉を放つて、庭園には老松を植へ庭石には土佐一国の奇を集め天晴土佐藩の参政としての堂々たる権勢を示す一方では衣服刀剣にも物数奇を凝した。

吉田元吉頭も叩くが

透谷越後で伊達もこく

高知城下の人々は当時憊うして云ふ童謡を作つて唄つた。

この童謡について元吉の面目躍如たる逸話が残つてゐる。

それは安政元年のこと松平容堂が江戸屋敷に徳川の御旗本松下嘉平次なる者を招いて饗応した時酒興に乗じた嘉平次は酒宴の席に列つてゐた当時

御仕置役であつた吉田元吉の頭に手を掛けた。

英気の元吉か赫とせき上げて

「如何に三千石の御旗本とは云へ拙者の頭に御手を掛るとは何事ぞ、拙者の頭はとくより土佐守に差上げて候ぞ」

大声に罵つた元吉は憤然と立上つて嘉平次の頭を撫で擦つた。

酒席忽ち白け渡つた満座手持無沙汰にて殺風景を極めたがこれが為め元吉は即日御仕置役御免となり国元へ追ひ帰され吾川郡長浜村に塾居を命ぜられ二ヶ年の憂鬱を故郷の山紫水明に慰めてゐたが遂に安政五年再び御仕置役に召出された。

元吉赦免の時、容堂の御側衆の中には「元吉の罪を許すは早過ぎるで御座ろう」と切諫する者もあつたが

「早過ぎる事は俺も承知ぢやが唯、時勢が待たぬから仕方がないのぢや」英邁の名君容堂はかく云つて直ちに御用役小南五郎衛門を国元土佐へ赴かせ元吉の再勤を促されたを見ても如何に元吉が容堂に重要視されてゐたかを首肯する事が出来るであらう。

童謡に唄はれたのは即ちこの夜の出来事と元吉が新邸の驕奢と衣服に贅を尽したのを唄つたのである御維新後明治初年頃土佐に来たヘリヤ、マイヤ、リネルの三英国人もこの旧邸に一時住居してゐたが廃藩置県の明治の世となつて以来は当年の名園「静遠居」の名残を留める蘆の間縁先の庭石、園内の老松、擬宝珠を付けた渡廊下、蘆の間などが現存されてゐたが神道分局が移転後その建物の総ては取り壊され池も埋められ庭園には新築の家屋が立ち並んで楠病院の分室となつた。

斯くて参政吉田元吉の旧邸も遂に偲ぶに由もなくなつたのは千古の遺憾である。

(一月十五日)

其の五 参政横死の地

|| 一腔の熱血竟に何の地に洒ぐ ||

幕末の土佐藩に偉彩を放つた参政吉田元吉の旧邸を述べた以上、勢ひ参政横死の顛末を報道し潮江塩屋崎山上の荆棘の中に眠れる当年の才物吉田元

吉の心事に一掬同情の涙を漉ぎ且つその偉業を偲び横死の跡を弔ふのも宜なき事と思ふ——。

吉田元吉は号を東洋と称し東国に遊んで水戸藩の藤田東湖及び齋藤拙堂、菊地溪琴等と親交のあつた博学多才、機変縦横の士で藩政を執るに嘗て一身の利害をも顧みず英毅凛々幾多の新政を布き旧政を改革し軍政に海防に心膽を砕き高知城の乾に饗舎を創設し城西石立村に鑄造場を設け鉄砲の製造に意を尽したのも東洋が偉業の一つである。

安政二癸丑墨夷渡来の際に松平土佐守豊信より徳川幕府に差出せし建白書は豊信の意向を受けて東洋が筆を執つたものである。

吉田東洋が参政の重職に拔擢されて以来天下の風雲は急を告げて土佐藩にも尊王攘夷論沸騰し家中二派に別れ国内騒然たるの時に流石雄藩の重任を背負ひ立つた程あつて東洋は理智の人であつた。

当時幕府より謹慎を命ぜられてゐた藩主豊信の身を慮つた東洋は只管無謀の攘夷を唱ふる過激派の抑制に務め遂に佐幕派の首魁と目される如うな破目に陥つた。

文久二年四月八日の夜——高知城内に松平土佐守豊範の催された読史会の席上で東洋は日本外史卷十四、織田氏の而も惟任光秀本能寺襲撃の条を講義した。読史会が終ると東洋は儒者大崎健蔵と打ち連れ立つて下城の途中、健蔵と中ノ橋通りの角で袖を分つて帯屋町下一丁目西角を東に進むを南角なる中屋弥十郎、朝比奈直蔵両邸門前に待伏せゐたる三名の刺客は隼の如く東洋の背後より殺到して斬り倒し刺へその首級を奪うて去つた。

暗夜の路上に横はつた東洋の首なき屍の懐中には風呂敷にも包まぬ日本外史には鮮血滴つて巻を染め特に本能寺のあたりは深く濃く血汐に彩られてゐたと云ふ——。

即ち参政が刺客の手に倒れた帯屋町の地上こそ日進月歩の世の変遷にも何の関係もなく依然として旧形の儘に当時の凄惨なる出来事を今猶髣髴として物語つてゐるかの如に思れるが刺客の待伏た中屋朝比奈両屋敷は跡形もなく現在では両屋敷の跡に雑貨店、印刷屋などの商家が立並んで北角なる前野権左衛門中川馬之助屋敷跡も商家となり会所跡は倉知病院となつてゐる。

当時吉田元吉暗殺さるの飛報は青天の霹靂の如く時の土佐藩庁を驚愕さ

せ藩吏は八方に走つて昼夜分たず下手人を捜査したが何等手掛りなく事件は迷宮裡に葬り去らんとし程にて那須信吾、安岡嘉助、大石団蔵と判つた時三壮士は高岡郡構原口より国境を越へ脱走し伊予三津浜より遠く長州に落延びてゐた。

東洋は常に明の干謙が「一腔の熱血竟に何の地に洒ぐ」を誦しつ、「時機にあらずして其の事備るは藩主家を危くすべし」と人々を戒めてゐたと云ふ。

(一月十六日)

其の六 九反田のお倉跡

|| 称妙寺の遺址で土佐藩の御米倉庫 ||

高知城東九反田にお倉跡と地称を呼ばれてゐる場所は藩政時代土佐藩のお米倉庫が立ち並んでゐた跡である事は人々の猶ほ記憶に残されてゐる事と思ふ——。

このお倉跡は往昔、称妙寺皓月光照院と称する浄土宗の伽藍寺の建立されてあつた遺址で万治三庚子十二月二十七日回祿の災に罹つて堂宇蕩燼して寛文元年潮江に移転し空地となつてゐたその跡へ種崎街広小路より東へ創築されてあつた百間蔵と称した藩のお米倉庫を移したものである。

先人の書き残し伝へたこの記録に依りて按ずるに土佐藩のお米倉庫を種崎町広小路より九反田に移し創築したのは寛文元年頃であるらしい——。

即ちこの藩の米倉庫には御蔵奉行なる者が監督の任に當つてゐた。御蔵奉行と云ふと体裁がい、けれど露骨に云へば、所謂米倉の番人の頭である。

この御蔵奉行の下にはそれ／＼配下の下役人があつてこの藩のお米倉に貯蔵された倉米は毎年売払つて銭に替へ藩主が江戸参観の諸入費から江戸お留守居屋敷、大阪お留守居屋敷、或は国表不時の入費などに當つたものである。

また藩政時代には侍の知行に地方取り蔵知取りと云つて二種の制が設けられてあつて五百石の知行地を藩より与へられてゐる者と表面の知行は七百石でも其内三百石は蔵知といつて藩のお倉米を分与されてゐる者がある。

猶ほ具体的に説明すれば土佐藩の家老職山内下総の知行高は二千七百九

十石であつたが其内五百石はお倉米を分与されてゐたので知行地は二千二百九十石の領であつた。

閑話休題、この御米倉庫は廢藩置縣の明治の世となつてからは其の幾部分は取り壊されて第一尋常小学校の所在地となり取り残された御米倉庫は有徳の商人の所有に歸し忽ち藪、晒柳、干魚、鯨油、椎茸、鯉節などの諸乾物類の倉庫と早替りして大正の世まで旧形の儘に昔を偲ばせてゐた。

時しも大正四年十一月二十一日の午後十時半茶業組合所有の一五三ノ一六号地の旧お米庫より出火と折柄の強風に火は忽ち八方に拡がり紅蓮の焰を冲天に吹き上げ瞬く間に諸物産倉庫は焼き尽され猶ほ隣接せる第一尋常小学校新築校舎にまで延焼し遂に朝倉聯隊より下元中尉五十名の兵士を指揮し駆付け消防夫に助力した甲斐もなく旧御米倉の建物全部を烏有に歸して翌朝午前一時半鎮火した。

其後この焼跡には人家が新築されて僅かに地称にのみお倉跡の名称が残されてゐる。

(一月十七日)

其の七 高知監獄署

Ⅱ昔は修文演武の覺舎致道館Ⅱ

高知公園の西段を北へ降りた見付の嚴重な土塀に囲まれた一廓こそ現世の地獄の別世界——即ち高知監獄署である。

この高知監獄署北隅は慶長年間から川原町と称されかの有名な江田文四郎が辻清兵衛と決闘した址である。

元禄十年頃の地図を按ずるにこの川原町は当時侍屋敷であつて現在の高知監獄の正門は平井半七、その西隣は百々弥左衛門の屋敷でそれより北へ曲つて新田平蔵、麻田理太夫、佐藤勘左衛門、北村又丞、立野介十郎、市村太郎兵衛の居住してゐた屋敷地であつた。

それから監獄署裏を回つて流れてゐる堀川に添ふて堤防が築かれこの堤防が高知城の外廓となつてゐた。また堀川の西方の監獄署四工場となつてゐる場所は桜馬場と云つて藩の馬術練兵場であつた。

此の監獄署は文久年間まで侍屋敷であつたのを当時土佐藩の才物と呼ば

れた参政吉田元吉が旧政の改革を為す秋に當つて此地に修文演武の覺舎を創置する為め従来居住してゐた藩士には替地を与へて移転させて了つた。

文久二年壬戌年四月にこの覺舎は落成し致道館と称し越へて六月藩侯豊範この致道館に来駕され家臣の槍劍居合術を御覽あり文学の講義を聴聞されて開館の儀式を挙げた。

当日豊範手づから劍術家毛利恭介、茨木源四郎、居合術家谷村尋吉等に刀劍一口宛を槍術家小島勘兵衛、岩崎甚八郎、千頭某等に槍一筋宛、文学家中村拾四郎、福岡精馬等に鏢一箇宛を拝領仰付けられた。

それより家中の子弟は挙つてこの致道館に学を励み武を練つた。

廢藩後この致道館中央の大廈は政庁となり置県後改称されて県庁となつた。同時に土佐郡小高坂村寺町(場所)にあつた獄舎を県庁の北半分の地に移したが明治十七年この県庁の所在地を帯屋町筋の旧御屋鋪御門跡に移転して以来、獄舎は拡張されて高知監獄署と改称される如うになつて今日に至つてゐるのである。

星移り物変る世の中とな□□□□乍ら旧藩時代文武の覺舎□□□□た跡が大正の今日で□□□□人が世を呪ひ人を□□□□□□活を営む監獄署□□□□□□へは頗る奇異□□□□□□るものがある。

(一月十八日)

其の八 お使者屋敷

Ⅱ町人の居宅から町奉行の役宅Ⅱ

高知市第一等の繁華な京町の西詰に大正の世の今日では西洋風の立派な商品陳列館が建築されその附近一帯の地に活動常設館を始め射的場から飲食店、菓子舗などが軒を並べ日夜往来織るが如き雑鬧を呈してゐるが此処には御維新まで町会所(町方役場)が創築されてあつて町奉行が勤役してゐる役宅であつた。

「高知の松ヶ鼻番所を西へ行く、農人町菜園場、新堀魚ノ棚紺屋町、種崎町行くと早や会所が建つてゐる、程なく使者屋を打越して堺町、本町八丁通しますそこから榊形本丁突抜け観音堂」

当時流行つたこの小唄に読み込まれた「会所」とは即ち此の町会所なる奉

行の役宅を唄つたもので現在の新世界商品陳列館の建創されてゐる場所が其の旧跡である。

この町会所跡には寛文元年にお使者屋敷と称する建物が創置されてあつて他藩より使者として来る侍の旅館に当てられてあつた。

そうしてそのお使者屋敷は堀川に添ふて建築されてあつて堀川から南へ堺町へ架けられた橋を使者屋橋と称した。

元禄七年に至つてこのお使者屋敷は美濃屋忠左衛門と呼ぶ有徳の町人によって渡され忠左衛門が居住してゐたのを元文五年に再び藩庁に買ひ上げて町会所として以来、御維新の廢藩当時まで藩の事務を執る役宅の一つであつた。

廢藩後、やがて土陽新聞社宅となつて操觚事業を經營してゐたが大正四年同新聞社が本町郵便局前の旧藩大御目付役青木忠蔵屋敷跡へ移転してより新世界と呼ばれる如になり、町会所跡には高知市を下瞰する西洋風の望楼が建築されて望楼の階下が商品陳列館となつた。

御維新まで町会所の南は堀川であつたのを明治五年七月に高知市南新町平民寺田長太郎なる者が官庁の許可を得、私費を以て埋立て町会所跡南に道路を築き東西に橋を架けた。この橋が今の新京橋である。

当時この新京橋際には番小屋があつて諸車を曳き行く者に限り若干の通行賃を取つてそれを修繕費に当て、ゐたが明治二十八年県道になつて以来通行賃は廢止されて了つた。

(一月十九日)

其の九 高知市の名称

II 百々越前守安行親子が町割の功績 II

高知変遷史を綴るに際して第一に特筆大書せねばならぬのは高知市名称の起源と山内対馬守の重臣百々越前守安行親子が町割の功績である。

文祿の昔、長曾我部元親が四国征服の雄図を抱いて猫額大の岡豊城三千貫の主より崛起して遂に土佐の国司を以て任じ浦戸城に據つて武威を輝かした当時この高知市は未だ土佐郡国沢村と呼ぶ一村落で土佐存古祿に依ると「往昔、大高坂山より要法寺町と堺町の間に『国沢の里』の古称があつて国

沢將監の城址があつた」と伝説されてゐる。

今を去る二百余年の往昔高知市街は鏡川の分流に南北を夾まれた中の島地で只一面黄茅白葦の打茂れる物寂しき一部落であつたのを思ふと滄桑の變の大なること殆ど想像外である。

慶長五年山内対馬守が遠州掛川より転封し來つて大高坂山に築城した時、潮江真如寺の開基在川和尚がこの大高坂山を河中山と改称したが屢水害に襲はれ廓内に浸水するので再び五台山竹林寺の僧空海が一豊の命を受け地鎮の爲めに竹林寺本尊文殊大士の浄土に譬へし高智の二字を扱ひ高智山と名稱たのを後年略して高知と呼び同時に城下の町を高知城下と呼ぶ如になつた。

即ちこの高知城下の町割をなした者は高知城最初の建築者で当時お城普請総奉行たりし百々越前守安行同出雲直茂親子である。

築城と町割の二大工事を引受けた安行直澄親子は昼夜奔走寢食をだに安ぜず数多の部下人夫を使役し繩張土運びにその繁忙日を舞はす程であつた。

築城記の一節に、越前は町割共仕候故父子共小笠着、田鋏をかたげ尻をかたげ赤下帯にて下知して廻り申候に付き下役人も皆軽々敷出立ち候事「云々とありその服装の手軽で工事の敏活さが察せられ殊に堂々たる普請奉行が赤下帯の剽軽な風体で部下を競はし立つるなどは頗るの妙計で流石は建築の老練家としての面目躍如たるものが窺はれる。

百々越前守親子が苦心の町割は漸く歳月を経て出来上り本町を根本の大道として茲に大祿の侍の宅地を帯屋町中島町大手筋に中祿以下の侍の宅地を設け本町の裾（堀詰鳳館より西五六軒）は売人町と云ふ商家を置いて籠城の時の用意にと深き慮をなし東は堀詰西は榊形南北は鏡川江ノ口に添ひて堤防を築き城の外廓として廓中所謂家中の町割をなしそれより追々上町下町を町割して漸く茲に高知城下の規模を考案したつた。

高知市街の繁栄を思ひて往時を追想するに及ばず即ち高知市開拓の先駆者たる山内対馬守一豊の遺業とこの市街開拓の重大なる責任を帯びて町割をなした百々越前守親子の偉大なる功績を思はねばならない——。

(二月二十日)

其の十 町名の由来

Ⅱ 文禄征韓役の俘虜鮮人居住Ⅱ

山内対馬守が慶長六年の春より重臣百々越前守安行親子に命じ大高坂山に城廓を築き土佐郡国沢村に市井を構造せしめ高知城下と名称してより爾来三百余年——往時の面影を古事来歴に彩られたる町名に想像して見るも興味のあることと思ふ——。

◇鉄砲町——この町には藩政時代まで土佐藩の鉄砲組の足軽が居住してゐた。

橋の欄干に腰かけて遙か向ふを

見渡せば足軽町かよ鉄砲町

恚う云ふ俚謡にまで読み込まれてゐる「橋の欄干」云々の橋は現在でも残つてゐる鉄砲町と山田町を劃つて架けられた「勿橋」のことである。

◇浦戸町——山内一豊が浦戸城より高知城へ移つた慶長十六年に浦戸城下の住民がこの町へ移住したので其儘町名となつた。またこの町の西を石切町と呼んでゐたのは高知城を築く時泉州日根野郡箱佐村から石工市左衛門なる者が来て役務に服し此地に永住して碑石を切るを業としてゐたので町名となつた。

◇永国寺町——高知城の鬼門に当るこの町の西詰（県立高等女学校南隣）の一角に元和元年北門鎮護の爲め永国寺旗鋒山一乗院と称する寺院が建立されてあつて廃藩の時取り壊されたがこの寺院門前の町筋に当るので寺号の儘に永国寺町と呼ばれて今日に至つたのである。

◇本与力町——寛文九年頃にこの町には与力「何某」と書いた門札の家が竝んでゐた国老に附属の与力の士の居住地であつたので即ち町名となつた。

◇鷹匠町——この町には藩政時代まで鷹匠部屋があつて鷹匠が居住してゐた。

◇八軒町——寛永万治の年間この町は中島町南町と称してゐたが何時しか侍屋敷が八軒出来てこの町全区を取り切つて了つたのでその儘町名となつた。

◇唐人町——豊臣秀吉文禄征韓の役に長曾我部元親の家臣が鮮人を俘虜として土佐へ連れて来て浦戸城の南長浜に居住させてあつたのを山内一豊

入国して高知城下を作つた時この町に移住せしめたので名称となつたといふ来歴がある。

◇南与力町——家老乾市正組下の与力が住居してゐたので町名となつた。

◇京町——この町名の由来は京都から井筒屋宗泉と云ふ呉服商人が来てより町名となつたと云ふ。

即ち高知城下の一町一街町名の起源を探れば頗る興味津々たるものがある、城西通町は御維新後名称されたもので藩政時代は御小人町と称し掛川町の起源は一豊に従つて遠江掛川より来た者が永住の地となつたので掛川町と町名を呼ぶやうになつた。

(一月二十二日)

其の十一 藤並宮

Ⅱ 野中兼山が国政を執りし官邸の址Ⅱ

高知城大手御門の東隣なる藤並宮は藩祖山内一豊、同夫人二代忠義の靈を合祀した県社であることは世人に語らずとも知らぬ者はない——。

即ちこの社地こそ寛永の昔、藩の賢宰たりし兼山野中傳右衛門良継が官宅の址である。

高知城大手の外に堂々たる官邸を構へ国政を決裁する三十年兼山が濟世の壮志を抱ひて経綸に手を伸ばし正保元年より明暦三年に架けて十五年を閱し香美郡野市村を開墾して六千石の新田を開発する一方正保二年に又も香美郡山田村の開墾に取り掛つて久礼甚助に命じ物部川に山田堰を設けしめて山田三千石、関下三万石の良田を開発し慶安元年より承応元年までの歳月を費やして吾川郡八田村を開墾し仁淀川上流に八田堰を設け弘岡五千石の新田を作り或は隣国宇和嶋藩と幡多郡沖ノ島の所屬を争ひ幕府の決裁を仰ぎし時、兼山が作れる模型地図ありて土佐藩の勝訴に帰すなどの功績偉徳は国外にまで謳歌された。

藩木は風に折らるゝの諺に洩れずその英名は遂に当時幕府の忌む所以となつて寛文三癸卯年九月十四日兼山は病に托して職を辞した。

香美郡中野に閑居し兼山が永世不帰の客となつた時、すでに所領五千九百八十石は召放され遺子兄七人は国老なる幡多郡宿毛山内左衛門佐節氏に御

預けとなつて哀れなる末路を遂げたのは実に悲惨の極みである。

この一代の偉人野中兼山が国政を執つた遺址には文化二年五月に至つて藩祖山内一豊同夫人二代忠義の霊を合祀する神社が建立され勅許に依つて藤並宮と称した。

天保七年更に春日神社を社内に合祀して毎年十一月四日に盛大な祭礼が挙行されてゐる。

藤並宮の境内には国老の面々より石燈籠が奉獻されてゐるがこの石燈籠は中老以下の者には奉獻する事が出来なかつたと云ふ。

大正二年十一月高知市開市三百年盛典の時、社頭には英姿颯爽たる藩祖一豊の銅像除幕式が挙行された。

また当年の賢宰たりし野中兼山も明治の大御世に至つて皇恩に浴し正四位を贈られその霊は五台山公園西端春野神社に祭祀されてゐる。

そうした野中傳右衛門が国政を決裁した官邸の遺址たる藤並宮に当年の賢宰が遺業を偲ばすものは春日神社殿前に残る唯一塊の大石のみである。
(二月二十三日)

其の十二 桜井の址

Ⅱ 土佐藩の名奉行馬詰権之助 Ⅱ

高知城下最初の鑿井者として町奉行馬詰権之助の名は永遠に忘れてはならない——。

今を去る百十余年昔までこの高知城下には鑿井が無かつたので江ノ口川の水を引いて飲料に給し「新町用水」と称して城下に居住する人々が日常の飲料としてゐた。

それで当時の江ノ口川の水路は藩令で以て嚴重に取締られて清潔な水であつたと云ふ——。

また榊形の小溝を流るゝ水も廊中屋敷の人を養ふ飲料水であつたところである。

こうして鑿井の無かつた寛政時代までの高知城下では専ら用水を引いて飲料としてゐたが用水の不便は人口の増殖に伴ふて更に一層の甚しさが加へられて来た。

寛政十二庚申の春に至つて当時、土佐藩の町奉行を勤役してゐた馬詰権之助は城下の人が無水の窮境に懊悩しつゝ、あるのを見て近江国の鑿井法に鑑

みる所があつて藩に上申して彼国から水工機械一切を輸入して城東の中新町の西詰に鑿井工事を起し水工夫四名を使役して鑿井、即ち国言葉で云ふ揉貫井を鑿つた。当時この高知城下最初の鑿井を記念する為めにこの井の側に一本の桜樹を植へたので後世「桜井」の名称が残されてゐる。

この当年の名奉行と聞へた馬詰権之助は京町北角に「社倉」を設けて仁政を布いたことを紹介せう——。

この「社倉」とは所謂窮民救済の為め設けられた藩庁の役宅であつた。

「町中催合銀遣方之儀は押立候凶年饑饉火災の凡百軒以上洪水流失家凡百軒以上風雨吹潰家凡百軒以上等の節総老初め町役一同詮議の上救方等相極め役場へ申立下役銀米役共同詮議の上聴届く筈」

これが「社倉」の所謂窮民救済方法の一例で其他勝手向き困窮の者などにはこの「催合銀」と称する金を貸与させたりなどする役宅でこの「社倉」は現今の保険会社に類似した役宅であつたが安政五年火災に罹つて焼失して了つたと云ふ。

寛政の昔、町奉行馬詰権之助の発意に基づき開鑿した「桜井」の址には猶ほ当時の面影を残す井があるけれどそれは唯所在地のみで旧形の保存されてないのは遺憾である。
(二月二十四日)

其の十三 地主地蔵

Ⅱ 本尊は石田三成の娘 深尾下屋敷址 Ⅱ

高知市の城東九反田のお倉跡の背後と俗称を呼ばれてゐる所に小さな祠がある、そうしてその祠の本尊は「地主地蔵菩薩」と云つて石田三成の娘桔梗姫の霊を祀つてあると云ふ——。

この「地主地蔵」に腫物のお願をかけると奇体に全快ると昔から謂ひ伝へて今に至るも迷信家の信仰が絶へない、祠の前には朝夕線香の煙が立ち登つて頗る繁昌を極めてゐる。

即ち地主地蔵の本尊桔梗姫が土佐に落ち延びて来たについての悲惨なる

ローマンスを紹介しやう——。

江州佐和山城三十五万石を領し天下五奉行の一人石田治部少輔三成が關東の老雄徳川内府家康と天下の政權を争奪せんとして破れ慶長五年九月十五日鹿軸を流す豪雨に紛れて伊吹山の片陰に落人の身となつて日本六十余州の津々浦々に五尺の身体の置き所もない哀れ果敢ない運命に釘付けられた時——槿花一朝の夢を破られた三成の娘桔梗姫も乳母に護られて寄辺なき落魄の身を漸く土佐に遁れて来て当時莎原と呼ばれてゐた九反田の里に隠れて侘しい月日を送つてゐた。

然し運命の手はどこまでも無情なかつた花の蕾の桔梗姫は遂に腫物を病つて哀れ果敢ない露の命を終つて了つた。

世が世であらば立派な御殿の奥座敷で絹夜具に身を包まれ乳母や侍臣の介抱をうけて安らかな永眠の床に就く可き身を——。

当時の人はこの桔梗姫の死を悲しんで祠を建立してその靈を祀つたのが即ち地主地蔵であると云ふ——。

この祠も大正四年お倉からの失火の砌灰燼に帰したが近來また新に建立されてゐる。

またこの地主地蔵の祠の前には明治の初年に「紅梅席」といふ芝居小屋があつた、この紅梅席は高知へ最初に出来た寄席である。

そして雑魚場の魚市場北角は藩政時代は山内家の家老職で深尾弘人の下屋敷跡であつて今も猶ほ当時の建物の一部分が残されて面影を外廓にのみ偲ばせてゐる。

(一月二十五日)

其の十四 御火見役場の址

II 水火の時変に各町から出した幟の画の事 II

旧藩政時代まで帯屋町裾東詰北角には火見櫓が設けられて定火消組の役人が勤役してゐる火見役場であつた。

そうして出火の節はその火の見櫓で太鼓を打ち城下の人々に非常を報じてゐたが廢藩置縣の明治の世となつて以来この火見役場は毀されて了つて商家となつたが当時この役場内には劍術柔術の稽古道場も設けられてあつ

た。

この火見役場は元禄十五年午年に建設されたものでそれまでは出火の節の消防は藩の軍隊が受持つてゐた。

則ち藩庁の防水火の概略を記して見ると土佐藩の軍隊の組織は十二組に分割されてあつて深尾丹波組、桐間伊東組、山内監物組といふ工合に家老が各組の隊長となつてその下に組頭があり各部属の諸侍を率ひて国内に出水大火の時変が突発した時に出勤したものである。

その由来は山内対馬守入国の当時長曾我部の遺臣残存して敵意を挟み動もすると失火に乗じて放火し洪水に際して堤防の決潰を企つ恐れがあつたのでこの武備を為し威風を示す一方水火の時変にも出勤した。

元禄十五年に火消役場を帯屋町の裾と小高坂車瀬橋北詰に設け火の見櫓を建設し延享二年に至つて火消役を任じて所謂定火消組なるものが組織された。

それから天明年間になつて火消組の人数を一二の二組に分けて交代に月番を定めて城下の町々を夜警する如うになつた、その火消組人数は定火消人夫が十五人、町夫と称して臨時に庄屋が率ゐて出る人数が四十五人と大工が十一人大鋸持ちが四人合計七十五人から成り立つてゐた。

これ等の火消人夫を指揮する藩庁の役人は御火消方頭取役が一人御火消方先遣役が一人下役が六人あつて嚴重に城下を取締つてゐた。

御目付役から定火消方役へ申渡の一節に「陽貴山辺出火の事、但一つ拍手太鼓を打つ筈、御奉行中始め役人等早速に出勤、山田町番所前に揃ひ火の様子見分の上而て蒐付候筈」とあり、また「真如寺、称名寺、要法寺の三ヶ寺近辺出火の節両組早速に櫓の元に相揃ひ見合の上而一組罷越筈」とあるをみても随分時変の節は物々しく出立つた事が想像されるであらう——。

高知城下に時變の突発した場合は御火消組の人数計りでなく各町よりも幟を押立て、多人数駆付け庄屋よりも提灯を出す旧例があつた。

「白頭雜譚」に高知十五町の幟の印は寛文の頃、其の町々の縁に因て文字を知らぬ下賤の者等の目印に定められ浦戸町の幟には將某の駒香車の画を染め出しありてこれは香車の裏は片仮名の「ト」の字あり則ち裏下の意を現した謎画にてまた下知村の幟には蜻蛉の画がありて如何なる時變に遭逢しても後へは戻らず廻りて元へかへるの意味を現しあり二十代町には神明宮

あちて鳥井、細工町の幟には槌の画を染め出し境町の御幣の印は其昔この町の庄屋に五兵衛と呼ぶ勝れたる者住みしより考案したるなりと古老の語り草なり」云々とありて當時を偲ばせてゐるのも面白い——。

廢藩後この火見役場は毀されて了つて町家となつた。

明治の世となつても幾多の変遷を経て大正の今日では火見役場の跡へは商家が立ち並んで當時の面影は偲ぶに由もない。

(一月二十六日)

其の十五 大腰掛の訴訟箱

Ⅱ 登城の諸侍の從者が待つた跡Ⅱ

高知城の追手御門外広場の四角は藩政時代まで家老職山内下総の屋敷であつた。即ち今の聯隊区司令部の所在地がその旧邸の跡である。

寛永万治年間の古図には此追手筋のことを大門筋と称してゐたと書いてあるが享保三戊戌年に松平土佐守豊敷(第八代藩主)がこの大門筋を大手筋と改称したものであると云ふ——。

藩政当時までこの山内下総屋敷の横手に大腰掛と称する東西二十間南北四間の建物があつた。

この大腰掛は登城の諸侍の從者が待合場所であつて槍駕籠合羽籠などの諸道具類も置いてあつた。

毎朝主人の供をして来た若党小者仲間槍持ちなどの連中はこの大腰掛で主人の下城を待ち乍ら城下の娘が忍ぶ恋の噂から乳母、後家下婢が浮気沙汰などに夢中になる者さては惚気まじりの色恋話を持出す者などもあつて種々雑多の浮世の噂に供侍の退屈を凌いだことであろう。

宝暦九己卯年には土佐守豊敷が内意に依つてこの大腰掛に訴訟箱と云ふ物を設けて四民の訴訟を聴き民政に意を注いだが当時この訴訟箱に添へたお触書の文に

此度訴訟箱被仰付大手筋の大腰掛に出被置訴訟又は存寄等直ちに申出度者は貴賤に不限其趣を書付月日所附名判を記し右之箱へ無用捨可入置候畢竟風俗を被改邪曲を正し下情を通じ候様之思召に候條此旨御国内一統可触知旨被仰出候 以上

則ちこの触書に依つて訴訟箱に投函された、各願書類は藩庁の役人の手に廻され取調の上決裁された。

この大腰掛前のお堀に添ふた北角には大手御屋敷があつてその東隣に北会所と称する藩の役宅が設置されてあつた。

当時この北会所には御郡方、御免方、御普請方、御山方、御浦方の諸役人が藩務を執つてゐて各役宅が分割されてあつた、またこの会所内に「教授館」と呼ぶ藩の学館も設けられてあつた。

高知沿革史に「宝暦七己卯年豊敷公の創設にて儒臣に命じ書を講ぜしめ又藩士の業を肄ふ所とせり」とある。

文久二壬戌年に西広小路へ致道館が設立さるゝまでこの学館は継続されてゐたと云ふ——。

また北会所は文久三癸亥年四月に至つて土佐守豊熙(第十一代藩主)の内室智鏡院の邸となつてこの役宅は帯屋町筋の南会所西隣へ移転した。

御維新後はこの智鏡院の邸跡へ高知共立学校と云ふ私人の経営になる学校が建置されてあつたがその共立学校は明治三十年頃市榊形稅務所跡へ設けられてあつた土佐女学校と合同しこの共立学校協会の経営となつて私立土佐高等女学校と改称される如うになり海老茶袴の娘さんが婦徳の修養を励む高等科の女学校となつた。

まだ廢藩当時まで追手筋東詰の北方から南へ堤防が築かれその堤防は新京橋の堀に添ふて西へ堀詰へ出て松淵の南角まで迂回してゐて高知城の外廓となつてゐた。

そうしてその堤防外の堀が外堀となつてゐて追手筋東詰と蓮池町西詰の境の堀川には明治十九年十二月まで長さ六間幅四間の橋が架けられてあつたが新道開鑿の際この橋は撤去され外堀は埋立てられて了つたのである。

(一月二十七日)

其の十六 幡多倉橋

Ⅱ 幡多中村領三万石の御家断絶の顛末Ⅱ

東種崎町と中浦戸町を劃つた堀川の南北に架けられた幡多倉橋の名称は万治元年から称せられたのである。

そうして万治の昔この橋際には松平土佐守忠豊(第三代藩主)の舎弟で幡多郡中村三万石を領した山内修理介忠直以来同家の建設した諸物産倉庫があつたので則ち橋名の起源となつて二百五十余年滄桑の変を閱した大正の今日に至るまで幡多倉橋の名称が残されてゐるのである。

茲に於て幡多倉橋に縁の幡多郡中村三万石の御家断絶の顛末を報道して見よふと思ふ――。

山内修理介忠直が幡多郡中村三万石を分与されたのは兄忠豊が土佐二十四万石の家督を継いだ明暦元年であつた。

それ以来忠直は隔年に江戸参観をなしつゝ、柳営に登城してゐたが寛文七丁未年六月九日に忠直が宿命を終ると其子右近太夫豊直が遺領を収め舎弟大膳直久に三千石を分ち与へた。

かくて延宝五丁巳年十月十三日に豊直が虐疾の爲め黄泉の客となつて舎弟直久が家督を収め大膳亮に任じ隔年の江戸参観を続けてゐる内元禄二己巳年五月二日江戸に参観の節若年寄仰付けられ毎日御營に出仕してゐたが越へて八日將軍上野東叡山御成の節、直久も供奉し將軍の御輿脇に扈從してゐた。

此日計らず大膳亮は持病の虐疾併發して其の職務に堪へず遂に十二月に至つて役儀御免の台詔を老中同席にて伝へられ同時に牧野備後守殿に依り当分遠慮有罷旨の命を受けて目黒下屋敷に蟄居謹慎中、六月十二日に大膳亮豎子国助豊次病氣の爲めに十三歳を一期に早世した。

越へて八月二日「明三日登城之可有」との老中連名の奉書に接し大膳亮は松平民部豊房(後に第四代藩主)と同道登城すると老中列座にて、

「豎子国介死去付□領地三万石之内二万石被召上其方へ先□□□□処三千石被下置」

の申渡しに大膳亮は面白からず異議の申立に及びたる爲め直ちに明四日御尋ねの儀之れ有り評定所へ出座あるべしとて叔父に当る水野周防守が目黒屋敷へ來駕したので再び大膳亮直久は評定所に呼出され段々取調の上大膳亮直久、直清の父子は遠州浜松城主青山下野守へ御預けとなつて八月十三日江戸表より駕籠にて浜松城下の配所へ流謫の身となつた。

此時、直久の寵臣久川七郎右衛門、百々八郎兵衛、佐藤八三郎、家田儀右衛門は公儀の許を得て直久の供に従ひ遠州浜松の配所へ下つたと云ふ――。

大膳亮直久の家断絶の報はやがて国元にも知れ中村家中の諸侍は思ひも寄らぬ大變に呆れ果て手の舞ひ足の踏む間もなき騒動となつたが此時高知城下よりは土佐守豊昌の命に依り山内源藏、仙石源十郎、真辺十郎左衛門、坂坂馬左衛門等数人の諸侍を遣し中村へ立越し八方鎮撫に務めたので家中の諸侍も御家再興を天に祈り地に念じ涙乍らに離散するに至つた――。

幡多郡中村領三万石は其後再び松平土佐守豊昌支配の地となり年貢は平等四割となつて物成米高一万二千石は公儀の命に依つて豊昌より毎年大阪の難波倉へ上納された。

山内大膳亮直久の社稷破壊されて後はこの幡多倉橋元の倉庫は高知藩庁の手に移つて幡多御倉役人が監督の任に當つてゐた。

また小船方、葛籠方の役宅もこの橋際に設けられてあつて御荷船方役人がこの役宅で藩務を執つてゐた。

そうして橋際には藩侯の小船数艘が□へ置かれて御船奉行配下に属する□船□□□役人□□□下役人が監督に當つてゐる橋の近辺には水主が居住する家を藩庁から与へられてあつた。

藩主が海路東輿の節には□□五六人をこの町から□□せられたと□□□□

(一月二十九日)

其の十七 南会所址(上)

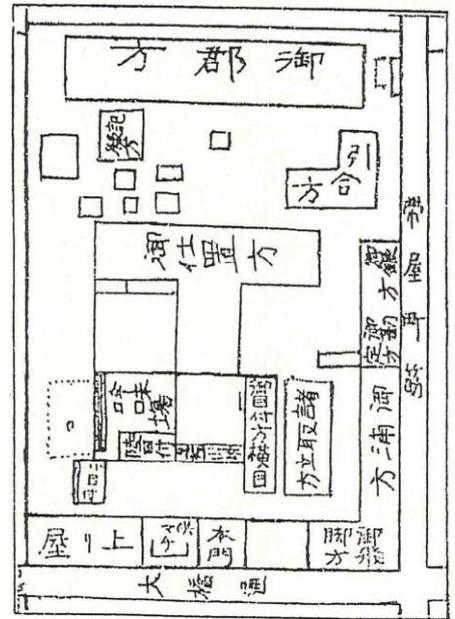
Ⅱ解剖して見た南会所の役宅Ⅱ

御維新の廢藩當時までこの高知城下には町会所、北会所、南会所など呼ぶ藩の役宅が設けられてあつた。即ち帯屋町大橋通り西角の今の空地になつてゐる場所が南会所址である。

この南会所は元禄七甲戌年頃に設置されたものであつて當時は西会所と称し後年に至つて南会所と改称されたものである。この役宅の本門は東側の大橋通にあつて本門の南に侍待部屋と称して御飛脚が公用の書状を受付くる所がありその侍待部屋の南隣に揚り屋と称する牢獄があつた。また本門の北隣の部屋に隣して帯屋町大橋通り角を西へ引廻して御飛脚方役場が建築されてあつた。

それからこの御飛脚方役場西隣に御浦方役場があつたがこの南会所の本門から供待部屋、揚り屋、御飛脚方役場、御浦方役場の建物の屋根は藁であつたと云ふ。

本門の正面が玄関式台であつてその奥に御仕置方役場が設けられ玄関の右方の座敷は御目付方横目の詰所であつて玄関の左方座敷が吟味場となつてゐた。吟味場の後方に陸目付の詰所があつて揚り屋の前には小目付方役場があつた。



また帯屋町筋中外構へになつてゐる御浦方役場に添て西へ御勘定方、御銀方の両役宅が棟続きになつてゐて引合方の役宅は離れて建築されてあつてこの引合方役場の西北に裏門があつた。

御郡方、御記録方両役宅は御仕置方役場の裏手に別棟に建築されてあつた。即ちこの南会所には御国奉行職を筆頭に大目付御仕置役、御郡奉行、御浦奉行、御銀奉行、御勘定奉行、御記録合役、御作事奉行から御郡下役、御銀方切手役、御仕置方書留役、御目付方書留役、諸取立役、銀米證據役御銀方役、勘定頭取、小目付、陸目付、下横目、御飛脚番とあらゆる階級の諸役人が藩務を執る役宅であつた。

さうしてこの南会所の吟味場椽先きはお白洲であつて、このお白洲には小砂利が敷き詰められてあつて茲で御不審を受けた家中の者は嚴重な取調べを受けたがこの吟味場では諸侍の外町人百姓小者などは取調なかつたと云ふ。

——挿入の写真版は濱田□□氏の作画された南会所役宅——

(一月三十日)

其の十八 南会所址(下)

II 武市半平太割腹の遺蹟 II

南会所の草創に筆を染めた以上、この南会所吟味場の白洲に於て藩政当時勤王党の志士等が惨虐な取調べを受けたその顛末を報道してその往事の史実を偲んで見やうと思ふ。

かの有名な土佐勤王党の首領として名譽赫々たる武市半平太が藩庁の忌諱に触れ元治元年甲子年京師より高知へ押送され数回嚴重なる取調べを受けたのもこの南会所の吟味場であつてまた半平太が幽囚されてゐた獄舎と云ふのも即ちこの南会所の揚り屋であつた。

半平太が幽囚の獄中、自ら鏡に照して自画像を描き「花依清香愛、人以仁義榮、幽囚何可耻、唯有赤心明」の五絶一首を自賛して慷慨措く能はず悲憤の涙を吞んで慟哭したのも即ちこの南会所役宅の揚り屋である。

やがて慶應元丑閏年五月十一日夜に入りてこの南会所大広庭の白洲に呼出された半平太は大監察後藤象二郎より宣告文を読み聞された。その文意に武市半平太は去る酉年以来、天下の形勢に乘じ窃かに党を結び人心扇動の基本を醸造し爾来京師高貴の御方へ不容易儀進め申上げ將又御隠居様へ屢々不屈の儀申上候事共総て臣下の慮分を失し上威を輕蔑し国權を紊乱し言語道断重々不屈の至、屹度御不快に被思召可被処嚴科の処御慈恵を以つて切腹被仰付之

慶應元丑閏年五月十一日

予てから死を賜ふを予期して居た半平太は白無垢を襲ねたる上へ肩衣を着用して病後の身を十分沐浴してゐたがこの君命に対し「有難く御受仕る」とてやがて從容としてこの白洲の庭先に於て三文字割腹の法を用ひて天晴れの最後を遂げた。

当夜半平太が切腹の時、鮮血迸つて検使の袴を染めたと云ふ。

またこの南会所の白洲では半平太と俱に国事に尽瘁した勤王党の志士嶋村衛吉重險が獄吏の爲めに空中に宙下げられて鞭打され或は榨木に両股を圧迫さるゝなどの惨虐な拷問を受けた末この南会所の揚り屋内で憤死を遂げたと云ふ悲壯なる史実が残されてある。

斯の如き悲壯なる勤王の士等が血と涙に彩られたこの南会所も明治元年

廢藩と同時に取り毀されてその遺址には兵營が設置され赤い軍帽の兵士が練兵に訓練に当時の人々を驚かしてゐたがやがて世の変遷に伴はれて女子師範学校となり高知商業学校と変じまた高等尋常小学校となつてゐたが高等小学校が大正二年北門筋へ移転後は空地となつて何時しか県出身にて大阪在住の濱口駒次郎氏の所有地となつた。

近來に至つてこの武市半平太が切腹の遺址たる南会所吟味場の白洲址へ県の有志諸氏が「武市半平太流血の址」といふ記念碑の建設を計画にて濱口氏も義侠的にこの空地の一部則ち半平太が割腹の址なる東南の空地の一角を提供することになつてゐると云ふ。

挿入の写真版の道路に添ふた空地は揚り屋址にてまた家屋に添ふた場所は白洲址にて半平太が切腹の場所なり。

(一月三十一日)

其の二十 農人町松ヶ鼻 II 町名の来歴と壹岐殿堀の由来 II

高知市農人町には土佐園芸株式会社、商船運送組、内海巡航株式会社、土佐運輸株式会社などの大建物から数軒の廻送店が軒を並べてゐるが旧藩時代からの農人町一帯は農人百姓が居住の地であつた。

寛永二乙丑年下知外に堤が築造されてこの堤以西を耕作地として藩庁ではこの耕地に作人を置いて耕作せしめ作人一名に米九石を与へ且つこの町へ長屋を設けて作人貸与へて居住せしめてゐた。

それでこの町名をいつとはなしに農人町と称する如うになつた、また別名を九石町とも云つてゐたと云ふ。

元禄二戊寅年に至つてこの農人町の裏町は足軽町となつて農人には表町で一名に付き表口三間裏行二十間の家屋を藩庁から下された。

それから大鋸屋橋附近から下流へ農人町に添ふて流れてゐる堀川は三つ頭堀或は壹岐殿堀と称されてゐた。

その由来は寛永年間に松平土佐守豊昌(第四代藩主)が藩宰酒井壹岐吉佐に命じて潮江新田八百石を開墾せしめた時、この農人町の堀川も酒井壹岐奉行にて掘墾せしめたる為め壹岐殿堀と呼ばれてゐる。また三つ頭堀と別名を

呼ばれるやうになつたのは後年松平土佐守豊房(第五代藩主)がこの農人町の東端を三つ頭堤、巴堰と命名してよりこの堀をも三つ頭堀と称するやうになつた。巴とは現在の巴塘近辺である。

また農人町松ヶ鼻と称する場所へは水上警察派出所が設置されてゐるがこの派出所趾には藩政時代まで番所が置かれてあつて往來の旅人を誰何して嚴重に取調べてゐた。即ちこの松ヶ鼻は東郡より高知城下へ入る関門であつた。

その番所の西隣には大船掛りと称する藩の船着場があつて他国から來る数艘の船はこの大船掛りに繫留されてあつた。そうしてこの町の制札場には廻船の人々の來る所であつたと云ふ。

(二月二日)

其の二十一 花台

II 万治元年に肥前長崎から輸入 II

近來に至つては高知の各神社の祭祀に花台を造つて賑ひを添へるなどいふ風雅なことは段々と廢れ行く有様だが旧藩政の事は随分と城下の人々は花台熱に浮れたものである。

この花台の濫觴を尋ねるに今を去る二百四十余年の昔——万治元年に松平土佐守忠豊(第三代藩主)所用の唐物購入の為め藩庁より役人高見茂兵衛に城下の商人櫃屋道清、仁尾久太夫の両名を指副へ肥前長崎へ遣はされたる時、道清久太夫の両名が彼地に行はる、「花鉢」を見て帰つて寛文四年辰年八月十八日に朝倉宮の祭祀にかの花鉢を模造して出したのがこの花台の濫觴の始めなりと云ふ。

高知沿革史の一節に「この日忠豊君も參詣あり最盛の祭祀にて城下の童男童女より近郷近在の者に至るまで出で踊をおどらしめ装束華麗を尽せり」とありて當時は笠鉢と称して笠の形の如きものを二重三重の台の上に作つて飾り織物にて美觀の粧ひをなしこれを昇りて行つたとのことである。

これより毎年比嶋神明宮、お城八幡宮、石立八幡宮、尾戸権現、天満宮の祭祀にこの笠鉢を昇ぐ習慣が出来て豪奢を極めたので一時禁止され元禄十二庚辰年に至つて禁を解かれて翌十三年辛巳年の比嶋神明宮、石立八幡宮の

祭礼に「転ばし」「擡輪」として車を仕掛けて挽くやうに工風されてその台の上で童男童女が踊るやうになつた。

それから文化文政天保の年間に至つて城下の風俗は奢侈贅沢を極め花台なども意匠を凝らして数丈の高さに造り土偶人形などを飾り付け鉦太鼓胡弓などの囃物を入れるやうになつた。

藩庁では天保十年に再び勤儉令を發して郷浦の祭礼狂言まで一時差止め同十三年にこの城下祭礼の花台高さ一丈以上は許可せしめ練り子は綿服に限り土偶人形を据へさせず紙細工の花のみ飾付けを差許された。

此度は土偶止められてたるけ山

紅葉の葉さへ紙の出来合

この一首の狂歌を添て紙細工の紅葉を飾り付けた花台を造つて水道町一丁目の町民が満腔の不平を仄めかしたのもこの年の秋の祭礼であつた。

然し人間の華美を喜ぶ心と時勢の進歩には藩庁勤儉の法令も持続することが出来ず弘化二年に再び花台の高さ一丈を差許されて嘉永二年には花台人形五迄据付を許されるやうになつた。

安政二年の高知城下秋季の祭礼に材木町町民の造つた花台には其大さ四尺の牡丹花三輪を縮緬を以つて造り代銀四百匁(約四十円)を費し豪奢を誇つて氣勢を示し各町の花台中第一の呼物であつた。

また慶長三年九月の秋季祭礼に堺町町民が据付けた花台は総入費五十貫(約四千元)を費やしたといふ前代未聞の贅沢を尽し豪奢を誇つた。

この花台を昇ぐ囃子が「丈平様／＼」と囃し立つるは寛政年中に城西中須賀に丈平と呼ぶ花台造りの名人があつたのに基くと云ふ。

(二月三日)

其の二十二 御預人屋敷

Ⅱ 旧藩時代の帯屋町の面影 Ⅱ

高知市帯屋町には高知地方裁判所、高知県庁、市役所、土佐郡役所などの官衙が建築されてゐるが旧藩当時この町は中禄以上の侍が居住してゐて御屋敷筋会所筋と称してゐた。高知沿革史に「寛永万治の地図に御屋敷筋とあるは藩侯邸館の在るに依り起り元禄の地図に会所筋と云ひしは藩の政庁あ

りに依れり」云々とある。

即ち今の高知地方裁判所敷地には寛永万治年中以来、松平式部豊房(第五代藩主)の御下屋敷があつたが後年に至つてこの御下屋敷は御預人を置く屋敷となつた、この御預人とは所謂、公儀の御不審を受けて流謫された者であつてかの仙台伊達家横領を企てた伊達兵部少輔宗勝も徳川の旗本加賀爪斐守も一時この屋敷に居住した事と察せられる。

この御預人屋敷は元禄十一戊寅年の火災に焼失し廢邸となつて了つて一時この址は住吉宮の社地となりやがてまた新番所と称する藩の役宅が廢藩當時まで置かれてあつたが明治三庚午年に至つて松平豊資(第十二代藩主)が老年の起居を慰めるための新館が建築された。

その新館の建物がやがて裁判所と遷り変つたが明治三十年に至つてこの建物を改築して現在に至つたのである。

また高知県庁の改築地には廢藩當時まで御屋敷御門と称する城内へ出入の関門が設けられてあつたのを明治四年県庁を設置する為め取り毀されこの地へは五台山吸江に建設されてあつた吸江病院を移転させ県庁としたがこの県庁の建物は高知最初の木造洋館であつて當時は高知第一のハイカラの建築を誇つたものである。

次に高知市役所の所在地は寛永年中以来土佐藩の家老山内監物の屋敷であつて延享四丁卯年に中島町二丁目南側西角(散田山内邸内)にあつた藩のお馬廐を一旦この地に移し享保文化年中更に帯屋町西見付へ移しこのお馬廐址へ松平豊道邸を新築して東御屋敷と称した。

この東御屋敷には一時松平容堂も居住されたが廢藩後の明治三十五年に至つて本町郵便局西隣旧勸業場址に設けてあつた高知市役所を移転させた。

この市役所の大銀杏樹の下に残されてゐる小祠は南朝の忠臣大高坂松王丸を祭つた祠とも云へば其子松能丸を祭つたものであるとも云ひ伝へられてゐる。そうして市役所の西隣は松平豊敷邸であつて西御屋敷と称してゐた。

それから土佐郡役所の敷地は旧藩時は家老山内下総の屋敷であつてまた帯屋町二丁目東角(中の橋通り)は引合場と称する下代足輕を支配する役場が設けられてあつてこの引合場の役頭を総代と呼んでゐた。

また引合場の西隣には沢流館と呼ぶ藩の医学館があつたがこの沢流館は素と追手筋北会所(土佐女学校)教授館にあつたのを天保十四癸卯年にこの

地へ移転させて初めは医学館と称してゐたのを松平土佐守豊熙(第十一代藩主)が沢流館と改称したものであると云ふ——。

(二月五日)

其の二十三 神明宮

|| 土佐の左甚五郎がぎざんだ絵馬 ||

高知市二十代町の神明宮の草創は寛永八年辛巳年であつてこの神明宮は加藤六兵衛の創建になる社である。即ちこの神明宮の草創を尋ぬる前提として二十代町の来歴を物語つて見やう。

韓川筆話に「此地は昔大工頭加藤治部居住し当時大工は家地廿代づ、藩庁より与へられしに依れり」とあつて藩政時代この町は大工職の居住する所であつて廿代町の由来は当時藩庁より大工に廿代づゝの家地を与へられてゐたのに起因して町名となつたものである。

現今でもこの廿代町には大工屋敷といふ地があるがこの加藤治部と呼ぶ大工頭は京都の者で高知城築城当時來つて役務に服し大工知行百二十石を与へられこの町に永住してゐた。

この神明宮の祠を建立した加藤六兵衛といふは即ち加藤治部の子である。寛永辛巳年の大洪水の時、加藤六兵衛が二十代橋を渡つてゐると河中を太神宮の大麻の厨子が流れて来るを認めてこれを拾ひ帰つて清水で洗ひ潔めて祠を建て、納めて以来、神明宮と称して各町民が信仰するやうになつて神社の体裁となつた。

寛文六年に至つて始めてこの神明宮は藩の町方役場より修繕されて翌々八年から九月十四日十五日の両日を祭日と定められ寛保三年八月再び修繕されて此時から市中の総鎮守となつて毎年盛大な祭礼が行はれ花台などが出来るやうな繁昌を呈す有様となつた。

それから天保六乙未年九月の祭日から神輿を北町に渡すやうになり天保九年の祭礼から上町下町一帯に神輿を渡すやうになつて毎年九月十五日の祭礼には近郷近在の者等は生姜を持出して神明生姜は風葉なりと云つて祭礼日の社前に販売する習慣となつた。

この神明生姜の起原は古人森本口里、大石千引等の説に「不徹口通神明」

といふことを伝会せるものなりと云ふ——。

また神明宮の社殿に二疋の馬を刻める額が奉納されてあるがこの絵馬は当時土佐の甚五郎の賞讃を博してゐた名工武市甚七高明の作である。この甚七は号を萬里又は永念と称して駕籠細工を生業としてこの二十代町に居住してゐて後に至つて八百屋町へ移住し安永五丙申年二月十六日五十歳にて歿してゐる。

御維新後に至つてこの神明宮社殿は風害のために破損して規模も縮小せられ現在の如くなつたが旧藩時代には天満宮八幡宮の祭礼にも劣らぬほど盛大な祭りが行はれた城下の住民はじめ近郷近在の人々の信仰の深い神社であつたと云ふ——。

(二月六日)

其の二十四 天神橋

|| 旧藩時代は高知第一の大橋 ||

近年に至るまで唐人町と潮江山麓を劃つた鏡川の清流へ「天神橋」と云ふ大橋が架けられてあつたことは世人の記憶に新なる事と思ふ——。

土佐物語に「天正年中、長曾我部泰元親、大高坂山に城を築きし時、四方に堤防を築き南の川潮江山麓より城南犬の場へ三百余間の大橋を架けしと云ふ」と伝へられてゐるのはこの天神橋址である。

この天神橋の創築は元相元壬戌年であつて當時は真如寺橋と称されてゐた。

真如寺橋の草創を尋ぬるに慶長五年の春、山内対馬守一豊入国して大高坂山に永世の治城を築き令弟康豊の提案を入れて歴代の菩提寺を潮江山麓真如寺に置いて廟所をも真如寺山の淨域に構へた関係より松平土佐守忠義(第二代藩主)の世に至つてこの菩提寺真如寺へ参詣の不便を感じて大橋を架け真如寺橋と命名したのであつた。

それより一百余年の歳月を閲した享保年中、松平土佐守豊敷(第八代藩主)がこの真如寺橋を天神橋と改称した。

歴代の藩侯が莊嚴極まりなき葬儀の行列が真如寺の菩提所へ通過の節は常にこの天神橋を過ぎたものであつて旧藩当時、藩侯の葬儀に随ふ藩士の服

装は一切揃の白装束にて鳥毛の槍、挟箱に至るまで白布を以て包まれてゐたと云ふ——。

土佐藩では家老の葬式の際は下横目二人を行列警衛の任に当らせる慣例があつて墓地が潮江山なればこの天神橋際まで五台山なれば三つ頭、小高坂山なれば山ノ端、真宗寺山なれば江ノ口までと定められてあつた。またその葬列には家老は高提燈八張以下中老四張以下諸物頭三張以下を藩令で以つて許されてあつた。

余事はさて置きこの天神橋は天和元壬戌年に創築されて以来明治の世に至るまで三百余年の間、往事の面影を偲ばせてゐたが遂に明治三十五年に至つて取り毀されて了ひ今では僅末な仮橋が架けられ唯僅かに兩岸の橋石にのみ当時の大橋の名残を髣髴たらしめてゐる。

花台の濫觴について御教示下されし檀屋龍吉氏に感謝します。猶ほ高知の史蹟について古記録御保存の方は御教示を乞ふ

(二月七日)

其の二十五 開成館の史蹟

Ⅱ 処刑場址と騎射馬場址Ⅱ

慶長年中は九反田一帯の地は莎原であつて御維新の頃に至つても大鋸屋橋東の横町西側に士民の邸宅がありその東方に藩の諸役所が創置されてあつた外に人家とては一軒もない空漠の荒地であつた。

元禄年中この九反田の東に鍛冶屋蔵と称する藩の軍刀槍などを作る工場が設けられて陸奥守源吉行及び義弟の上野守藤原吉国と云ふ兩人の刀工が番刀を鍛へてゐた。それにこの鍛冶屋蔵の近傍は刑場の趾であつた。

海南画識に「狩野常信の門弟近森湖山常雅なる画工師匠常信の贋作を画き巨利を射ける事露頭し享保九申辰年三月十七日九反田刑場に於て斬に処せらる」云々と記されてある。即ちこの刑場の址は雑喉場の東詰の俗称を「谷の大松」と呼ばれてゐる老松が残されてゐる近傍である。

この刑場の東方は寛政五癸丑年十一月に至つて藩士小谷五左衛門近助の繩張にて騎射の馬場となつた。

そうして此馬場の隣に井流方役場が設けられてあつたが慶応元乙丑年十

月に至つて山田町お城八幡宮鎮座の地にこの井流方役場は移転した。

かくて慶応二丙寅年三月にこの井流方役場址と騎射馬場の空地に開成館と云ふ役場が創築された。この開成館内には捕鯨局、鉦山局、軍艦局、鑄造場の諸役場が置かれその東方を掘鑿して碇船場とした。

そうして北の堀川なる壹岐殿堀に添ふて作事方、干着方、紙方の諸役場も設置されて其後に至つて山方、樟脳方の役場も置かれてこの開成館は藩庁が殖産興業の目的を以て創置した役場であつてまた開成館の名は易経の開物成務といふ語に採つたものであると云ふ——。

明治四年に御親兵献上の問題で西郷隆盛、大久保利通、木戸孝允等が来国し、板垣退助と応接したのもこの開成館の客殿であつた。

明治七年に征韓論破裂し板垣退助が官を辞して帰国し林有造片岡健吉等の股肱と立志社を組織し学舎を置いたも即ちこの開成館であつたが明治十年に至つて西南の天に戦雲棚引いて薩摩軍人が熊本城に乱入した時立志舎の領袖林有造、大江卓等は密かに拳兵の大陰謀をこの開成館に画策して立志舎の健児等は日夜この館内で銃彈鑄造を企てた。

謀議遂に破れて林大江以下の領袖が一網に打ち尽されたるに至つてこの立志舎も閉鎖されたが明治十三年に至つて帯屋町南会所趾の旧陣營に設置されてあつた海南私塾といふ山内豊範(第十六代藩主)が独力の経営に成る学舎を此地に移した。

そうして玄関客殿などの御殿作りの建物は昔の佛を存じて使用されてあつたが明治二十二年にこの海南私塾は県立中学海南学校となつて明治三十年に至つて校舎は改築されたがその旧正門と南方引続の長屋は保存されて永久の記念とされてゐるがその滄桑の歴史を辿れば感慨無量である。

文化十三丙子年に家老桐間伊束が犬追物の場を開いたのもこの開成館正門の北方で今の濱口真澄氏邸宅の西方がその址である。

また九反田から菜園場へ架けられてゐる大鋸屋橋は旧名を千歳橋と呼ばれてゐた。

即ち元禄十六癸未年の齋藤唱水が日記の一説に「千歳橋の名は山内豊房君の海辺に出で給ひて大船掛りに新しく架せる橋の兩岸に松と竹とのみえければちとせ橋と名付くべきよし仰せ候」とあつてこの千歳橋は松平土佐守豊房(第五代藩主)の命名されたものであつて元禄年中より架けられた橋であ

る。

県立海南学校の正門は開成館の門を残し置きしもの——。

(二月八日)

其の二十六 水防の丁場址

Ⅱ 鏡川の命名者と振替の越戸が由来Ⅱ

高知市街の南端に沿ひて流る、鏡川の水は旧藩当時より降雨の災が続くと忽ち濁流と化し屢次城下の町に浸水して当時の人々を脅やかした。

旧藩時代にこの水害の変に備ふる為め藩庁では軍隊をして水防の任に当らしめ周到の設備を堅め万一の変に意を用ひたのも穴勝ち無理からぬことである。

この鏡川は往昔、鴨目川或は潮江川と称されてゐたのを元禄五年の頃松平土佐守豊房(第五代藩主)が鏡川と命名したものであると云ふ——。

こゝに旧藩中鏡川出水の節の水防の概略を述べてみるに東は雑喉場の越戸から西は本町筋五丁目広小路南詰の思案橋の番所に至るまでの間は藩の軍隊十二組が受持丁場であつて家老を隊長とした各組の組頭は出水の警報が伝へられると直ちに部下を率ゐて分擔された丁場に出張した。

即ち本町筋五丁目弘小路南詰の番所を壹の丁場に築屋敷上の越戸から柳原までの間の越戸毎に二三四五の丁場があつて柳原忠魂墓地が六の丁場となつてゐた。

それより東へ散田の越戸から雑喉場の越戸までが七八九十一十二の丁場となつてゐてこの十二の丁場に当る雑喉場は町方役場の受持丁場で今の潮江橋の東方の南無妙の越戸と呼ばれてゐる越戸は旧藩時代まで振替の越戸と称されてゐた。

この振替の越戸の由来を尋ねるに寛文年中からこの越戸内西角に振替役場と称して津々浦々の漁師が雑喉場の市場へ持出して売つた魚の代金を正錢と引替る役場が設置されてあつた。

当時雑喉場の市場では即時に代金を受取ることが出来ぬ藩令があつたので漁師はこの市場で代価付の切手を貰ひこの振替役場へ持参して正錢と引替へて貰つてゐたが延享二乙丑年十二月に土佐郡旭村中須賀から出火の御

にこの振替役場も延焼の災に罹つて焼失して以来廃止された。

それから次郎の越戸と呼ばれてゐる拾の丁場の越戸内には土木蔵と唱へて出水の時変に用ゆる土木類其他の諸道具を納めてある藩の倉庫が設置されてあつたこの次郎の越戸は宇田友四郎邸西角の越戸である。

九の丁場は天神橋詰の越戸でこの大橋西側の水中には量水標が設けられてあつて出水の節は水場役人が詰め切つて増水に至ると法螺の貝を吹鳴らして市中居住の者等に非常を報じた。

また柳原西方忠魂墓地の六ノ丁場内には水門と称する関門が設けられてあつて柳原の堤防には水場役人が絶へず往来して物々しく増水の模様を警戒した。

高知沿革史に「享保七壬寅年五月に至り家中町方とも助け船の員数定まる」とあつて城下の各町に助け船まで割当てられた「総出」の合図があると土庶の差別なく防水の任務に努めねばならぬ藩命があつて各町の庄屋町年寄は提灯を携へ幟を押立て目標として町内の若者を集め最寄の丁場へ駆付け

た。藩庁が出水の時変には物々しく警戒し手落なき防備を整へ万一の変に備へたることはこの概略に想像してみても窺知することが出来やうと思ふ——。

築屋敷一丁目中程の堤防と柳原忠魂墓地前の堤防と西唐人町西方の堤防の三ヶ所に残されてある石標が旧藩当時各組の受持丁場の址である。

即ち築屋敷に残された石標西面の文字に「従是西四ノ丁場」とあり東面に「従是東五ノ丁場」と刻まれ柳原の石標西面に「従是西六ノ丁場」東面に「従是東七ノ丁場」と刻み西唐人町の石標西面に「従是西八ノ丁場」東面に「従是東九ノ丁場」と刻まれてあるに往時の面影が偲ばれてゐる。

(二月九日)

其の二十七 称名寺の本尊

Ⅱ 秦元親が出陣の時に鎧の背に負ふた仏像Ⅱ

高知市金子橋に建立されてある浄土宗の寺院称名寺の本尊阿弥陀如来は行基菩薩の作で往昔は讚岐国の志度寺に安置されてあつたものでこの本尊

について頗る興味の深い伝説が残されてゐる。

今を去る三百六十余年の昔の天正六年に土佐一円を併呑し国守を以て任じた長曾我部泰元親が隣国阿讃の地を侵略する雄図を抱いて讃岐国に兵を進めた当時、讃岐国寒川郡志度寺の本尊であつた弥陀の尊像一軀を持ち帰つたのが即ちこの称名寺に安置されてある本尊である。

また一説にこの弥陀如来の仏像は元親が常に戦場に出づる度毎に鎧の上に背負ひて奮戦し奇勝を得たと云ふ——。

文禄三年に元親が長岡郡岡豊城を吾川郡浦戸に移して以来この弥陀の仏像は浦戸城内に安置されてあつたが文禄年中名蓮社称誉上人と呼ぶ大徳の聖僧が関東より錫杖の途中この浦戸城に立寄つた。

この時、称誉上人は城内安置の弥陀の仏像を押し大ひに驚いて衆人に向ひ「往昔房崎大臣、讃岐国寒川郡志度浦にて行基菩薩をして弥陀観音の両像一軀を作らしめ其母海人の冥福を祈られしがこの尊像なり、往年彼地に於て遂に所在を失ひ参らせしが今計らずも海南波濤の涯に見参らすことを得たり」とこの弥陀如来の由来を教示するに及んで元親も奇異の念に打たれ直ちに城内に寺塔を建立してこの仏像を安置した。

かくて上人を寺主にと引留めたけれど堅く辞して承諾なかつたので遂にその法諱を請ふて寺号とし更に莊嚴な寺院を建立するに至つて城下の住民が信仰を一層深からしめた。

慶長五年の春、山内対馬守が入国して土佐郡国沢村の地に高知城を築いて浦戸城下をこの地に移すと同時にこの寺院も朝倉町西方の旧国沢城の故址へ移され寛永初年に至つて再び九反田の莎原へ移された。

それより寛永九壬申年十二月十三日に松平土佐守忠義(第二代藩主)夫人が薨じてその位牌をこの称名寺に納めて以来は夫人の法諱光照院泰誉皓月と称せるに依つてこの寺院も皓月山称名寺光照院と改称されたが万治二庚子年十二月二十七日回祿の災に罹つて堂宇蕩燼してより土佐郡潮江村筆山麓御室の谷(今の報徳学校地)へ莊嚴極まりなき繪作りの寺堂を再建して寛文二壬寅年十月十五日に遷仏式を行つたがこの御室の谷の淨域は四国隨一の風景と称されてゐたと云ふ——。

それより春風秋雨二百余年の後の御維新に至るまでこの莊嚴の寺堂は昔の佛を留めてゐたが明治四年廢藩の当時、寺院撤廢の暴令を政庁が執つて

重立つた各寺の住職を呼寄せ「寺領の財宝を与へるに依り仏衣を脱ぐべし」と強請的に迫つて各寺院の取り毀しを企劃した際にこの称名寺も廢寺となつて同寺の寺宝財物の一切は離散してしつら莊嚴を誇つた本堂山門に至るまで忽ち俗衆が薪の代となつて焼き払はれ本尊の阿弥陀如来まで地上に投げ捨てられてゐた。

この乱暴狼藉の始末を見るに見兼ねた土佐郡潮江村小石木の寺庄屋森本愛二といふ者の老母が暗夜に紛れてこの阿弥陀如来を窃かに持ち帰りて我家の押入に安置してあつたのを明治十四年に至つて現住職石川秀本師が請ひ受けて明治十六年三月にこの金子橋の地に寺堂を再建してこの古い歴史に彩られた弥陀の尊像を安置したものであると云ふ——。

因にこの称名寺は御殿医山田某の邸宅であつて今に至るも寺門の西に続いた長屋に旧藩時代の佛を偲ぶ物見が保存されてゐるが寺門の脇に物見長屋のあるは恐らく日本に類のないことであらう。

(二月十日)

其の二十八 県立師範学校 II 聖武天皇勅願の名刹安祥寺の址 II

御維新まで土佐郡小高坂村県立師範学校の敷地には真言宗の寺院常通寺の建立されてあつた遺趾でこの常通寺は今を去る四百年余の往昔は賢法山悉知院安祥寺と称してゐたと云ふ。

この安祥寺の縁起を按ずるに今より一千九十年の往昔——時の帝聖武天皇の勅願に依つて行基の開基した一大寺院であつて延喜主税式に「安祥寺宝塔料五千束」とあり七堂伽藍、僧坊、鐘樓などがあつて莊嚴を極めてゐたが其後年代を経るに従つて法燈の光も微にさしも盛観を誇りし寺堂も朽ち屋根は破れて雨の雫も漏るゝほどの末法の世の是非もなき有様と化して千古の史址も此処に廢滅するかと思はれた。

斯くて安祥寺草創より八百余年の歳月を閲した天文十三甲辰年に至つて長岡郡岡豊の城主長曾我部泰元親が父兼序の菩提を弔ふ為め此の安祥寺を再興して長岡郡常通寺村(今の岡豊村)に賢法山悉知院常通寺と称する寺院を建立して寺号のみを常通寺と改称し奄惠法師を住持として往昔の盛観に

復せしめた。

永禄三年に国親病死して其子元親が旭日登天の勢で忽ち土佐全土を風靡し尽し吾川郡浦戸城を築くと同時にこの常通寺も浦戸に移された。

元親が滅亡の後の慶長七年壬寅年に山内対馬守がこの寺院を土佐郡石立村岩戸に移したのを松平土佐守忠義が更に寛文九壬申年に至つてこの小高坂の地に移したが宝暦七乙丑年十一月二日この常通寺の本坊は回禄の災に罹つた。

安永元壬辰年に松平土佐守豊雍(第九代藩主)が再びこの寺院を营造したが境内には脇寺が六箇寺ありて今の師範学校正門東方の脇寺を威徳院と称しそれより北へ延命院を中央に挟んで東北隅に地福院といふ脇寺があつた。また西北隅の脇寺を吉祥院と称しそれより南へ明王院を中央に西南の隅の脇寺を福成寺と称してゐた。また本坊は北見付の地に建立されてあつて今の師範学校正門西方堤の少し内に入つた所に二王門が樹てられてあつてこの二王門の金剛力士は運慶の作であつたと云ふ。

莊嚴極まりなき大寺院を誇つた常通寺の本尊観音菩薩は定朝作で薬師如来は安阿弥作と称せられたこの寺院は土佐吾川高岡幡多四郡の真言宗寺院を総管してゐたが明治三庚午年に至つてこの大寺院其他の脇寺も取り毀されて了ひ常通寺は長岡郡五台山竹林寺へ寄寺となつた。

これは土佐藩が明治二年兵備の拡張を為すために帯屋町南会所址へ大兵営を置いた結果その砲兵の練兵場を創置する為めであつた。

此際に土佐郡潮江村御室の谷の称名寺は歩兵の射的場となつて鏡川原柳原も練兵場となつた。

明治三年七月には土佐藩で仏国砲兵少尉アントアン通弁細谷安太郎を備聘してこの常通寺址ではアントアン号令の下に藩兵が砲車を曳き砂塵を浴びて進撃馳駆射撃の練習に余念がなかつた。

やがて明治二十八年頃に至つてこの常通寺址へは追手筋第一中学校内にあつた高知県尋常師範学校を移して学校地として現在に至つたのである。當時はまだ第一中学校と称せず尋常中学校と云つて時計台から西がこの尋常師範学校で東が尋常中学校となつてゐた。春風秋雨幾星霜を経る間に幾多の史実の明滅を伝へて大正の今日に至つた常通寺の遺址を偲べば今昔の感に堪へない。

(二月十三日)

其の二十九 女郎衆の住家

明治二年新設された当時新地の面影 II

日本は神代の昔から女ならでは夜も明けぬ国だそうである。高知市にも水新地埋立新地と称する両遊郭が設けられて以来現在ではその青楼四十余軒に三百四十三人の娼妓がある。

高知警察署の統計簿に依つてこの両遊郭一ケ年の収入(遊興費及び花代)を取調べて見るに昨年の収入額二十六万円余で遊興者人員が十三万人余とはその繁昌の物凄しさを窺ひ知ることが出来るであらう。

紅白粉で厚化粧した娼妓が各様の格子先にずらりと鎮座在して外面如菩薩内心如夜叉の辣腕を振つて朝に源氏の客を送り夕に平氏の客を迎へて手練手管の秘術を尽し替る枕の数々に浅間敷い醜体を演じてゐる。

弱き者よ汝の名は女なりとエラそうに納り返つて見ても男は矢つ張り惚れた女の為めには生命も捨てるさうでその證據は「ねえ貴方、あたし本當に困つてるのよ、一寸融通して頂戴な……」なんて惚れた女から秋波の一つも送られるともう耐らなくなつて何時の間にやらゴ持参の財布の底は空になつてゐる。

考へて見ると女の弱きも仲々どうして油断がならない——。

然り而して茲にこの女菩薩が男蕩しの城廓となつてゐる玉水新地の来歴を尋ねて見るに御維新当時までは土佐郡旭村石立長嶮と称して旧松山街道の関門に当り新地の東詰の登道には思案橋といふ橋が架けられて茲には番所が設けられてあつた。

明治二年に至つて新地が新設されて「花の井」「すぢかい」「氣儘」「うかれ」「安久」などの青楼が出来たがその時分は料亭計りで女郎屋は一軒もなかつた。

土佐藩の家老職を勤めた深尾丹波が両刀捨て、この新地へ丹波楼といふ料亭を開業したのは西南の変の後の明治十三年頃で今の明治楼が丹波楼跡である。

この新地へ女郎屋が出来たのは即ちこの時分で當時は「切店」と称してゐたがこの切店も二三軒しか無かつたと云ふ——。

新地の新設と同時に旭座の東隣(金泉楼裏)の田圃の中に「広栄」と称す

る芝居小屋が出来てこの広栄芝居の舞台開きには浪花の名優市川右団次(先代)、尾上多美蔵、嵐富三郎、慶女などを呼び下して「扇屋熊谷」を演じ右団次の熊谷直実、多美蔵の敦盛で当時大入満員の盛況を呈したといふ——即ちこの広栄は今の高知座の前身である。

この芝居小屋出口の西脇に「花の井」東脇に「うかれ」などの料亭があつて広栄の筋向ひが「すぢかい」といふ料亭であつてこの料亭は芝居観物の人々が昼飯を食べる芝居茶屋であつて当時は「麿刀令」が出て間もない時分で家中の侍などは未だに大刀を横へこの芝居小屋へ出這入りしてゐたので「すぢかい」の奥座敷には「刀掛」などが置かれてあつたと云ふ。

当時この新地は近郷近在の百姓が駄馬を曳いて城下へ入り込んで来る街道筋で近辺には馬糞累々たる有様を呈してゐたので別名を「馬の糞」新地と称してゐたが一時隆盛を極めたこの新地は段々衰微して料理亭も漸次転退して秋風落莫の情況を呈するやうになつた。

明治卅年に朝倉に兵營が設置されてより忽ち従来の如き繁昌を極めるやうになり当時県令に依つて市中の各料理亭を上下新地に移転を命じ益々隆盛になつて「花徳」「松軒」「宮川」「玉川」など称する女郎屋から「一筆」「みどり」「熊谷」「魚源」などの料理亭が出来て新地の東詰南側に「娼妓身体検査所」など云ふ奇抜極まる表札の掛つた検番が設けられた。

この新地の西方雁切橋は旧藩時代まで獄門台が設けられてあつて罪囚の首を鼻けて公衆に視せ曝してゐたと云ふ——。

桂井素庵日記の一節にこの雁切川を「顔切川」と認めてあるに依つても往事の物凄さが偲ばれるであらう。

昔は松山街道の関門であつた近辺一帯の藪中は狐狸の古巢であつたのが明治の世になつて遊郭が新設され今日の隆盛を見るに至つたその今昔の対照を偲べば日進月歩の有難さが沁々と思はれる。

(二月十四日)

其の三十 魚市場

II 松平忠義と漁師六兵衛 II

高知市及び近郷近在の人々に日々新鮮な魚類を供給する唯一の魚市場は

城東南の九反田雑魚場に設置されてあつて朝夕浦々の漁師はこの市場に殺到して魚類を競売してゐてその取引額は毎年約七十万円余に上ると云ふ。即ちこの魚市場は今を去る三百年昔の慶長年中松平土佐守忠義がこゝに雑魚場役所を設けて国内の津々浦々から送つて来る魚類を競売する魚市場を開設して以来、廢藩当時まで連続されたものであつてその魚市場の後身が今の慶長社である。

この魚市場に藩政時代まで鰯場と称して他の諸魚を競売するに先立つて鰯を第一に市に出す特例が設けられてあつたに依りこの面白い伝説を紹介して見やうの——。

高知沿革史の一節に「松平土佐忠義公性来漁魚を好み毎年潮江の漁師六兵衛に唐網を打たせ慰め給ふ」云々とある。

或日のことこの忠義は常の如く六兵衛を供に漁に出るさ舟中にて六兵衛に向ひ「明日も撒網すべければ早朝から支度を整へ役知堤で乃公の来るのを待ちをれよ」と約束されたので六兵衛は帰宅後再び夜漁に出て翌朝その獲物を携へこの雑魚場の市場へ持ち出し若干の銭を得て急いで役知堤へ出掛けると忠義は舟中にて待ち兼ねたと見えて「己れ六兵衛、今まで何処を烏呂付きをりしぞこの馬鹿者奴ッ」と頗る不機嫌の体に見へた。

この時に六兵衛は恐る／＼近習の侍に向つて「実は昨夜の獲物を市場に持参せしに浦々より来る魚類の番着の順次に売り捌く御定めなれば意外の時刻を移せるのみならずその代金を得て今日の飯米の支度など仕る間に心ならずも取り遅れたる段、恐れ入つて御座ります」と申述べた。

これを聴いた忠義俄に怒を和げて「尤もなり此後とて斯る事ありぬべし然れば将来は六兵衛に限らず潮江吸江の漁民共が市場に出す魚類は浦々より来る者等より先きに売り出すやう定めよ」と近習の者に命ぜられた。

爾来この慣例が残されて藩政当時まで潮江吸江の漁民に限つて特別の恩典が与へられこの鰯場が設けられてあつたと云ふ——。

(二月十五日)

其の三十一 牢屋敷

II 磔刑に逢ふた大庄屋と奇抜極まる藩罰令 II

高知市の東北に当る山田町牢之町は藩政当時まで主殺し、親殺し、差火、強盗、密通、賭博など其他あらゆる罪科を犯した科人を留置する牢屋が設置されてあつた址である。

大正の世の今日では商家が軒を並べて繁華な町を形造つてゐるが藩政時代はこの牢屋の附近一帯は寂寥々たるものでまた牢屋内には重罪人を斬首に行ふ刑場が設置されてあつて鬼哭啾々たる物凄さを呈してゐた。

但しこの牢屋に入牢仰付けられる科人は軽輩と称する足軽、若党仲間及び庶民僧侶などであつて士格の者は会所内の「揚り屋」へ投獄されたと云ふ――。

かの有名な江ノ口瑞応寺の薫的和尚が寛文五年一月に土佐郡潮江真如寺に於て竹巖院雲公龍山大居士忠義の法会を営まれた時、真如寺住職了谷と席順を争ひ藩公の戒名の粗笨を罵つて遂に藩の忌諱に触れ獄に下されたのも即ちこの山田町の牢屋であつた。

薫的和尚はその後「揚り屋」へ入牢仰付けられ禁獄七年苦節を守り舌を噛んで法衣に血書し或は断食して藩庁不法の所置を呪詛して遂に寛文十一年正月十日に至つて獄死したと云ふ。

御家中変儀の一節には「元和三丁巳年御扈從溝口八郎左衛門、与力服部孫十郎、香我美郡山田村に於て大庄屋信清惣左衛門と田地水論に及び兩人惣左衛門を打擲、御城下に召寄せられ要法寺に於て切腹被仰付、扱又惣左衛門夫婦の者は御城下山田橋に於て磔刑被掛也」と認められてゐる。

これに依つて見ると今を去る三百年の昔元和寛永年中には山田橋下は刑場であつて獄門台が物凄く居据つてゐたらしい。

それから藩政時代には槍試し、火焙、討首などの刑罰があつて主殺し親殺し差火などの重罪を犯した科人は会所お白洲に於てお目付役の嚴重な取調べを受け一旦この山田町の牢屋へ入牢仰付けられた上、裸馬に乗せられ雑色数人が付き添ひその頭の髪へは竹を括り付け馬の後から突立て長吏が罰文を讀立て乍ら町中引廻しの上三番所及び四ヶ村の札所に曝され長芝の刑場で死刑に処せられた。

慶応二丙寅年十二月に御目付役から相廻された高知藩罰令で奇抜なのを再録して見るに

一、妻令密通を見極め其場に御て致殺害者無構若之密夫而巳を殺し候へ

ば奸婦は追放（大方限り）

一、牢内の婦女を外輪へ連出し致密通者（女は既姦を以て論ず）追放（大方限り）
存念を不果時は追放（中方限）

一、召捕候婦女と致密通者（女は既姦を以て論ず）追放（大方限り）
即ち間男は重ねて置いて四つに斬つても本夫へは藩庁から何等の御咎も無く所謂切り徳であつた。また色欲に迷ふて女科人と密通した役人の処罰令に「女は既姦を以て論ず」「存念を不果」などの文句に至つては頗る奇抜であると思ふ――。

一、人妻姦両度（当罰後に再犯を云ふ）に至る時は杖（一百）焼印（兩

鬢）追放（大方限り）及び三度は斬罪（監候）

一、人妻姦事蹟及び露頭より奸婦本へ対し無面目存之致自殺時は密夫追放（大方限り）

この人妻姦の罰令には「仏の顔も三度」の慈悲を見せて寛大な処置を執つてゐるのも面白いが「人妻姦事蹟」「奸婦本に対し」などに至つてはこれまた頗るの珍文字である。

この牢屋は御維新後に至つて土佐郡小高坂村寺町（農林学校地）に移転されて幾多の変遷を経てこの町は現在の繁榮を見るに至つたのである。

（二月十六日）

其三十二 雁切川の梟首場

義民高橋安之丞の首級を梟した址

藩政の昔――高知市の西方土佐郡鴨目村雁切川近辺一帯は竹藪堤でまた雁切川原には獄門台が設置されてあつて昼間でさへ物凄い梟首場の址であつた。

慶長年中から廃藩当時まで三百年の久しきに亘つて此の雁切川原の獄門台では罪囚の首を梟けて公衆に視せ曝したもので此の獄門台の近傍には番小屋と称して番人が見張をしてゐる小屋が置かれてあつた。

即ち藩政時代に山田町の牢屋敷に入牢中の科人で罪が確定されると元禄年中までは雑魚場東方の処刑場で後年に至つては長芝の処刑場で死罪仰付けられた上その首はこの雁切川原で曝されたのである。

土佐の佐倉宗五郎とまで唄はれた吾川郡上八川村地組頭高橋安之丞が貞享四丁卯年の大凶作に同村の百姓が難渋するを見兼ね身を挺して藩庁に減租を願ひ出でた時、川橋三蔵なる者が地組頭の職を奪はんと企て一藩吏に窃に賄賂を与へて安之丞を冤の罪に陥れんとした。

この奸謀を悪んだ安之丞は一旦家に帰つて妻子に永訣して再び藩庁に強訴せんと市外杓田の里に隠れてゐたのを藩吏の手に捕へられて元禄十三年三月十六日に至つて遂に土佐郡雜喉場東方の刑場にて討首の上、その首は即ちこの雁切川原に曝された。

報徳義民録に「この夜大風雨、首の所在を失ふ」とあつて義民安之丞の首は何者かの手に奪ひ去られたがこれは土佐郡杓田村の百姓清兵衛が盗み去つたと云ふ。

雁切川原の鼻首場には恚うした凄惨なる史実が残されてゐるのである。義民の尊い鮮血に彩られたこの獄門台にはまた不義者の醜い首も曝された。

旧藩中町方雜事書抜きの一節を再録して見るに

一 相對死討首獄門

北奉公人町傘屋

辨 助

同町改田屋忠平妻

せ い

右之者爾來密通いたし居相對死いたすに付於長芝打首にいたし雁切

川原に獄門に掛け候事

文化十二年十一月

即ち不義の恋に酔ふて情死して果て右兩人の死躰は長芝で打首の上この雁切川原の獄門台で曝された。

昨年三月七日千葉県下に於て自動車運転手倉持睦助と鉄道情死を企てた吉川鎌子夫人も藩政の昔であつたら即ち打首獄門の罪科に処せられその首は獄門台に曝されたのであろうに——然し大正聖世の世に生を享けた有難さに鎌子夫人も死んだ睦助も何等の刑罰を蒙らなかつたのは勿怪の幸である。

御維新以来この凄惨な獄門台は廃止されて大正の今日では唯老人が昔物

語りにもみ当時の物凄かつた面影が偲ばれてゐる。

(二月十七日)

其三十三 坂本龍馬邸の址

II 幕府刺客の手に斃れた龍馬の半生 II

高知市の城西本町筋に明治四十年に電車開通と同時に国道も改修され数十軒の商家軒を並べて日夜往来織るが如き殷賑を呈してゐるが藩政時代は軽格の士が居住する御屋敷町であつた。

即ちこの本町筋には土佐勤王史に光彩赫灼たる南海の奇傑坂本龍馬直柔が呱呱の声を上げた旧邸の址がある。

龍馬の父坂本八平直足は当時この本町筋一丁目南側の中程に才谷屋と称して商業を営んでゐて龍馬はこの屋敷に於て天保六乙未年十一月十五日に呱呱の声を挙げたのであつた。

この才谷屋の跡は御維新後に至つて先年まで木屋旅館となりやがてシンガミシン女学校と変り幾多の変遷を経て大正六年の春までは昔ながらの面影を存じてゐたが現在はその旧邸の建物一切は取り毀されて了つて金子陶器商の家宅となつてゐる。

文久元年武市半平太が江戸にて土佐勤王党の同盟を組織した当時、龍馬は神田お玉ヶ池の劍客千葉周作の門にあつたが忽ちこの大義に加はつた。

爾來龍馬は勤王の大義に殉ぜんと文久二年三月二十四日の夜同志沢村総之丞と共に高知を去つた。

かくて或は九州中国にまたは江戸に大阪京都にと東奔西走して国事に尽瘁し西郷隆盛、桂小五郎、久坂玄瑞、高杉晋作、佐久間象山、小松帶刀等の英傑と往來して縦横の策を劃し或は幕臣勝海舟、大久保越中守にも交を結んでゐた。

慶応二年正月十八日龍馬は窃に馬関より大阪に出で城代大久保越中守を訪ひ幕府の動靜を窺はんとした時に越中守曰く

「幕府の密偵極めて厳なり、土藩浪士坂本龍馬、長士と共に京阪の地に來らんとす速かに逮捕すべしとの通牒を受け今漸く其の部署を終る、宜しく急に此地を去るべし」

龍馬は越中守の忠言を聞き悠々厚意を謝して去り正月二十三日に至つて薩藩の定宿伏見寺田屋に帰つたがこの夜伏見町奉行林肥後守捕吏数人をして龍馬を捕縛せんと企てた。

この時、龍馬は長州藩士三吉慎蔵と密議中であつたが愛人お龍の奇智によつて危難を救はれ僅に身を以つて免れ薩州屋敷に隠れやがて薩州の汽船三邦丸に乗じて鹿児島に潜み愛人お龍と手を携へて霧島山の奇勝を探るなどの風流事に一篇の情史を漂はせた。

慶応三年二月に至つて龍馬は長崎にて土藩の参政後藤象二郎に邂逅して大政奉還の八策を説き象二郎をして松平容堂を説かしめ遂に徳川幕府三百年の武門政権を王政に復古せしむるの時運に至らしめた。かくて龍馬は慶応三年十一月十五日の夜、京都河原町四條上ル屋町近江屋の旅寓にて莫逆の同志中岡慎太郎道正と時事を談笑中、突如幕府の刺客に襲はれ非命に斃れた。千古不朽の英名を遺して京洛の地に計らず終焉の憾みを残した坂本中岡両士の遺骸は洛東靈山の浄域に葬られ桂小五郎毫を揮つてその墓標を誌した。

御維新後の明治二十四年に至り両士は特旨を以つて正四位を追贈されたが明治三十七年の日露の風雲漸く迫らんとする時龍馬の姿は葉山離宮に避寒あらせられたる昭憲皇后の瑞夢に入つて芳名を日本六十余州津々浦々治く辺土の涯てまでも伝へられた。

嗚呼、海南の奇傑坂本龍馬が呱呱の声を挙げたその旧邸として海南史実の一端を彩る唯一の記念物も世の変遷に伴はれ遂に取毀さるゝに至つたのは遺憾の極みではあるまいか——。

(二月十九日)

其三十四 城下三番所

II 鑄掛屋お馬へ純信の脅迫状 II

藩政の昔——高知城下農人町松ヶ鼻と山田橋元と本町筋五丁目思案橋元の三ヶ所に番所が設置されてあつて関所切手の無い者は絶対に通行禁止の掟となつてゐた。

即ちこの三番所には突棒刺股の捕物道具を物々しく突立て、番所役人が

厳重に固めてゐて他国の者は公儀の御使者其他は他藩の使者以外の者は各れもこの高知城下に入る事が出来なかつた。

またこの三番所には藩罰を被つた科人を一般公衆に視せ曝らしてゐた。

「白頭雜譚」の一節に

一 延宝元年丑年 農人町 かね はつ

右之者傾城同前に銀銭を取り不作法仕候科に仍而四月十二日籠舎同十九日劔町中引渡之上高知令追放候事

一 延宝元丑年 古鐵買茂左衛門妻

右同断被仰付

一 延宝元丑年 古鐵買茂左衛門

右茂左衛門儀己が妻不作法之女共招集銀銭取不作法働候段乍存其

通閣候科四月十二日籠舎申付同十九日顔に焼印当て町中引渡本國

予州令追放候事

この罰文に依つて見ると淫売をした売女かねはつ及びその媒介をやつて淫売宿をした古鐵買茂左衛門の妻の三人は鼻を切られ、茂左衛門は顔へ焼印を押されて町中引渡された揚句はこの三番所で三日間づゝ曝されたのである。

そうしてこの淫売婦を買つた不作法者十三人は袴を着せられ鼻切られの売女が町中引渡される後から供をして私等が買ひましたと云はぬばかりにぞろ／＼町中を歩かされたと云ふ——。

正徳元辛卯年五月十六日に藩の目付役から番所役人へ

一科人肆候儀、前々より地に居らせ肆し候へ共、向後柱を立其柱に為立添搦付け諸人へ能く見へ候様仕重罪の者は地礫に可行旨御審議決

こうして科人は番所門前の柱へ縛り付けられて終生の恥を公衆の面前に曝した。

天保年間に長岡郡五台山竹林寺脇坊妙高寺の若僧純信と鑄掛屋新平の娘お馬が果敢ない現世の恋に酔ふて讃岐琴平まで駆落したのを追手の者に捕へられて高知へ送り還された時、南会所でお目付役西野彦四郎、川田口弥の取調べを受けた。

そうしてお馬純信は関所破りと僧侶が女連れの駆落の罪科に依つてこの

三番所に曝された上純信は安芸川限りお馬は名古屋坂限り追放に逢ふた。

純信は追放の後伊予に渡つて寺子屋の師匠をしてゐたと見へて当時伊予に遊んだ高知の画家河田小龍にこの純信がお馬へ送る手紙を依頼してゐる。即ちその手紙の原文は次の如きものである。

ひさしくものとうとくまいらせそろまつとや／＼ごぶじにおんくらしとすいしまいらせそろ、しつものせつかはのゑにて、てらこ五六十年ばかりせはいたしおり候、どうせせもじをつれにまいりもふすべくとぞんじをり候へども、なほ／＼くにはなしうけたまはり候にむつかしくおもむきゆえにたとひなんねんたちでもつれゆきもすべくゆえ、さようごせうちくださるべく、じぶんにへまいりもうふさずときは、ひとふやりもうすべくゆえ、おんまちくださるべくもしまたそれまでにそめいりでもするかまたこゝろあたりきれこれあり候へばきつとぞんじよりこれあるべくかねておんうわさもうしおき候まことにきよねんいらひそもじがことにてかんなんいたし候ことなか／＼つくしがたくこすいしもじくださるべく、もしまたよきたよりござ候へばかはのゑいほやく、めようといしかめきちともふすものところへまでたづねてまいりもふすべく、すさきよりくまのまちへまいり候へばそれよりかはのゑ二十りばかりゆえぜひ／＼まいりもうすべく、このほうもいまでもこちらにてあひてはもたずあいまつゆえ、どうでもしてぜひ／＼まかりこしもふすべく、こんびらで、かねをつかひそもじがまいり候へば、うるなどといふわくじすこしもおんきづかひなされまじくはやおんこしまちまひらせ候まつはあら／＼かしこ

せんなりこと

おかもとかなめ

八月十九日

むまさま

(二月二十日)

其の三十五 巴塘の花街

Ⅱ 唯一度の太夫道中 松鶴楼の惨劇Ⅱ

御維新の当時まで農人町稻荷神社近辺一帯は荒蕪たる蒼田であつたが明治元年の末に丸加楼と呼ぶ料理亭を筒井某なる者が飲遊楼の所に開業して以来稻荷新地以東へは丸多高知屋百万石など云ふ料理亭が数軒出来た。明治六年に至つて稲地神社東隣へ「青山」と呼ぶ切店(遊女屋)が出来た

がこの「青山」は土佐へ最初に出来た遊女屋であつた。

この繁昌につれて青柳橋西詰へ此君亭が出来るやまた西方へは見返り——かもめ、松鶴楼などの料理亭が建ち並び稲荷座と呼ぶ芝居小屋まで出来て日一日とこの地は隆盛になつて来た。

こうして藩政時代は寂寥を極めた蒼田変じて忽ち柳暗花明の巷と化してこの青楼には日夜絃歌湧くが如き盛況を呈した。

当時西南の変平いで政府は士族に世襲財産として公債證書を下附し知行と交換して風俗漸く驕奢に流れて遊蕩の氣分に人々の心が魔酔されてゐたので各楼の景氣は素晴らしいものであつた。松鶴楼主中川源十郎が現在の飲遊楼支店の東三軒目に朝日楼と呼ぶ切り店を開業したのもこの時分であつた。

この朝日楼へ花魁女郎を下したのは明治十九年四月でこの花魁は源氏名を九重太夫と呼んでゐた。利に鋭き楼主源十郎はこの九重花魁に太夫の道中をなさしめて當時の花柳界の人氣吸集策を企てた。

立兵庫鬚に櫛笄で重い金糸銀糸の刺繍した裯袴を着た九重太夫が禿男衆を供に伽羅の高下駄を八文字に履んで廊中を道中する美観は高知城下開闢以来の珍事として當時の人々は道中の日を待ち兼ね近郷近在より犇々と押寄て陸上は七重八重の人垣水上はまた觀衆の船を以て埋められたと云ふ――

この九重太夫の道中は今昔を通じて高知では唯一度の道中であつた。

かくて稻荷新地の繁昌に伴ひ玉水新地も益々その色彩を濃艶かに陽暉楼、花の井楼など云ふ青楼へも落陽解語の花が移植され両花街は競争の有様を呈しその繁昌が絶頂に達した明治十七八年の頃端なく風紀問題が持ち上つて各楼へは容赦なく官憲の手が廻された。

即ち「狂風深夜花狼藉、劍影靴口残月中」の活劇が随所に行はれ翠帳紅閨の痴夢を破られた美人才子が数珠つなぎとなつて警察署へ拘引さるゝことが屢でこれを「新地の夜嵐」と唱て名を惜しみ身を重んずる嫖客は縮み上つ

解題

公文 豪

て招燈の影漸く暗澹たるに至つた時代もあつた。

巴塘の花柳史を述べるに及んで是非とも書かねばならぬのは松鶴樓の惨劇である。

此君亭主内川源十郎は全身に猛虎嘯月の文身をして、俠骨稜々、意気を以て自ら任ずる侠客肌の男でかの明治七年佐賀の乱に破れた司法卿江藤新平が板垣退助、林有造を使つて土佐へ通れた時、無情の板垣林に突き放され悲憤の涙を呑んで去らんとする際に計らず源十郎に救はれ一時新平はこの上に匿まはれたと云ふ――。

稜々の俠骨に累をなして失敗を重ね此君亭は松鶴樓へ譲り渡さるゝに至つたが金銭上の紛擾は果然この両源十郎の間に惹起された。

豪侠にして氣を負ふ内川源十郎は悲痛と憤恨の余り遂に明治二十三年四月八日の夜半松鶴樓に忍び源十郎が副妻樋口八重と同衾中の枕を蹴倒し驚いて飛起んとする源十郎の首を一刀に斬り落し返す刀でお八重に重傷を負はせ悠々戸外に飛出し軽車を駆つて検事局へ自訴した。

やがて内川源十郎が法廷に立つた時其頃彼れの義侠を知り恩恵を蒙りし者等が連名で出した歎願書は甚く法官の心を動かし源十郎は死一等を減ぜられ北海道集治監に敗残の身を養ふうち哀れにも獄死したと伝へられてゐる。

巴塘今日の隆盛を見て往年の情史を偲べば興味津々として尽きず小田巻の糸よりも長い他日再び稿を改めて土佐花柳史に筆を染る日に余談を割愛する(良平)

この稿を以て「今と昔」の筆を擱くことを一言述べて読者に謝す

(二月二十一日)

「今と昔」は、大正七年一月十日から二月二十一日まで、高知新聞に連載された。掲載回数は三十五回となっているが、一月三十一日の第十八回「南会所址(下)」に続くはずの第十九回が二月一日の紙面に存在せず、二月二日掲載の「農人町松ヶ鼻」が第二十回になっている。これはカウントミスだろうから、実回数はいくつと異なる。

筆者名は各回末尾に「良平」とあり、昭和十一年十二月の高知新聞が二三回連載した「戊辰東征の前後」、同じく同紙が翌十二年一月六日から七月二十九日まで百十八回連載した「戊辰役を語る」の執筆者と同一人である。石川弘明氏は、この二編を収録した林英夫編『土佐戊辰戦争資料集成』解題で、「各回記事の末尾に『良平』の署名があるが、この良平氏については不詳である」としている。筆者もこの時代の郷土史家や新聞記者を調べてみたが、結局、人物を特定するに足る資料を得ることはできなかった。

「今と昔」が書かれた大正七年は、明治改元から五十年目にあたり、維新前の高知の社会風俗を窺見した人々が生存していた時代である。史料を駆使して中近世以来の高知市の歴史を詳述しながら、古老の回顧談や明治・大正期の高知市内の風物までちりばめて、その多くが失われた今日、貴重な記録となっている。

毎回の紙面には、史跡写真などが掲載されているが、遺憾ながらマイクロフィルム画質が悪くて利用できない。ただ第十七回「南会所址」の建物配置図だけは、画像処理で図の汚れを落として本稿に収録した。武市瑞山が入れられた揚り屋、吟味場と白州(切腹の場所)、それぞれの役宅の配置がわかるのは貴重である。建物は維新後に取り壊され、あらたに高知藩陣営が造られた。明治七年五月十五日、板垣退助が立志社設立の趣旨を演説し、これを聞いた植木枝盛が政治を志すことになったのがこの場所である。

記事の中から、興味深く感ずるものをいくつか挙げてみよう。

第十三回「地主地蔵」中には、九反田「地主地蔵の祠の前には明治の初年に『紅梅席』といふ芝居小屋があつた」との記述があり、これによって、立志社員と共に政談演説会弁士として登壇した河野広体(福島県三春に生まれ

加波山事件で無期徒刑）、府川謙齋（神奈川県から来県した盲目の民権家）などが演説した芝居小屋（寄席）「紅梅席」が、現在の高知市の文化施設かるぼーと、これに隣接する「だいいちリハビリテーション病院」の場所にあったことがわかる。

また、第二十九回「女郎衆の住家」は玉水新地（上の新地）、第三十五回「巴塘の花街」は稲荷新地（下の新地）について書いたものである。言うまでもなく、両新地には料亭や切店のほか、玉水新地に広栄座、稲荷新地に玉江座という常設の芝居小屋があり、馬鹿林一座の東洋一派民権講釈や政談演説会など、自由民権運動の華やかな舞台となった。広栄座を取り囲むように料亭があつて、そのひとつ「すぢかい」という料亭が芝居茶屋だったことや、稲荷新地の此君亭が「青柳橋西詰」にあつたという記述などは、その時代の風景を浮かび上がらせ、これまで知られていない事実を伝える貴重な情報である。

第三十三回「坂本龍馬邸の址」は、坂本龍馬邸が昭和二十年の高知空襲で焼失するまで残っていたという話を真つ向から否定する内容である。良平氏は「大正六年の春までは昔ながらの面影を存じてゐたが現在はその旧邸の建物一切は取り毀されて了つて金子陶器商の家宅となつてゐる」と述べ、「遺憾の極みではあるまいか」と嘆いている。

この大正六年取り壊しの事実を裏付けるものとして、このほかに、日新館書店から昭和二年に発行された寺石正路著『土佐好古史談』所収・坂本呉山「筆山麓の清謙」に、「坂本龍馬の居宅であつた市本丁筋木屋の建物はシンガミシンの工場と早変わりし、やがて跡方もなく毀たれたこと等を各自が異口同音に残念がつた」との記述がある（同書一―四頁）。また、昭和三年六月六日付『土陽新聞』掲載の龍馬の姻戚・近沢明吉談「坂本龍馬余話・補遺」には、「因に近沢翁は最近龍馬の生れた家は何うなつて居るか、本丁筋一丁目の河野家を訪れて見た処、惜しい哉、河野家の所有なる前に先の持主が大方売却してしまつて、現在では表座敷だけが昔の面影をとどめて居るだけで、女丈夫乙女の日常一絃琴を弾いたりして居た離れの二階や、龍馬の勉強などして居た階下の居間など跡方もなく、庭内の松の樹なども、龍馬存生当時の物でなく、後に植たもので、ズツと裏手にあつた二個の倉庫中一ツは河野家の所有として元の位置に残り一棟は他人の有に帰して脇へ引かれて居

ると云ふ話であつた。田中伯（註・光頭）も先般帰国の砌河野家を訪ひ龍馬の居室等がなくなつて居るのを非常に惜しんださうである（一記者）」という記述がある。

このように興味深い記述が多い反面、事実とは異なる誤つた記述も散在している。

例えば、第三十五回「巴塘の花街」には、此君亭主人・内川源十郎が松鶴楼主・中川源十郎を斬殺した「稲荷新地の血煙騒動」を「明治二十三年四月八日」の出来事とし、無期懲役となつた内川源十郎が「北海道集治監で獄死」と書いているのは誤りで、事件は明治二十五年五月三日未明に起こり（『土佐明治史』）、内川は「福岡県三池集治監で獄死」（『土陽新聞』明治三十二年十月六日死亡広告）したのが正しい。

その他にも不正確な記述が散見されるが、史料批判を怠らず活用すれば、高知市の歴史、社会・風俗の変遷に関する参考史料となるであろう。

なお、翻刻にあつては原紙の破損や活字がづぶれて判読不能な文字があり、関連文献から判明・推断できるものは補つたが、解読不能の文字はやむなく□□とした。

（くもんこう 自由民権運動研究者）

吉良家資料解題

濱田実佑

はじめに

「吉良家資料」は、吾川郡弘岡下ノ村（現高知市春野町弘岡下ノ村）出身の民権家、吉良順吉（以下順吉）の家に伝わる資料群で、高知市立自由民権記念館（以下当館）寄託資料である。吉良家の御子孫から、平成二〇年に三点、令和二年に四八一点、計四八四点の寄託を受けた。なお、平成二〇年寄託分は既に一般に供していたが、令和二年寄託分と寄託者が同一であること、さらに資料の内容から判断して、令和二年寄託分とまとめて「吉良家資料」として整理することにした。

吉良家資料の解題に入る前に、まずは順吉の略歴を紹介したい。



吉良順吉
(1847~1896)

【吉良順吉】弘化四年八月、吾川郡弘岡下ノ村の富農の家に生まれる。父傳七。第九大区副大区長を経て、明治一二（一八七九）年県会議員に当選。以後、落選などによる数年間を除き、現職で死去するまで民権派の有力議員として活躍、議長にも就任した。一五年海南自由党常置委員に選出され、「国会開設準備建言書」に署名した。一九年警察費問題で、の県会と知事の対立に関し建議案起草委員となり総代としてこれを法務局に提出。二〇年の三大事件建白運動では、吾川郡南部八田村ほか一五力村一、一六五名の総代として上京、保安条例の退去命令を受けた。二二年条約改正中止建白の吾川郡総代として元老院へ出頭。二四年には

露国皇太子遭難について高知県民総代として京都行在所へ赴く。また東京の地価修正同盟委員会にも出席した。他に土佐鉄道協会、高知育児会、高知衛生会、高知教育会、高知県地主同盟中央委員会などの役員を歴任した。明治二九年七月一三日病没。五〇歳。〔高知県人名事典 新版〕より〕

また、吉良家資料には順吉の長男である吉良禎吉（以下禎吉）の資料も含まれるため、禎吉の略歴についても示しておく。



吉良禎吉
(1874~1937)
写真：吉良家提供

【吉良禎吉】明治七年一月五日、順吉の長男として生まれる。私立高知共立学校卒業後、私立東京専門学校（現・早稲田大学）英語専修科に進学するも一年で退校し、明治二七年に農商務省蚕業試験所の傍聴生科程を修了後、帰郷。吾川郡蚕糸業組合初代総代、高知県蚕種検査員、高知県蚕糸同業組合議員を経て、明治四三年、大日本蚕糸会高知支会の役員となる。昭和四年には、養蚕農家の利益向上のため有限責任海南繭糸販売組合を創立、初代組合長に当選。生涯を通して養蚕業に尽力した。このほか、弘岡下ノ村長、弘岡下ノ村・吾川郡・高知県農会議員、帝国農会副議員も務めた。昭和二年八月二八日没。六四歳。（参考：吉良家資料A・1・13「履歴書」）

一、概要

吉良家の御子孫によると、吉良本家は、大正時代に住宅火災に遭っており、順吉と禎吉が伝えた資料、特に明治期の資料の多くを失った可能性があるという。しかし、本資料群には保安条例による退去命令書や第二回総選挙前の土佐派の動向についての書簡など、自由民権運動に関する注目すべき資料が

伝わる。さらに、高知育児会等の社会活動や、仁淀川の堤防・用水路の管理に関する資料からは、地域の名望家としての役割とその実態をみることできる。また、禎吉に関しては、一四年分にわたる日記や、若干二〇歳で立ち上げた「吾川蚕糸会」の活動記録など、地域の歴史を示す興味深い資料を含んでいる。

本資料群の分類については、同じく当館寄託資料である「細川家資料」^三の分類方法を参考にした。本資料群と「細川家資料」には資料の性格に共通点が多く、また地域性も鑑みれば、細川家資料と同様に分類することは閲覧時の利便性を高めると判断した。

なお、令和二年寄託分については茶封筒で小分けにするなど既に整理された形跡があり、封筒への覚書等から、『春野町史』編纂に係る整理作業（以下旧整理）によるものと推察できた。資料目録にある「仮No.」は寄託当初の状態で各資料へ割り当てた番号であり、旧整理の秩序を示すものである。

二、資料紹介

以下、特に順吉と禎吉の活動を示す資料を含む大分類AからFについて、大分類毎の概要と個別の資料について述べたい。なお、資料については令和四年度高知市立自由民権記念館企画展「春野地域名望家の記録―細川義昌と吉良順吉―」^四展示資料を中心に紹介する。

A 家事

履歴書、冠婚葬祭に関する資料、家計簿、その他家計に関する書付等。

民権家の経済状況を知る資料として注目したいのは、書付「一家ノ経済」(A・5・7)である。筆跡から順吉の稿と推察でき、順吉の没年をふまえると自由民権運動の時期に記された可能性が高い。これによれば、吉良家は収入の四分の一が地租として支出されており、少なくともこの年は諸経費を差し引いた残りの二一石で家計を維持する必要があった。また、「公共上の交際」は多額の費用がかかるがこれを断れば社会の信用を失うと述べるなど、政治活動費の確保に苦勞していた様子がうかがえる。

なお、順吉の活動については「吉良順吉略伝」(A・1・16)、吉良順吉墓

碑銘の下書き(A・2・13)等も参照されたい。

B 個人日記・雑記

吉良宅快(順吉祖父・以下宅快)、順吉、禎吉の日記類。
宅快の日記(B・1)については、既に『春野町史』で引用されており^五詳細は省略するが、江戸末期の春野地域の農業や養蚕業の実態が記されたものである。

順吉が東京旅行中に記した旅行日記(B・2)には、明治二十七年二月二日から翌年一月一〇日までの行動及び金銭支出内容が記される。上京理由は不明だが、板垣退助や坂本直寛、林有造等を訪ねているほか、一月一日には自由党本部に向くなど、黨員との面会に多くの時間を割いたことがわかる。

禎吉の日記は大正二年から大正一四年、昭和一一年の一四冊。日々の日課、仕事に関する事項、面会相手の氏名等が記される。いずれも春から夏にかけて文章量が極端に減る傾向があり、この期間は禎吉のライフワークである養蚕業の繁忙期と重なる。

大正七年一月から大正一一年一月まで^六の四年間、禎吉は弘岡下ノ村の村長を務めた。その間に取り組んだ課題の一つとして弘岡実業女学校の昇校問題が挙げられるが、特に大正一〇年の日記(B・11)には度々この問題について記述されており、禎吉は関係者との調整に奔走している。また、当時衆議院議員の濱口雄幸が禎吉に宛てた書簡(D・3・6)によると、濱口が文部省と弘岡下ノ村の間を取り持つ役割を果たしていたことがわかる^七。なお本書簡は額装されており、吉良本家に長年飾られていたものである。余談だが、日記によると、禎吉は著名人からの書簡が届くたび、高知市街の業者に依頼して額装する習慣があったようだ。

禎吉の活動は、順吉に比べてこれまで詳細に知られてこなかったが、これら日記資料と他資料を合わせて検討することで、禎吉の個人・公人としての活動、さらには春野地域の近代史の一端をみることでできよう。

C 土地

土地台帳、地券、小作関係、地税台帳等。

『春野町史』によると「細川義昌同様、民権運動を春野地方で代表した一人吉良順吉も経済に慎重で、同家よりの聴込みによれば、順吉の妻は終生農耕を捨てなかつた」⁸という。吉良家の所有地台帳（C・1・2）からは、記録開始当時（明治三五年）の吉良家は春野地域に一〇六か所、延べ約一万二千坪の土地を所有していたことがわかる。その後、昭和初期までに約二〇箇所を売却しているが、ほとんどの場合、売却と同時に新たな土地を購入している。吉良家は簡単に土地を手放すことはなかつたといえよう。

吉良家の所有地と管理について興味深い資料がある。「明治十七年ヨリ地所内検見帖」（C・5・1）は、所有地における災害時の被害を詳細に記した帳面である。筆跡から、明治二九年までの記録は順吉が、順吉没後は禎吉がそれぞれ記したものと考えられる。明治三二年の記録には、土地一六か所の検見の結果、土地全体の約三割、石高にして約五石が「用捨」となつたことが記されている。当時の洪水被害を具体的に伝える貴重な資料である。

D 書簡

細川家資料と同様、当主である順吉・禎吉宛と、それ以外の人物宛に分けて整理した。ここでは順吉宛の書簡について紹介したい。

順吉に宛てられた書簡は一〇四通。高知県会、高知育児会、高知県教育会関係者から送られた会議開催通知がその多くを占めている。

D・1・1からD・1・11は、「仁淀川連合会」の各会員から会費が支払われた際の添書類である。春野地域は従来水害が多く、弘岡井筋及び仁淀川堤防の管理は重要な課題であった。『春野町史』によると、近世には地域の地主を中心に堤防や用水路の管理団体が結成され、藩から金銭的な補助を受けつつ活動していたようである。近代以降もこうした慣習は続いたが、議会制に基づいた近代的な団体となつたのは「水利土功会」（明治二〇年結成）が最初だといふ。

「仁淀川連合会」は水利土功会結成前の団体であるが、各会員が添書に記す名称は「仁淀川連合村会」「仁淀川事件集会」「仁淀川筋会」と様々である。結成されたばかりの新しい団体ということなのか、慣習的であるがゆえ名称にさほどこだわりがなかつたのかは定かではないが、いずれにしても「C土地」で紹介したような被害を防ぐためには、こうした団体の存在は必須で

あつた。なお、順吉は同団体の代表的役割を担つたようである。「仁淀川連合会費受取帖付右雑記」（E・1・1）も合わせて参照されたい。

自由民権運動に関する書簡は複数伝わるが、ここでは、第一回帝国議会解散後の土佐派議員の立場について述べる武市安哉書簡（D・5・16）を紹介したい。背景には「土佐派の裏切り」がある。第一回帝国議会において、民党は政府予算案に対し徹底的に反対する立場をとっていたが、明治二四年二月の軍拡予算案審議会で土佐派二八名が政府案に賛成したという事件である。本書簡は第一回帝国議会が閉会した直後のもので、武市は土佐派の現状をこう記している。

御承知之通り高知人士ニ向ツテの悪評誹謗四面を充タシ先ハ明治初年より経歴とシテ江藤西郷氏の時分の挙動より加波山朝鮮等之件を引延し今回の国会開場ニ及フ等実ニ憤懣ニ不絶次第ナリ（中略）

我高知人士の一挙一動は今日生死の岐路に立チ一步を誤ラハ忽チニシテ積年の苦心を水泡ニ帰セシムルノミナラス后来天下ニ立脚の地ナキニ至る事火を睹るよりも尚明ナリ

「至急用」と記された本書簡の宛先は山田平左衛門であるが、本文に記された宛人には、北村、都築、山田、細川、吉良、武村、阪本、弘瀬、他諸君とあり、各人が確認した形跡も見られる。なお、武市はこの後、第二回衆議院議員総選挙に自由党から出馬して当選した。そして同年秋の北海道視察をきっかけに、開拓を考えはじめるのである。

E 政治・社会事業

「1 政治」では、高知県会関係資料が多くを占める。自由民権運動期に関係する資料としては、保安条例退去命令書及び保安条例退去命令解除書（E・1・5）、土陽新聞が発行禁止となつた際に臨時県会を報道した通信書（E・1・4）、地主同盟会規約（E・1・19）等があるが、特に注目したいのは、順吉が書いたと考えられる原稿類である。

「自由の効果」（E・1・22）には、「新獲の自由の醸成する諸弊害につきては只一つの療法あるのみ他なし自由なり」と記される。写しの可能性もあ

り、順吉自身の文章かは検討が必要だが、少なくとも当時の民権家らが「自由」をどう捉えていたのか、あるいはどう捉えようとしていたのかを示す資料とはいえない。

また、演説草稿と思われる書付(E・1・23)には、憲法は我が国や我々人民にとっての「無上ノ大法典」であり、我々は国のため一身一家のため「タトヒ生命ヲ失フニ至ルモ憲法ヲ守リ又憲法ノ為メ運動スヘキモノナリ」と力強く記されている。

さらに、選挙干渉の後始末について記された書付(E・1・24)も伝わる。高知県内の民権派は、第二回衆議院議員総選挙の直前、選挙干渉による襲撃事件で大きな被害を受けた。書付によると、これら事件の善後策として現場に来る者は一人もなく、県民は「絶望」状態だったという。そこで順吉と県会議員数名は「過激ナル勧告書」を提出し、その結果「下田氏」をはじめ巡查三〇余名が退職となった、という経緯が記される。勧告書の提出先は警察か県庁であろう。

「2 社会事業」は、主に高知育児会関係資料である。

高知育児会は、明治一六年一月、近世からの墮胎死の慣習を矯正することを目的に創立された団体である。順吉は明治二〇年代に副会頭を務め、産婆教授所の設立に尽力した。また、明治二十一年には墮胎死根絶のため県内遊説を行うなど、精力的に活動していたようである。

明治二三年一月施行分の高知育児会規約(E・2・1)では、会の中心を担う会員について「長幼男女ノ別ヲ論セス県ノ内外ヲ問ハス慈善篤志ノ人ニシテ本会ノ趣旨ヲ賛成スル者」であれば誰でも可、と明記している。なお、本資料は鉛筆で加筆・修正が施されているため案段階の可能性はあるが、細川家資料には細川義昌の妻・千鶴が会員となったことが分かる資料も伝わっており、性別に関係なく会員を集め運営されたことは確かかなようである。

なお、「D 書簡」にも高知育児会関係書簡が多く含まれるので、合わせて参照されたい。

F 養蚕業

前述のとおり、禎吉は生涯を通して養蚕に尽力した人物だが、度々名誉職を務めるなど、政治の世界との関わりは少なからずあった。昭和一〇年末発

行『組合製糸の建設者』^九の「吉良禎吉」項の冒頭では、高知の人々の政治欲と禎吉のそれが比較されている。

由来土佐は熱血漢が多いだけに政治熱も盛んだ。苟も男たるものは殆んど例外なしに政治熱にうかされる。政党の何れかに席をおかぬものはないのである。さうして反対党とガシ／＼やる。君の親爺は非常に政治に熱心であり、県会議長をつとめた程である。それ故に君もいつか政治の影響を受けて政治方面へ手を出した。政党は民政党所属。然し君は政党に深入りしなかった。今日、殊に海南繭糸へ出るやうになつてからは所謂政治からは遠ざかつてゐるのである。一〇。

「政党の何れかに席をおかぬものはない」というのは大袈裟かもしれないが、禎吉が民政党に所属していたことは彼の日記からも確認できる。しかし、それに「深入り」していなかったことも、彼の経歴から明らかである。

禎吉は、明治二五年(当時一八歳)に私立東京専門学校英語専修科へ入学するも一年で退校し、農商務省蚕業試験所で養蚕を学んだ。土陽新聞によると、その実力は、帰郷後二年足らずで既に一目置かれていたようである。

●吉良養蚕所の成績 吾川郡弘岡下ノ村吉良順吉氏の令息禎吉氏は曩きに東京西ヶ原養蚕伝習所の伝習を受け帰県し本年その自宅へは蚕室を新築 蟻量十四匁十五分掃立去月廿六七両日を以て悉く上簇せしめたるに氣候の不順ありしにも拘らず頗る良成績を得たりと云ふ。

禎吉はその後も自家で養蚕を営みながら、吾川郡の養蚕業発展のため生涯をとおして尽力した。青年期には地元で蚕業団体を結成し、壮年期には蚕種検査員として指導役を務めた。さらに繭糸の販売組合を立ち上げ、組合代表として養蚕家の利益向上を目指した。「F 養蚕業」は、こうした禎吉の活動に関する資料をまとめたものである。春野地域の蚕業関係の資料が豊富に含まれることは、本資料群の大きな特色といえるだろう。

まず「1 吾川蚕糸会関係」では、帰郷した禎吉が立ち上げた蚕業改良団体「吾川蚕糸会」についての資料をみることができる。

『春野町史』によると、この吾川蚕糸会は「最初弘岡下ノ村蚕糸会として発足したらしく、しかも「青年蚕業倶楽部」と銘打っていた^{二三}という。本資料群には、確認した限り青年蚕業倶楽部に関する資料は伝わらないが、明治二八年の土陽新聞には同倶楽部結成を報ずる記事が掲載されている。

●青年蚕業倶楽部 吾川郡弘岡下ノ村蚕糸業篤志の青年は同業拡張奨励の爲め此程青年蚕業倶楽部を設け毎月五日の日を以て蚕糸業に関する討論談話を為しつゝありと云ふ^{二三}

そしてこの記事から四か月後、「吾川蚕糸会」の第一回品評会が開催されている。

●吾川蚕糸会第一回品評会 去る二十日同郡西分村尋常小学校に於て開く当日来賓の主なる者は郡長田川基明氏、巡回教師伊藤章、西村竹の両女史及其他有志の諸氏にして吉良禎吉氏開会の趣旨を演し岡崎伊佐馬氏同会の来歴を談じ松村兵馬氏審査報告を成したる後ち会長より褒章を授与し続めて田川郡長の祝詞発起人総代曾和貞雄氏の答詞出品人総代中山猿膽氏の祝詞来賓岩元仙吉氏森山村有志者等の祝詞ありて頗る盛会なりしと云ふ（以下略）^{一四}

青年蚕業倶楽部と吾川蚕糸会が同一団体かは検討の余地がある。しかし、同会の役員及び会員名簿（F・1・1）から、禎吉が明治二八年七月の時点で吾川蚕糸会の幹事を務めていたことは確かである。禎吉は当時二一歳という若さであり、『春野町史』で述べられているように吾川蚕糸会が青年を中心とした団体であったと考えても不自然ではない。

そもそも吾川蚕糸会とはどういう団体なのか。吾川蚕糸会規約（F・1・20）には、「郡内蚕糸業ノ改良進歩ヲ計ル」という目的を達成するため「品評会或ハ講話会」を定期的に行う団体、とある。

吾川蚕糸会の規約はもう一点伝わる。表紙には「吾川蚕糸会規約草案」（F・1・21）と記されているが、その内容から、前述した規約の改正草案と推測できる。注目したいのは、目的達成の手段として「当会員ノ製出スル生糸

ヲ改良ヲナシ品位一定ノ精良糸ヲ製シ共同販売スル」ことが新たに追加されている点である。つまり、従来は養蚕の技術向上を目指していた団体が、販売組合の要素をも含むようになったのである。また、前規約によると会の実質的な代表者は幹事二名だが、本規約草案では「会頭」一名が代表者とされ、その下に配置された「幹事」は一名に減員されている。

なお、不思議なことに、禎吉の履歴書（A・1・13）には吾川蚕糸会の名称は見当たらない。代わりに「明治二十九年二月 吾川郡蚕糸業組合創立ニ付キ吾川郡蚕糸業者総代ニ当選」と記されている。このことから、「吾川郡蚕糸業組合」は吾川蚕糸会に販売組合の要素を含ませた団体と推測できた。しかし、「1 吾川蚕糸会関係」の他の資料を確認すると、吾川蚕糸会は明治二九年以降も活動を続けているのである。

吾川蚕糸会は、『春野町史』にあるように、あくまで地域の青年を集めて結成された団体であり、吾川郡蚕糸業組合はより広い層の関係者によって設立された団体ということなのかもしれない。そして禎吉は、後者の総代であったことを履歴書に記したと考えれば自然である。しかし、これらはいくまで推測であり、今後の検討課題である。

いずれにしても、吾川蚕糸会は若かりし禎吉が熱意をもって立ち上げた団体であることは間違いなく、若者らが地域の重要産業である養蚕業・蚕糸業の発展のため活動した記録として貴重なものである。

「2 辞令書」では、禎吉が高知県蚕種検査員として活動した経歴について知ることができる。

繭や生糸の品質に甚大な影響を与える「蚕病」を防ぐため、明治三二年、国は全国画一の蚕種検査を各府県に義務付けた。辞令書によると、禎吉は検査初年度から六年間にわたり蚕種検査員を命じられている。

また、大日本蚕糸会高知支会の役員など、禎吉が全国的な蚕業組織に属していたこともわかる。大日本蚕糸会は蚕糸業の改良発達を目的に創設された団体で、高知県に支会が設置されたのは明治四一年のことである。禎吉は設立当初から役員となり、第一回蚕糸会品評会では審査係を務めた。

「3 演説原稿」は、「有限責任海南繭糸販売組合」と、おそらくその前身にあたる「弘岡下ノ村養蚕組合」「高知県吾南繭糸販売組合」に関するもので、禎吉による演説原稿である。ほぼすべての原稿で組合製糸の重要性が

説かれるが、演説の場は、講演会、会議、宴会など様々である。なお、本資料群でこれら組合について知ることができるのは、確認した限りこの演説原稿のみである。

有限責任海南繭糸販売組合（以下組合）は、昭和四年に当時五五歳の禎吉が立ち上げ、初代会長を務めた団体である。『組合製糸の建設者』では、吾川郡に組合が設立された理由について以下のように述べられている。

海南組合製糸がこの地へ生れた理由は、養蚕業者が産繭の販売に困難をしたことにある。当時この地方にあつては、特約取引や繭の仲介人によつて産繭が売却され、漁夫の利をこれらのものに占められるといふ状態であつた。ここに於て合理的な産繭の処分をなすべし、といふ義が持ち上つて海南繭糸の創立とはなつたわけだ。而して海南繭糸の創立当時は吾川郡九ヶ村、高岡郡一ヶ村であつたが、漸次区域は拡大せられ、現在では吾川郡十ヶ村、高岡郡九ヶ村、合計十九ヶ村といふことになつてゐる。一五

前述したように、青年期の禎吉らが吾川蚕糸会に販売組合の要素を取り入れようとしたことをふまえると、「漁夫の利をこれらのものに占められる」という状況は、少なくとも明治期には常態化していたのだろう。組合はこの現状を脱すべく、自分たちの手による繭や糸を自分たちで販売し、労働に適した利益を得ることで、蚕業に携わる人々の生活安定を図つた。このことは、禎吉にとつて長年の目標でもあつたのかもしれない。

養蚕関係者に向けた原稿（F・3・1等）には、必ずといっていいほど組合への参加を促す内容が含まれている。組合の区域が「漸次」拡大していったという状況は、組合側がこのように参入を促した側面もあるだろうが、組合が確実に成果を上げていたといふことの証左ともいえよう。

また、組合の内部に向けた演説原稿からは、組合や関係者の実態が見えてくる。興味深いのは、製糸工場に勤める女性工員に対する演説原稿である。ここでは、寄宿舎に女性舎監が採用されたことを工員に知らせる原稿（F・3・11）について紹介したい。

「有限会社海南繭糸販売組合」の用紙に記されたこの原稿からは、組合が

工員寄宿舎の舎監を採用したことと、禎吉が女性工員たちの指導的立場を担っていたことが読みとれる。つまり、本原稿における「工場」は、組合が運営する製糸工場と考えるのが自然であろう。

冒頭、禎吉は「若き沢山ノ女性ヲ御預リスルコト、相成マシテ之ガ取締監督ト曰フコトニ付テ種々心配ヲ致シマシタ」と記す。そして、工場は「相当ニ広イ」ので「門衛」を雇うことも考えたが「内部デ取締ヲスル必要ヲ認め」寄宿舎の舎監を採用することになった、と続ける。さらに、女性の舎監を採用したことについては、

私ハ一昨年創業当時ニ於テ皆様ニ仮令一身上ノコトデモ何事デモ御相談ノ御相手ヲ致シマスト申上ケマシタガ未ダ何ノ御相談ニモ預ラナイノデアリマス凡々一家ニ於キマシテモ小供ハ父親ヨリハ母親ニ相談ガ致シヨイノデアリマス今回我寄宿舎ノお母さんトシテ阪本先生ヲ迎ヘマシタカラ今何事モお母さんニ御相談ヲシテ下サイ

夫レニ皆様ガ裁縫ナリ又読書ナリ、数学トカ何ナリトモ婦人トシテ修養ヲ用スルコトハ阪本先生ニ御相談ニナレマスル様ニ希望致シマス

と述べる。このとき採用された「阪本先生」は教員経験のある女性で、採用前は既に小学校への就職が決まっていたが、組合が「無理カラ御相談申上ケ」という。つまり、新しい舎監の条件は、おそらく「女性」であることだけではなかった。寄宿舎と工場の行き来で一日を終える女性工員たちに、教養や学力を身につけさせられる人材を求めていたのではないか。それが禎吉の思いであつたか、工員やその家族、地域住民が求めたことであつたかは不明だが、いずれにしても地域における製糸工場の役割や実態を知る手がかりとなる資料である。

おわりに

以上、簡単ではあるが吉良家資料の解題とさせていただく。

吉良家資料からは、順吉と禎吉の活動内容だけでなく春野地域の歴史が様々に見えてくる。本資料群を広く活用いただき、諸研究発展の一助として

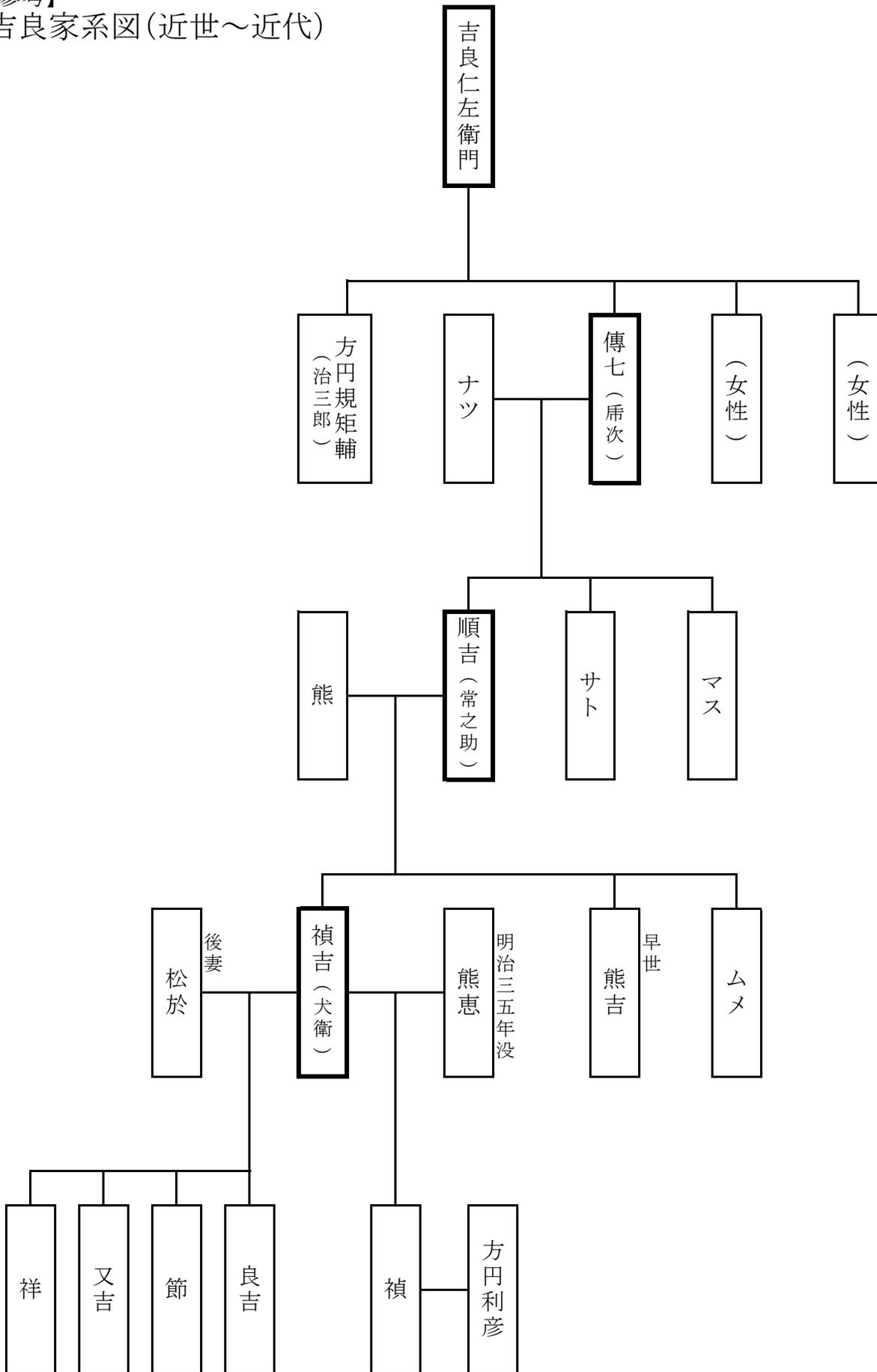
いただければ幸いです。

(はまだみゆ 高知市立自由民権記念館学芸員)

【注釈】

- 一 託史 080002、託史 080003、託史 080004 の 3 点 (いずれも旧資料番号)。
- 二 『高知県人名事典 新版』刊行委員会編『高知県人名事典』高知新聞社、一九九九年、二七一頁。
- 三 吾川郡秋山村 (現・高知市春野町) 出身の民権家・政治家である細川義昌の家に伝わる資料群。義昌の徹底した文書管理により、資料点数は一万二千点を越える。当主日記や書簡、書籍など。当館寄託資料。
- 四 本企画展は、春野地域の有力な民権家・政治家であった吉良順吉と細川義昌の活動を、地域名望家という視点から紹介したものである。令和四年四月二十九日から令和五年五月七日までの開催期間内に資料の入れ替えを三回行い、約一二〇点の細川家・吉良家資料 (禎吉関係資料を含む) を展示した。
- 五 春野町史編さん委員会編『春野町史』、春野町、一九七六年、三九〇頁等。
- 六 履歴書 (A・1・13) には大正一〇年一月に弘岡下ノ村長を満期退職したと記されているが、禎吉の日記によると正しくは大正一一年一月に満期退職している。
- 七 書簡の内容及びその背景については、拙稿「資料紹介 吉良禎吉宛 濱口雄幸書簡」(当館発行「自由のともしび」第九〇号) でも紹介している。
- 八 春野町史編さん委員会、前掲書、四三七頁。
- 九 港輝雄著『組合製糸の建設者』、鈴樹会、一九三五年。
- 一〇 同上、三七頁。
- 一一 『土陽新聞』明治二九年六月四日。
- 一二 春野町史編さん委員会、前掲書、五一〇頁。
- 一三 『土陽新聞』明治二八年四月二五日。
- 一四 『土陽新聞』明治二八年八月二五日。
- 一五 港、前掲書、三七―三八頁。

【参考】
吉良家系図(近世～近代)



※ この家系図は、吉良家資料及び吉良家御子孫からの情報提供を基に筆者が作成した。

4 その他

No.	標題	年代(発行日)	形態	員数	作成者(編著者)	作成者肩書	作成者住所	受取者	受取者肩書	受取者住所	仮No.
1	写真石板明治書画帖 故内大臣公爵三条実美公御書	1891(明治24)年10月20日	一紙	1	長尾景弼	編輯兼発行者	芝区西久保葦手町一番地				B-15-2
2	写真石板明治書画帖 依田百川	1892(明治25)年3月10日	一紙	1	長尾景弼	編輯兼発行者	芝区西久保葦手町一番地				B-15-1
3	義士四十七図	1895(明治28)年12月7日	一紙	2	武川利三郎	印刷兼発行者	芝区宇田川町十八番地				B-12-20①
4	五十銭札	1938(昭和13)年、1943(昭和18)年	紙幣	4	内閣印刷局						A-42②-1
5	(高知郵便局通知)	年不詳7月14日	一紙	1	高知郵便局						B-13-15②
6	(大久保利通宛 西郷隆盛書簡 印刷)＜部分＞	年不詳10月6日	一紙	1	大久保一蔵(=大久保利通)			大島吉之助(=西郷隆盛)			B-13-18⑩
7	(山内容堂書)	不詳	軸装	1	東海外史						託史080003
8	(女性4人の集合写真)	不詳	写真	1	不詳						A-6
9	比叡山空中ケーブルカー＜未使用＞	不詳	葉書	1	不詳						A-8①
10	(養老公園)古刹養老寺＜未使用＞	不詳	葉書	1	不詳						A-8②
11	(東京)地下鉄道プラツトホーム＜未使用＞	不詳	葉書	1	不詳						A-8③
12	(地図)	不詳	一紙	1	不詳						B-12-5
13	(包紙)	不詳	封筒	1	(吉良順吉カ)						B-7-1
14	(包紙)	不詳	封筒	1	(吉良順吉カ)						B-13-15①
15	(封筒)	不詳	封筒	1	(吉良順吉カ)						B-12-23①
16	(包紙)	不詳	封筒	1	(吉良順吉カ)						B-7-10
17	(包紙)	不詳	封筒	1	(吉良順吉カ)						B-14-2⑫

1 書籍

No.	標題	年代	形態	員数	作成者(編著者)	作成者肩書	作成者住所	受取者	受取者肩書	受取者住所	仮No.
5	五学講義録 全	1893(明治26)年5月2日	冊子	1	曾根原壽真次郎		長野県南安雲郡高塚村六百卅一番地				C-24
6	増補再版 蚕種製造論 全	1900(明治33)年12月18日	冊子	1	相馬愛蔵						C-19
7	野中兼山	1901(明治34)年5月12日	冊子	1	塚越芳太郎		東京市京橋区日吉町四番地				C-16
8	梨樹栽培法	1908(明治41)年7月12日	冊子	1	山田貞康	東京農科大学助手	東京市京橋区銀座一丁目一番地				C-22
9	通俗 養蚕学 全	1911(明治44)年8月10日	冊子	1	水井寿一郎						C-21
10	高知県蚕糸業一斑	1912(明治45)年4月1日	冊子	1	大日本蚕糸会高知支会						C-18
11	NEW GUIDE TO IMPORTANT ENGLISH PHRASES WITH FULL EXAMPLES	1926(大正15)年	冊子	1	木畑竹三郎						C-23
12	研究会案内	1936(昭和11)年6月4日	冊子	1	吾川郡第二区教育会 吾川郡教育会理科部会						B-9-3
13	神拝詞	1940(昭和15)年10月18日	冊子	1	高知多賀神社々務所 大成教多賀教会高知本院		高知市中新町五丁目八五番地				A-7
14	高知県議会議員名簿	1971(昭和46)年	冊子	1	高知県議会						C-27
15	第二期国定教科書復刻版	1984(昭和59)年1月30日	冊子	1	文部省						A-66
16	国定教科書復刻版 尋常小学唱歌 第一学年用	1984(昭和59)年7月20日	冊子	1	文部省						A-65
17	割烹 講習筆記 第一第二期分	不詳	冊子	1	安岡茂之						A-9

2 新聞

No.	標題	年代	形態	員数	作成者(編著者)	作成者肩書	作成者住所	受取者	受取者肩書	受取者住所	仮No.
1	土陽新聞(緑陰居士の論説等)〈部分〉	1883(明治16)年6月22日	一紙	1	土陽新聞社		高知市本町三丁目廿六番地 高知新聞社内				B-12-10
2	自由新聞附録(衆議院常任委員一覽等)	1890(明治23)年12月3日	新聞	1	自由新聞社		東京市京橋区滝山町二番地				B-4-5
3	土陽新聞(明治25年選挙干渉に関する記事)〈切抜〉	1892(明治25)年4月21日	新聞	1	土陽新聞社		高知市種崎町八十一番屋敷				A-12
4	国民新聞付録(水墨画「澗松抱節」)	1893(明治26)年2月21日	一紙	1	国民新聞社		東京市京橋区日吉町四番地				B-12-20②
5	土陽新聞(「吉良順吉君の逝去」記事等)〈部分〉	1896(明治29)年7月14日	新聞	1	土陽新聞株式会社		高知市種崎町七十七番邸				B-6-2
6	(高知新聞カ「高知県会史」記事)〈切抜〉	(1915(大正4)年9月カ)	新聞	7	阿羅漢						B-6-3
7	毎日新聞(「改正物品税」記事)〈切抜〉	1943(昭和18)年2月10日	新聞	1	毎日新聞社		大阪市北区堂島上二丁目三十六				A-10
8	新聞(「夏の夜ばなし(三) 土佐の選挙(C)」記事)〈切抜〉	年不詳8月5日	新聞	1	不詳						A-11
9	新聞(龍馬「最後の写真」記事)〈コピー切抜〉	不詳	新聞	1	不詳						B-15-3

3 雑記

No.	標題	年代	形態	員数	作成者(編著者)	作成者肩書	作成者住所	受取者	受取者肩書	受取者住所	仮No.
1	(某中学校教員人件費調)	1890(明治23)年	冊子	1	不詳						B-13-3
2	(某学校生徒調)	1890(明治23)年4月10日	一紙	1	不詳						B-12-8
3	(名簿)	(年不詳6月26日カ)	一紙	1	不詳						B-14-3⑩
4	(女子役員、俳句書付)	不詳	一紙	3	不詳						A-19
5	(中学教員の人物評)	不詳	一紙	2	不詳						B-10-42
6	(人名簿)	不詳	一紙	1	(吉良順吉カ)						B-14-3⑪

3 演説原稿

No.	標題	年代	形態	員数	作成者(編著者)	作成者肩書	作成者住所	受取者	受取者肩書	受取者住所	仮No.
1	(組合製糸について)	1929(昭和4)年	一紙	13	(吉良禎吉)						B-11-7
2	祝詞	1930(昭和5)年5月17日	一紙	3	吉良禎吉	海南繭糸販売組合長					B-11-5
3	第一回通常総会報告演説草稿	1930(昭和5)年7月28日	冊子	1	(吉良禎吉)						B-11-21
4	仁ノ前小学校ニ於ケル出資口数増加協議会説明	1930(昭和5)年8月5日	一紙	11	(吉良禎吉)						B-11-20
5	開会辞	1930(昭和5)年10月28日	一紙	3	(吉良禎吉)						B-11-16
6	(新年の挨拶)	1931(昭和6)年1月1日	一紙	7	(吉良禎吉)						B-11-3
7	吾南農会技手招待開宴ノ挨拶	1931(昭和6)年2月23日	一紙	7	(吉良禎吉)						B-11-12
8	生糸生産調節 臨時休業ニ対スル演説	1931(昭和6)年2月28日	一紙	9	(吉良禎吉)						B-11-11
9	供繭組合長会開会挨拶	1931(昭和6)年3月8日	一紙	18	(吉良禎吉)						B-11-9
10	(蚕糸組合成立過程等)〈部分〉	不詳	一紙	22	(吉良禎吉)						B-11-1
11	(女工官舎の新舎監紹介)	不詳	一紙	3	(吉良禎吉)						B-11-2
12	(組合製糸が必要な理由等)	不詳	一紙	20	(吉良禎吉)						B-11-4
13	(組合製糸について)	不詳	一紙	6	(吉良禎吉)						B-11-6
14	産業の合理化	不詳	一紙	7	(吉良禎吉)						B-11-8
15	(組合第1回臨時総会開会挨拶原稿)〈総会規則写共〉	不詳	冊子	1	(吉良禎吉)						B-11-13
16	(開宴挨拶)	不詳	一紙	7	吉良禎吉	弘岡下ノ村養蚕組合長					B-11-14
17	(講演会開催挨拶)	不詳	一紙	3	(吉良禎吉)						B-11-15
18	(盆休暇前の挨拶)	不詳	一紙	6	(吉良禎吉)						B-11-17
19	(挨拶)	不詳	一紙	9	(吉良禎吉)						B-11-18
20	(工場始業式挨拶)	不詳	一紙	11	(吉良禎吉)						B-11-19
21	(原稿)〈部分〉	不詳	一紙	1	(吉良禎吉)						B-13-18⑬

4 その他

No.	標題	年代	形態	員数	作成者(編著者)	作成者肩書	作成者住所	受取者	受取者肩書	受取者住所	仮No.
1	(弘岡下ノ村蚕業会第壹回品評会規則通知書)	1895(明治28)年	一紙	1	蚕業会						B-13-17⑤
2	(弘岡下ノ村蚕業会第壹回品評会規則修正原稿)	1896(明治29)年	冊子	1	蚕業会						B-13-17⑥
3	(養蚕家と蚕の種類一覧)〈部分〉	不詳	一紙	1	不詳						B-12-19⑬
4	吾川郡東部十ヶ村連合品評会規約草案	不詳	一紙	2	不詳						B-13-17①
5	(吾川郡東部十ヶ村連合品評会規約)〈部分〉	不詳	一紙	1	不詳						B-13-17④
6	生糸番号控	不詳	冊子	1	不詳						B-10-47
7	繭番号控	不詳	冊子	1	不詳						B-10-48
8	(受賞者表)〈部分〉	不詳	一紙	1	不詳						B-10-49
9	(蚕の価格覚書)	不詳	一紙	1	(吉良禎吉カ)						B-11-10

G 書籍・新聞・雑誌・その他

1 書籍

No.	標題	年代(出版日)	形態	員数	作成者(編著者)	作成者肩書	作成者住所	受取者	受取者肩書	受取者住所	仮No.
1	市町村制正解附理由	1888(明治21)年5月21日	冊子	1	片貝正晋	岡山県士族	本郷区湯島三組町十八番地寄留				C-17
2	發氏養蚕論	1889(明治22)年10月15日	冊子	1	小幡信篤	群馬県士族	東京本郷区弓町一丁目十九番地寄留				C-20
3	高知県教育会雑誌 第九号	1891(明治24)年7月27日	冊子	1	高知県教育会事務所		高知市本町三十二番屋教育児会内				B-12-13
4	高知県教育会雑誌 第十号	1891(明治24)年8月27日	冊子	1	高知県教育会事務所		高知市本町三十二番屋教育児会内				B-12-14

1 吾川蚕糸会関係

No.	標題	年代	形態	員数	作成者(編著者)	作成者肩書	作成者住所	受取者	受取者肩書	受取者住所	仮No.
14	吾川蚕糸会第参回品評会 繭之部 出品受込原簿	1897(明治30)年8月6日	冊子	1	吾川蚕糸会						B-12-19⑤
15	吾川蚕糸会第三回品評会決 算報告書	1897(明治30)年8月27日	冊子	1	門脇英郎	吾川蚕糸 会々計					B-12-19②
16	金銭支払簿	年不詳9月25日～12月14 日	冊子	1	吾川蚕糸会						B-12-19⑧
17	(品評会について通知)	不詳	一紙	1	(吾川蚕糸 会力)						B-10-44①
18	(補助願の件について再考依 頼案)	不詳	一紙	1	吾川蚕糸会						B-10-44②
19	吾川蚕糸会々員会費徴収簿録	不詳	冊子	1	吾川蚕糸会						B-13-17⑧
20	吾川蚕糸会規約	不詳	冊子	1	吾川蚕糸会						B-9-1
21	吾川蚕糸会規約草案	不詳	冊子	1	吾川蚕糸会						B-12-19⑦
22	(品評会規則写力) <部分>	不詳	一紙	1	不詳						B-12-19⑩
23	出品手続(草稿)	不詳	一紙	2	不詳						B-13-17⑦

2 辞令書

No.	標題	年代	形態	員数	作成者(編著者)	作成者肩書	作成者住所	受取者	受取者肩書	受取者住所	仮No.
1	(高知県蚕種検査員辞令)	1898(明治31)年5月28日	一紙	1	高知県			吉良禎吉			A-24①
2	(吾川郡蚕種検査所在勤辞令)	1898(明治31)年5月28日	一紙	1	高知県			吉良禎吉	蚕種検査員		A-24②
3	(高知県蚕種検査員解除辞令)	1898(明治31)年9月2日	一紙	1	高知県			吉良禎吉	高知県蚕種 検査員		A-24③
4	(高知県蚕種検査員辞令)	1899(明治32)年5月3日	一紙	1	高知県			吉良禎吉			A-24④
5	(安芸郡蚕種検査所在勤辞令)	1899(明治32)年5月3日	一紙	1	高知県			吉良禎吉	高知県蚕種 検査員		A-24⑤
6	(吾川郡蚕種検査所在勤辞令)	1899(明治32)年10月14日	一紙	1	高知県			吉良禎吉	蚕種検査員		A-24⑥
7	(高知県蚕種検査員除服出務 辞令)	1899(明治32)年10月18日	一紙	1	高知県			吉良禎吉	高知県蚕種 検査員		A-24⑦
8	(高岡郡蚕種検査所在勤辞令)	1899(明治32)年11月25日	一紙	1	高知県			吉良禎吉	蚕種検査員		A-24⑧
9	(高知県蚕種検査員帰庁辞令)	1899(明治32)年12月11日	一紙	1	高知県			吉良禎吉	高知県蚕種 検査員		A-24⑨
10	(高知県蚕種検査員辞令)	1900(明治33)年5月29日	一紙	1	高知県			吉良禎吉			A-24⑩
11	(香美郡蚕種検査所在勤辞令)	1900(明治33)年5月29日	一紙	1	高知県			吉良禎吉	蚕種検査員		A-24⑪
12	(帰庁辞令)	1900(明治33)年12月19日	一紙	1	高知県			吉良禎吉	蚕種検査員		A-24⑫
13	(高知県蚕種検査員解除辞令)	1900(明治33)年12月22日	一紙	1	高知県			吉良禎吉	高知県蚕種 検査員		A-24⑬
14	(高知県蚕種検査員辞令)	1901(明治34)年6月10日	一紙	1	高知県			吉良禎吉			A-24⑭
15	(土佐郡高知市蚕種検査所在 勤辞令)	1901(明治34)年6月10日	一紙	1	高知県			吉良禎吉	高知県蚕種 検査員		A-24⑮
16	(帰庁辞令)	1901(明治34)年7月19日	一紙	1	高知県			吉良禎吉	土佐郡在勤 蚕種検査員		A-24⑯
17	(高知県蚕種検査員解職辞令)	1901(明治34)年7月22日	一紙	1	高知県			吉良禎吉	蚕種検査員		A-24⑰
18	(高知県蚕種検査員辞令)	1902(明治35)年5月9日	一紙	1	高知県			吉良禎吉			A-24⑱
19	(吾川郡蚕種検査所在勤辞令)	1902(明治35)年5月9日	一紙	1	高知県			吉良禎吉	高知県蚕種 検査員		A-24⑲
20	(高知県蚕種検査員徐服出仕 辞令)	1902(明治35)年6月21日	一紙	1	高知県			吉良禎吉	高知県蚕種 検査員		A-24⑳
21	(高知県蚕種検査員辞令)	1903(明治36)年4月16日	一紙	1	高知県			吉良禎吉			A-24㉑
22	(安芸郡蚕種検査所在勤辞令)	1903(明治36)年4月16日	一紙	1	高知県			吉良禎吉	高知県蚕種 検査員		A-24㉒
23	(安芸郡蚕種検査所主席辞令)	1903(明治36)年4月16日	一紙	1	高知県			吉良禎吉	高知県蚕種 検査員		A-24㉓
24	(高知県蚕種検査員依願解職 辞令)	1903(明治36)年7月30日	一紙	1	高知県			吉良禎吉	高知県蚕種 検査員		A-24㉔
25	(高知県蚕種検査員依願解職 辞令)	1903(明治36)年11月13日	一紙	1	高知県			吉良禎吉	高知県蚕種 検査員		A-24㉕
26	(大日本蚕糸会高知地方委員 辞令)	1907(明治40)年10月23日	一紙	1	松平正直	大日本蚕糸 会会頭正三 位勲一等男 爵		吉良禎吉			A-39
27	(大日本蚕糸会高知支会商議 員辞令)	1908(明治41)年11月27日	一紙	1	松平正直	大日本蚕糸 会会頭正三 位勲一等男 爵		吉良禎吉			A-40
28	(大日本蚕糸会高知支会第一 回蚕糸品評会審査係辞令)	1912(明治45)年3月22日	一紙	1	杉山四五郎	大日本蚕糸 会高知支会 長正五位勲 四等		吉良禎吉			A-42①

2 社会事業(高知育児会等)

No.	標題	年代	形態	員数	作成者(編著者)	作成者肩書	作成者住所	受取者	受取者肩書	受取者住所	仮No.
1	高知育児会規約	(1899(明治22)年カ)	冊子	1	高知育児会						B-5-3
2	明治廿三年度支出費新設及追加予算議案	(1890(明治23)年カ)	冊子	1	(高知育児会カ)						B-5-4
3	(地所抵当貸金証書誤返却に関する文書と答申案 写)	1891(明治24)年1月21日	冊子	1	香川輝	内務部第三課長		中山秀雄	高知育児会頭		B-3-16
4	命令書更正ノ義二付上申	1891(明治24)年5月	冊子	1	松村如蘭	高知育児会頭		調所廣文	高知県知事		B-5-2②
5	(投票用紙)	不詳	一紙	5	(高知育児会カ)						B-4-6

3 名刺

No.	標題	年代	形態	員数	作成者(編著者)	作成者肩書	作成者住所	受取者	受取者肩書	受取者住所	仮No.
1	(名刺)	不詳	一紙	2	吉良順吉						B-13-7
2	(名刺)	不詳	一紙	1	威能義守	幡多郡葦岡村総代					B-14-3⑤
3	(名刺)	不詳	一紙	1	桑原義正	幡多郡葦岡村長					B-14-3⑥
4	(名刺)	不詳	一紙	1	谷口重太郎	幡多郡葦岡村総代					B-14-3⑬

4 辞令書・表彰状・感謝状

No.	標題	年代	形態	員数	作成者(編著者)	作成者肩書	作成者住所	受取者	受取者肩書	受取者住所	仮No.
1	(正社員辞令)	1896(明治29)年2月17日	一紙	1	佐野常民	日本赤十字社長從二位勲一等伯爵		吉良禎吉			A-34
2	(軍用品献納の感謝状)	1897(明治30)年6月1日	一紙	1	末弘直方	高知県知事正五位勲六等		吉良禎吉		吾川郡弘岡下ノ村	A-35
3	(第四十四聯隊兵營敷地代寄付の感謝状)	1901(明治34)年3月20日	一紙	1	渡邊融	高知県知事從四位勲四等		吉良禎吉		高知県吾川郡弘岡下ノ村	A-36
4	(勲八等白色桐葉章受章の賞状)	1906(明治39)年4月1日	一紙	1	大給恒	賞勲局總裁從二位勲一等子爵		吉良禎吉	高知県吾川郡弘岡下ノ村助役		A-37
5	(救護事業への尽力に対する感謝及び木盃贈与)	1906(明治39)年6月1日	一紙	1	松方正義	日本赤十字社長伯爵		吉良禎吉	高知支部吾川郡弘岡下ノ村補助分区委員		A-38
6	(吾川郡弘岡下ノ村分区委員の解職辞令)	1911(明治44)年3月23日	一紙	1	杉山四五郎	日本赤十字社高知支部長		吉良禎吉			A-41

F 養蚕業

1 吾川蚕糸会関係

No.	標題	年代	形態	員数	作成者(編著者)	作成者肩書	作成者住所	受取者	受取者肩書	受取者住所	仮No.
1	吾川蚕糸会役員会員名簿録	1895(明治28)年7月	冊子	1	吾川蚕糸会						B-12-19①
2	吾川蚕糸会決算報告書	1895(明治28)年9月25日 ~1896(明治29)年2月18日	冊子	1	吾川蚕糸会						B-12-19②
3	品評会開設二付補助金請願書	1896(明治29)年11月26日	一紙	1	大澤案山子	吾川蚕糸会幹事		桐島祥陽	吾川郡会議長		B-13-17③
4	吾川蚕糸会第三回品評会費用支出予算	(1897(明治30)年カ)	冊子	1	吾川蚕糸会						B-12-19④
5	品評会補助金御下附願	1897(明治30)年6月29日	一紙	1	曾和貞雄 大沢案山子	吾川蚕糸会幹事	吾川郡長浜村(曾和)同郡西分村(大沢)	桐島祥陽	吾川郡長		B-12-19⑤
6	品評会開設広告(草案)	1897(明治30)年7月	一紙	1	吾川蚕糸会事務所		弘岡下ノ村				B-12-19⑥
7	品評会開設二付器具借用願(写)	1897(明治30)年7月24日	一紙	1	吉良禎吉 曾和貞雄	吾川蚕糸会幹事		末広直方	高知県知事		B-13-17②
8	第参回品評会日誌 一	1897(明治30)年8月	冊子	1	吾川蚕糸会						B-12-19⑦
9	書類纏	1897(明治30)年8月	冊子	1	吾川蚕糸会						B-12-19⑧
10	第参回品評会出席簿	1897(明治30)年8月	冊子	1	吾川蚕糸会						B-13-17⑨
11	吾川蚕糸会第三回品評会生糸之部 出品受込原簿	1897(明治30)年(8月カ)	冊子	1	吾川蚕糸会						B-13-17⑩
12	吾川蚕糸会第参回品評会生糸之部 出品受込原簿	1897(明治30)年8月6日	冊子	1	吾川蚕糸会						B-12-19③
13	吾川蚕糸会第参回品評会参考品之部 出品受込原簿	1897(明治30)年8月6日	冊子	1	吾川蚕糸会						B-12-19④

8 その他(下書き等)

No.	標題	年代	形態	員数	作成者(編著者)	作成者肩書	作成者住所	受取者	受取者肩書	受取者住所	仮No.
1	(高知育児会出席依頼)	年不詳7月11日	封書	2	吉良順吉 武市安哉			不詳			B-2-1
2	(授与式出席の承諾)<封筒なし>	年不詳8月5日	一紙	1	吉良順吉			不詳			B-2-3
3	(養女の事)<封筒なし><部分>	不詳	一紙	1	不詳			不詳			B-12-23③
4	<封筒なし><部分>	不詳	封書	1	不詳			不詳			B-13-18③
5	(方円一家の義につき)	不詳	一紙	2	不詳			(吉良順吉カ)			B-13-14
6	新道線路変更且費用節減二 付建議<部分>	不詳	一紙	1	不詳			不詳			B-5-5②
7	(郵便切手在中)<部分>	不詳	一紙	1	不詳			不詳			B-13-18③

E 政治・社会事業

1 政治

No.	標題	年代	形態	員数	作成者(編著者)	作成者肩書	作成者住所	受取者	受取者肩書	受取者住所	仮No.
1	仁淀川連合会費受取帖付右 雑記	(1881(明治14)年カ)	冊子	1	吉良順吉						B-13-16③
2	(高知地方衛生会辞令)	1884(明治17)年7月9日	一紙	1	高知県			吉良順吉			B-12-7
3	参考書(屠牛取締規則)	1885(明治18)年1月31日	冊子	1	田邊良顯	高知県令					B-12-12
4	(臨時県会傍聴筆記通信書)	1885(明治18)年11月~ 12月	冊子	7	青木友猪			吉良順吉			B-12-15
5	(保安条例退去命令書及び保 安条例退去命令解除書)	1887(明治20)年12月26 日、1889(明治22)年2月 11日	冊子	1	警視庁			吉良順吉		高知県	B-6-10
6	(備荒儲蓄法施行規則議案決 議等)	(1890(明治23)年カ)	冊子	1	不詳						B-12-11
7	勅令第六十六号(写)	1890(明治23)年3月27日	冊子	1	(吉良順吉カ)						B-9-4
8	(第四回勸業諮問会諮問案 綴)	1890(明治23)年9月22日	冊子	1	高知県			吉良順吉	勸業諮問会 員		B-12-21
9	決議(地主同盟会関係カ)	(1891(明治24)年カ)	冊子	1	(吉良順吉カ)						B-13-6
10	(感謝状)	1893(明治26)年4月25日	一紙	1	板垣退助			吉良順吉	吾川郡浦戸 村長浜村有 志惣代		B-12-22
11	明治参拾年一月 第貳回決 算報告書	1897(明治30)年1月26日	冊子	1	大湊組合会			片岡卯太郎 吉良禎吉			A-20
12	当選証書	1903(明治36)年9月29日	一紙	1	小松延齡	高知県吾川 郡長		吉良禎吉		高知県吾川郡弘 岡下ノ村百三十八 番屋敷	A-25
13	(勝賀野鬼子馬の不祥事につ いて 写)	(1917(大正6)年2月カ)	冊子	1	不詳						A-21③
14	始末書(写)	1917(大正6)年2月16日	一紙	2	津野秋馬			勝賀野泰長			A-16
15	(監獄收支調)	年不詳7月15日	冊子	1	不詳						B-12-17
16	林氏面会報道	年月不詳22日	一紙	1	(吉良順吉カ)						B-12-23②
17	決 七条(地主同盟会関係カ)	不詳	一紙	1	(吉良順吉カ)						B-13-18②
18	(議会傍聴関係規則)<部分>	不詳	一紙	1	不詳						B-14-3⑩
19	地主同盟会規約(草案)	不詳	冊子	1	不詳						B-6-9
20	(議会傍聴に関する書付)	不詳	一紙	1	(吉良順吉カ)						B-14-3⑩
21	(高知県会議事内容覚書)	不詳	冊子	1	(吉良順吉カ)						B-4-7
22	自由の効果	不詳	一紙	1	(吉良順吉カ)						A-14
23	(演説草稿カ)	不詳	一紙	4	(吉良順吉カ)						B-6-8
24	(選挙干渉後始末書付)	不詳	一紙	1	(吉良順吉カ)						B-10-43
25	(人身上に関する件)	不詳	一紙	1	不詳						B-12-23④
26	(工事関係調書)	不詳	一紙	1	(吉良順吉カ)						B-14-3⑩

5 順吉・禎吉以外宛書簡(受取者五十音順)

No.	標題	年代	形態	員数	作成者(編著者)	作成者肩書	作成者住所	受取者	受取者肩書	受取者住所	仮No.
1	写 区町村会法十五条	不詳	封書	1	吉良順吉			片岡健吉		麹町区有楽町一丁目五番地	B-10-18
2	(近況報告)	1944(昭和19)年10月18日消印	封書	1	濱田高		香美郡前浜村西組	吉良祥子		高知県吾川郡弘岡下ノ村	A-46
3	(高知県議会90年物故県議会議員追悼式案内状)	1971(昭和46)年2月2日消印	封書	1	高野源吉	高知県議会	高知市丸ノ内五	吉良良吉		市内桜馬場七五	B-12-4
4	(勝賀野鬼子馬の不祥事について)〈封筒なし〉	不詳	一紙	1	橋本鹿之助		下島	下ノ村会議員			A-21①
5	(安岡事件取調書写の借用依頼)	不詳	封書	1	安喜三口	土陽新聞社編輯局		常置委員諸君			B-10-30
6	(勝賀野鬼子馬の不祥事について)〈封筒なし〉	不詳	一紙	1	津野秋馬			村会議員			A-21②
7	(卒業証書授与式招待状)	1890(明治23)年7月17日	封書	1	村岡尚功	高知県尋常師範学校長		武市安哉	高知県会常置委員		B-1-1
8	(昨日来の件で西村と来会依頼)〈封筒なし〉	年不詳7月8日	一紙	1	竹内綱			武市安哉			B-2-4
9	(常置委員会開催通知)	1890(明治23)年4月28日	封書	1	調所廣文	高知県知事		竹村太郎	高知県会常置委員		B-2-12
10	(卒業証書授与式招待状)	1890(明治23)年7月17日	封書	1	村岡尚功	高知県尋常師範学校		竹村太郎	高知県会常置委員		B-10-20
11	(臨時県会開設通知)〈封筒なし〉	1890(明治23)年12月2日	一紙	1	調所廣文	高知県知事		竹村太郎	高知県会議員		B-5-6①
12	(募金取りまとめ依頼)〈封筒なし〉	年不詳12月18日	一紙	1	片岡			近澤			B-5-13
13	(臨時県会開設通知)〈封筒なし〉	1890(明治23)年12月2日	一紙	1	調所廣文	高知県知事		畠中卓爾	高知県会議員		B-5-6②
14	(会議参集依頼)	年不詳7月21日	封書	1	吉良順吉			藤崎朋之			B-10-19
15	(返信催促を吉良へ依頼)	1891(明治24)年1月20日消印	封書	1	尾形彦彦	岡山県賀陽郡真金村		松岡浅五郎		高知県高岡郡新居村	B-3-4
16	(土佐派の状況を案ず)	1891(明治24)年3月14日消印	封書	1	武市安哉		東京麹町区麹町二丁目二番地城西館	山田平左衛門	高知県高知市帯屋町		B-12-16
17	(大日本教育会から授章報告、披露会出席依頼)	年不詳5月27日	封書	1	永沼小一郎			山田平左衛門			B-3-12
18	(常置委員会開催通知)	1890(明治23)年6月3日	封書	1	調所廣文	高知県知事		山本正心	高知県会常置委員		B-2-15
19	(長女看病のため欠席通知)〈封筒なし〉	年不詳12月9日	一紙	1	吉良順吉			山本正心 武市安哉 都築茂理馬			B-1-7

6 順吉・禎吉以外宛書簡(封筒のみ、受取者五十音順)

No.	標題	年代	形態	員数	作成者(編著者)	作成者肩書	作成者住所	受取者	受取者肩書	受取者住所	仮No.
1	〈封筒のみ〉	不詳	封筒	1	吉良順吉	育児会		大石保吉		尋常中学校二テ	B-5-12
2	〈封筒のみ〉	不詳	封筒	1	岡崎賢次			片岡健吉			A-45
3	〈封筒のみ〉	不詳	封筒	1	吉良順吉			笹村真幸			B-14-2⑬
4	〈封筒のみ〉	年月不詳27日	封筒	1	藤崎朋之			常置委員		高知県庁二テ	B-14-2⑭
5	〈封筒のみ〉	不詳	封筒	1	吉良順吉			土佐運輸会社			B-14-2⑮
6	〈封筒のみ〉	不詳	封筒	1	吉良順吉			畠中猛治			B-14-2⑯

7 葉書(受取者五十音順)

No.	標題	年代	形態	員数	作成者(編著者)	作成者肩書	作成者住所	受取者	受取者肩書	受取者住所	仮No.
1	(年賀状)	1891(明治24)年1月5日消印	葉書	1	島内武重	赤坂区田町七丁目三番地		吉良順吉		高知県土佐郡県庁内	B-2-7
2	(支払請求)	1891(明治24)年1月22日消印	葉書	1	庚寅新誌社		東京芝公園八四号	吉良順吉		高知県会常置委員会	B-1-6
3	(出版書籍講読と批評を乞う)	1891(明治24)年1月25日消印	葉書	1	阪本則美		京都府京都市上京区寺町通石薬師下ル染口〇〇〇	吉良順吉 武市安哉		高知県庁常置委員会議所	B-1-5
4	(支払請求)	1891(明治24)年2月16日消印	葉書	1	自由新聞社		東京市京橋区瀧山町貳番地	吉良順吉		高知県々会常置委員事務所	B-3-3
5	(機嫌伺)	1944(昭和19)年8月〇日消印	葉書	1	安田さち		高知県高岡郡須崎町	吉良祥		吾川郡弘岡下の村	A-47
6	(近況報告)	1944(昭和19)年9月19日消印	葉書	1	横川正之丞	高石校		吉良節 吉良祥		吾川郡弘岡下ノ村	A-48
7	(四国巡遊報告)	1921(大正10)年5月6日消印	葉書	1	佐藤辰太郎		蚕業試験場	吉良禎吉		高知県吾川郡弘岡下ノ村	A-57
8	(結婚報告)	1922(大正11)年10月8日消印	葉書	1	前田龍彦		兵庫県西ノ宮町甲南園村上方	吉良禎吉		高知県吾川郡弘岡下ノ村字久万	A-58
9	(年賀状)	1924(大正13)年1月6日消印	葉書	1	濱口雄幸			吉良禎吉		高知県吾川郡弘岡下ノ村	A-59
10	(国立蚕業試験場について)	年不詳6月29日消印	葉書	2	佐藤辰太郎		東京府淀橋町柏木一八一	吉良禎吉		高知県吾川郡弘岡下ノ村	C-26

1 順吉宛書簡

No.	標題	年代	形態	員数	作成者(編著者)	作成者肩書	作成者住所	受取者	受取者肩書	受取者住所	仮No.
102	(家事につき連絡) <封筒なし>	年月不詳12日	封書	1	規矩輔			順吉 (= 吉良順吉)			B-13-15⑧
103	(慰労手当金流用支弁諮問の件につき依頼)	不詳	封書	1	山本□□□□			吉良順吉			B-2-9
104	(内儀中の事件につき)	不詳	封書	1	川井			吉良 (= 吉良順吉カ)			B-14-3⑧

2 順吉宛書簡(封筒のみ)

No.	標題	年代	形態	員数	作成者(編著者)	作成者肩書	作成者住所	受取者	受取者肩書	受取者住所	仮No.
1	<封筒のみ>	1881(明治14)年1月15日消印	封筒	1	赤堀晴水	戸長	吾川郡池川郷土居村	吉良順吉		吾川郡弘岡下ノ村	B-13-18⑥
2	<封筒のみ>	1881(明治14)年2月20日	封筒	1	山本壽安	村戸長	吾川郡神谷組合	吉良順吉		吾川郡弘岡下ノ村	B-13-18⑩
3	<封筒のみ>	1881(明治14)年3月30日消印	封筒	1	用居村役場			吉良順吉		高知県吾川郡弘岡下ノ村	B-13-16②
4	<封筒のみ>	1881(明治14)年4月5日	封筒	1	森脇慶次	戸長	吾川郡樺ノ木山村	吉良順吉	総代	吾川郡弘岡下ノ村	B-13-18④
5	<封筒のみ>	1886(明治19)年12月16日消印	封筒	1	千頭正澄		静岡県庁ニテ	吉良順吉		東京々橋区桶町口藤方ニテ	B-13-18⑤
6	<封筒のみ>	1890(明治23)年9月6日	封筒	1	武市安哉		長岡郡大篠村	吉良順吉		高知県会常置委員事務所	B-14-2①
7	<封筒のみ>	1890(明治23)年9月9日消印	封筒	1	北村浩		香美郡立田村	吉良順吉	高知県会議長		B-14-2⑥
8	<封筒のみ>	1891(明治24)年1月16日消印	封筒	1	和田尚造		高岡郡越知村	吉良順吉	高知県会常置委員		B-14-2⑨
9	<封筒のみ>	1891(明治24)年2月7日	封筒	1	高知県教育会			吉良順吉			B-14-2②
10	(八田村水車の件) <封筒のみ>	年不詳2月2日	封筒	1	□□□□			吉良順吉		下ノ村	B-13-18①
11	<封筒のみ>	年不詳6月9日	封筒	1	細川義昌	土陽新聞社		吉良順吉		高知県会場	B-10-11
12	<封筒のみ>	年不詳9月17日	封筒	1	都築茂理馬			吉良順吉			B-14-2⑩
13	<封筒のみ>	不詳	封筒	1	調所廣文			吉良順吉		本町筋一丁長岡屋方	B-14-2⑤
14	<封筒のみ>	不詳	封筒	1	調所廣文	高知県知事		吉良順吉		高知県会常置委員	B-14-2③
15	<封筒のみ>	不詳	封筒	1	山本□□□□			吉良順吉			B-14-2⑦
16	<封筒のみ>	不詳	封筒	1	岡本方俊			吉良順吉			B-10-12
17	<封筒のみ>	不詳	封筒	1	洛□□			都築 武市 吉良 (= 吉良順吉)			B-14-2⑧
18	<封筒のみ>	不詳	封筒	1	高知育児会			吉良順吉		吾川郡弘岡下ノ村	B-14-2⑬

3 禎吉宛書簡

No.	標題	年代	形態	員数	作成者(編著者)	作成者肩書	作成者住所	受取者	受取者肩書	受取者住所	仮No.
1	第弐回決議報告	1897(明治30)年2月10日消印	封書	1	島田紘	大湊組合担当者	高知市蓮池町	吉良禎吉		吾川郡弘岡下ノ村	A-49
2	(稚蚕共同飼育所の創立依頼)	1906(明治39)年1月6日消印	封書	1	下元鹿之助		高知市北門筋	吉良禎吉		吾川郡弘岡下ノ村	A-52
3	(20円借金依頼) <借書書共>	1910(明治43)年8月30日	封書	3	下元鹿之助		高知県庁内	吉良禎吉		吾川郡弘岡下ノ村	A-53
4	(近況報告)	1913(大正2)年7月11日消印	封書	2	下元鹿之助		大分県庁内	吉良禎吉		高知県吾川郡弘岡下ノ村	A-54
5	(御依頼の原因送付) <整理予定図等共>	1916(大正5)年5月8日	封書	6	小井雅之		土佐郡小高坂村	吉良禎吉	吾川郡弘岡下ノ村		B-10-51
6	(弘岡高等実科女学校の件について事務連絡) <封筒なし>	1921(大正10)年12月9日	額装	1	濱口雄幸			吉良禎吉			託史080002
7	(大阪の電気会社の管理局出入りを知人に依頼)	1925(大正14)年4月17日消印	封書	1	宇田友四郎		高知市鷹匠町	吉良禎吉		吾川郡弘岡中の村	A-50
8	(通信省に縁なし)	年不詳4月27日	封書	1	宇田友四郎		高知市東唐人町	吉良禎吉		吾川郡弘岡下の村	A-51

4 禎吉宛書簡(封筒のみ)

No.	標題	年代	形態	員数	作成者(編著者)	作成者肩書	作成者住所	受取者	受取者肩書	受取者住所	仮No.
1	<封筒のみ>	1900(明治33)年5月9日消印	封筒	1	不詳		Yokohama Japan	Mr.T.Kira. 土良禎吉 (= 吉良禎吉)		Hirookashimonomura, Agawagun, Kochi ken 高知県吾川郡弘岡下ノ村	A-56
2	<封筒のみ>	1920(大正9)年5月18日消印	封筒	1	小川美映		東京市豊島区目白町二丁目一五九〇	吉良禎吉		高知県吾川郡弘岡下ノ村	A-55
3	<封筒のみ>	不詳	封筒	1	濱口雄幸		東京市外高田町雑司ヶ谷	吉良禎吉		高知県吾川郡弘岡下ノ村	B-10-50

1 順吉宛書簡

No.	標題	年代	形態	員数	作成者(編著者)	作成者肩書	作成者住所	受取者	受取者肩書	受取者住所	仮No.
64	(仁淀川堤防の工事について) <封筒なし>	年不詳2月19日	一紙	1	多須			吉良(=吉良順吉)			B-10-37
65	(明夜の集會について承知) <封筒なし>	年不詳2月23日	一紙	1	松村如蘭			吉良順吉 武市安哉			B-1-14
66	(臨時県会出席通知)	年不詳2月26日	封書	1	佐々木甲象			吉良順吉			B-1-9
67	(写しの内容を本案へ繰込依頼)	年不詳2月26日	封書	1	松村如蘭			吉良順吉			B-1-10
68	(村井氏採用の連絡)	年不詳4月8日	封書	1	中摩			吉良順吉			B-4-3
69	(臨時県会出頭依頼)	年不詳4月10日	封書	1	吉良順吉	県会議長		南純吉			B-3-8
70	(当選祝い、政党上の関係を絶つ) <封筒なし>	年不詳4月20日	一紙	1	大石三口			吉良順吉			B-10-33
71	(幡多郡の状況について) <封筒なし>	年不詳4月27日	一紙	1	弘田正哉			吉良(=吉良順吉)			B-10-34
72	(処分免除依頼)	年不詳4月29日	封書	1	洛口口			吉良(=吉良順吉)	議長		B-1-11
73	(荷造り費試算の依頼)	年不詳5月14日	封書	1	中山秀雄			吉良順吉			B-3-9
74	(工事費高騰につき評議依頼)	年不詳5月16日	封書	1	岡添三孝			吉良順吉			B-10-13
75	(荷物受取の依頼)	年不詳5月19日	封書	2	岩間政定		下田旅宿	山本正心 吉良順吉		高知県須崎福田口方	B-3-6
76	(勝賀野良吾に掛合依頼) <封筒なし>	年不詳6月4日	一紙	1	笹村真幸			吉良順吉			B-10-36
77	(船中会議のため出高依頼) <封筒なし>	年不詳6月6日	一紙	1	片岡			吉良順吉			B-10-22
78	(橋上の件について報告)	年不詳6月16日	封書	1	入交太蔵			吉良順吉			B-3-5
79	(当地の引き上げについて等) <封筒なし>	年不詳7月13日消印	一紙	1	方円規矩輔		愛知県三河国八名郡日吉村	吉良順吉		高知県吾川郡弘岡村	B-13-15⑨
80	(会議出席依頼)	年不詳7月13日	封書	1	松村如蘭	高知県教育会長		吉良順吉			B-10-5
81	(会議出席の報告) <封筒なし>	年不詳7月13日	一紙	1	糺(=島田糺)			武市 吉良(=吉良順吉)			B-10-39
82	(会議欠席通知) <封筒なし>	年不詳7月13日	一紙	1	正義(=樽垣正義)			吉良(=吉良順吉)			B-10-26
83	(インフルエンザのため会議欠席通知) <封筒なし>	年不詳7月21日	一紙	1	北村			山本 吉良(=吉良順吉)			B-3-1
84	(寄付金の支払催促)	年不詳7月21日	封書	2	海南倶楽部		高知市帯屋町壹丁目	吉良順吉 武市安哉 都築茂理馬 山本正心 竹村太郎			B-10-17
85	(出張通知依頼)	年不詳7月25日	封書	1	笹村真幸		農学校建築所	吉良順吉			B-1-12
86	(紹介状)	年不詳7月30日	封書	1	岡林勢司雄			吉良順吉			B-2-2
87	(土木課長からの依頼を通知) <封筒なし>	年不詳8月8日	一紙	1	武市			吉良(=吉良順吉)			B-10-25
88	(出立期日について) <封筒なし>	年不詳8月17日	一紙	1	森尾雅一			吉良順吉			B-13-10
89	(帰阪のため挨拶) <封筒なし>	年不詳8月23日	一紙	1	森尾雅一			吉良順吉			B-13-9
90	(諮問案への回答、病状報告) <封筒なし>	年不詳9月4日	一紙	1	武市安哉			吉良順吉			B-10-9
91	(帰郷通知) <封筒なし>	年不詳10月4日	一紙	2	規矩輔			順吉(=吉良順吉)			B-13-15⑦
92	(今春の上京旅費について)	年不詳10月8日	封書	1	由比直枝			吉良順吉		□□藤嶋氏ニテ	B-13-13
93	(就職斡旋依頼)	年不詳10月29日	封書	1	高木梯之助			吉良順吉			B-3-13
94	(衆議院選挙借入金につき協議) <別紙共>	年不詳10月31日	封書	2	弘瀬重正		高知市帯屋町壹丁目九番邸	吉良順吉 武市安哉 竹村太郎 山本正心 都築茂理馬			B-10-15
95	(家産について連絡)	年不詳11月23日消印	封書	2	方円規矩輔		前谷郡日吉村	吉良順吉		高知県吾川郡弘岡村	B-13-15⑤
96	(お尋ねの樟林は某神社境内地にあり) <封筒なし>	年不詳12月11日	一紙	2	濱田正之			吉良順吉			B-2-6
97	(土木費等について相談) <封筒なし>	年不詳12月14日	一紙	2	正隆			吉良(=吉良順吉)			B-12-3
98	(手当金流用支弁の件につき依頼)	年不詳12月20日	封書	1	弘松伝			吉良順吉 山本正心			B-2-17
99	(出席日通知依頼) <封筒なし>	年不詳12月21日	一紙	1	竹村太郎			吉良(=吉良順吉) 武市(=武市安哉)			B-10-24
100	(産土神祭執行につき案内状)	年不詳12月24日	封書	1	嶋村昌太			吉良順吉			B-2-8
101	(藤島の希望する件について)	年月不詳12日	封書	1	弘松伝			吉良順吉			B-3-7

1 順吉宛書簡

No.	標題	年代	形態	員数	作成者(編著者)	作成者肩書	作成者住所	受取者	受取者肩書	受取者住所	仮No.
27	(常置委員会開催通知) <封筒なし>	1890(明治23)10月1日	一紙	1	調所廣文	高知県知事		吉良順吉	高知県会常置委員		B-3-14
28	(検査状況報告)	1890(明治23)年10月6日消印	封書	1	武市安哉		幡多郡中村口口方	吉良順吉		高(知)県常置委員事務所	B-10-8
29	(通常県会開催通知)	1890(明治23)年10月23日	封書	1	調所廣文	高知県知事		吉良順吉	高知県会議員	吾川郡弘岡下ノ村百五十五番屋敷	B-2-11
30	(委員当選通知) <封筒なし>	1890(明治23)年10月30日	一紙	1	高知共立学校			吉良順吉			B-10-31
31	(臨時県会開催通知) <封筒なし>	1890(明治23)年11月28日	一紙	1	調所廣文	高知県知事		吉良順吉	高知県会議員		B-4-4
32	(立憲自由党加盟証の紹介人欄に署名依頼) <脱社状共>	1890(明治23)年12月1日消印	封書	2	秦 昉		吾川郡下八川村六番地	吉良順吉		高知市本町筋一丁目長岡屋方滞在	B-10-10
33	(臨時県会開催通知) <封筒なし>	1890(明治23)年12月2日	一紙	1	調所廣文	高知県知事		吉良順吉	高知県会議員		B-10-32
34	(『治水汎論』送付状) <封筒なし>	1890(明治23)年12月27日	一紙	1	高知県内務部第一課			吉良順吉	高知県会議長		B-12-9
35	(常置委員会開催通知)	1891(明治24)年1月10日	封書	1	調所廣文	高知県知事		吉良順吉	県会常置委員		B-2-10
36	(貸付金処分につき回答依頼)	1891(明治24)年1月12日	封書	1	小松延齡	高知育児会頭代理 高知育児会副会頭		吉良順吉	常置委員	口口(吾川)郡弘岡下ノ村	B-1-8
37	(会議参集依頼) <封筒なし>	1891(明治24)年1月14日	一紙	1	小松延齡	高知育児会頭松村如蘭代理 副会頭		吉良順吉	議員		B-10-29
38	(書類確認報告及び連絡依頼) <封筒なし>	1891(明治24)年1月25日	一紙	1	和田尚造			吉良順吉 武市安哉	常置委員		B-5-11
39	(会議出席依頼) <封筒なし>	1891(明治24)年2月16日	一紙	1	橋本口口			吉良(=吉良順吉)			B-10-38
40	(会議出席依頼)	1891(明治24)年2月20日	封書	1	高知教育会			吉良順吉			B-10-4
41	(臨時県会開催通知) <封筒なし>	1891(明治24)年3月5日	一紙	1	調所廣文	高知県知事		吉良順吉	高知県会議員		B-3-11
42	(選挙会開催につき出席依頼) <封筒なし>	1891(明治24)年3月23日	一紙	1	松村如蘭	高知育児会頭		吉良順吉	高知育児会議員		B-3-10
43	(会議出席依頼) <高知県教育会規則等共>	1891(明治24)年4月14日	封書	4	松村如蘭	高知教育会会長		吉良順吉			B-10-6
44	(土陽新聞社新築落成式案内状)	1891(明治24)年4月20日	封書	1	細川義昌	土陽新聞社社長		吉良順吉	県会常置委員		B-10-3
45	(高知育児会の貸付金処分案について) <封筒なし>	1891(明治24)年5月19日	冊子	1	松村如蘭	常設委員長		吉良順吉	常設委員		B-5-1①
46	(高知育児会の貸付金処分案について) <封筒なし>	1891(明治24)年5月19日	冊子	1	松村如蘭	常設委員長		吉良順吉	常設委員		B-5-1②
47	諮問案 <封筒なし>	1891(明治24)年5月19日	冊子	1	松村如蘭	常設委員長		吉良順吉	常設委員		B-5-2①
48	(常置委員会開催通知)	1891(明治24)年5月22日	封書	1	調所廣文	高知県知事		吉良順吉	高知県会常置委員		B-1-4
49	(過日の巡視について礼)	1891(明治24)年6月21日消印	封書	1	畑山金則		高岡郡久礼村大坂谷寓	吉良順吉	高知県庁常置委員席		B-4-1
50	上申書(建議書差下げ依頼)	1891(明治24)年7月15日	封書	1	和田尚造		高岡郡越知村	吉良順吉	高知県会議長		B-5-5①
51	(勤業場借用願)	1891(明治24)年7月23日	封書	1	香川輝	高知県内務部第二課長		吉良順吉			B-10-1
52	(新道式地売買事件の建議書却下依頼) <封筒なし>	1891(明治24)年7月25日	一紙	1	和田尚造			吉良順吉			B-3-17
53	(地方衛生会欠席通知)	1891(明治24)年8月17日消印	封書	1	武市安哉		高岡郡大野見村字吉野	吉良順吉	高知県会常置委員		B-10-7
54	(臨時常置委員会開催通知) <封筒なし>	1891(明治24)年8月18日	一紙	1	調所廣文	高知県知事		吉良順吉	高知県会常置委員		B-4-2
55	(帰県処分につき相談) <願書共>	1891(明治24)年8月22日消印	封書	2	小野道一		東京府芝区高輪本町安岡方止宿	吉良順吉	高知県会議長	高知市高知県庁内	B-1-3
56	(新年挨拶)	1896(明治29)年1月6日消印	封書	2	今幡而衛		日本橋区榎物町一三崎方	吉良順吉		高知県吾川郡弘岡中ノ村	B-12-2
57	(至急採用を乞う)	1896(明治29)年1月12日消印	封書	1	窪内角馬		伊予国北宇和郡清満村 山財官舎	吉良順吉		高知県吾川郡弘岡下ノ村	B-13-11
58	(身上の事につき依頼)	1896(明治29)年4月12日消印	封書	1	野村猪三郎		高知市本町七拾番地	吉良順吉		吾川郡弘岡下ノ村	B-13-12
59	(寄付金送付) <封筒なし>	1897(明治30)年8月10日	一紙	1	小田玉城	弘岡上ノ村(村)長		吾川蚕糸会			B-12-19③
60	(会議参集依頼)	年不詳1月8日	封書	1	弘瀬重正		高知市帯屋町壹丁目九番邸	吉良順吉 武市安哉 竹村太郎 山本正心 都築茂理馬			B-10-14
61	(各自治区負担金について) <封筒なし>	年不詳1月9日	一紙	1	細川			吉良順吉			B-10-35
62	(会議参集依頼) <封筒なし>	年不詳1月17日	封書	1	弘瀬重正		高知市帯屋町壹丁目九番邸	吉良順吉 竹村太郎 都築茂理(馬) 武市安哉 山本正心			B-10-16
63	(会議参集依頼)	年不詳1月20日	一紙	1	弘瀬重正			吉良順吉 武市安哉 都築茂理馬 山本正心 竹村太郎			B-10-23

4 地稅

No.	標題	年代	形態	員數	作成者(編著者)	作成者肩書	作成者住所	受取者	受取者肩書	受取者住所	仮No.
1	明治十一年分地租佃納仕訳書	1878(明治11)年	冊子	1	柿内幸平	弘岡上ノ村戸長		吉良順吉			B-8-4
2	明治十一年分地稅通	1879(明治12)年4月29日	冊子	1	島村昌太	戸長		吉良順吉			B-7-4
3	明治十四年分地租上納通	1882(明治15)年3月2日	一紙	1	山下源平	弘岡下ノ村戸長		吉良順吉			B-7-5

5 その他

No.	標題	年代	形態	員數	作成者(編著者)	作成者肩書	作成者住所	受取者	受取者肩書	受取者住所	仮No.
1	明治十七年ヨリ 地所内検見帖	1884(明治17)年~1920(大正9)年	冊子	1	吉良順吉						B-7-2
2	耕地整理施行二付御届	1916(大正5)年5月	一紙	1	吉良禎吉	施行者	吾川郡弘岡下ノ村百参拾八番屋敷	勝賀野鬼子馬	吾川郡弘岡下ノ村長		B-10-53
3	国有地溝渠編入認許申請書	1916(大正5)年5月	一紙	2	吉良禎吉	施行者	吾川郡弘岡下ノ村百参拾八番屋敷	土岐嘉平	高知県知事		B-10-54
4	耕地整理施行認可申請書	1916(大正5)年5月16日	冊子	1	吉良禎吉	施行者	吾川郡弘岡下ノ村百三十八番屋敷	土岐嘉平	高知県知事		B-13-5
5	(土地増減通知)	1918(大正7)年10月10日	一紙	1	弘岡下ノ村耕地整理組合			吉良禎吉			B-10-55

D 書簡

1 順吉宛書簡

No.	標題	年代	形態	員數	作成者(編著者)	作成者肩書	作成者住所	受取者	受取者肩書	受取者住所	仮No.
1	(会費送付状) <封筒なし>	1881(明治14)年1月3日	一紙	2	弘岡上ノ村役所			吉良順吉	仁淀川連合会委員		B-13-16①
2	(会費送付状) <封筒なし>	1881(明治14)年1月9日	一紙	1	中西正敏	吾川郡菜ノ川郷戸長		吉良順吉			B-13-16②
3	(金送付状) <封筒なし>	1881(明治14)年1月10日	一紙	1	村役所		吾川郡片岡組合村	吉良順吉		吾川郡弘岡下ノ村	B-13-18⑦
4	(会費送付状) <封筒なし>	1881(明治14)年1月10日	一紙	1	下方春吉	吾川郡鎌井田村外二ヶ村戸長		吉良順吉	委員	吾川郡弘岡下ノ村	B-13-16⑨
5	(会費送付状) <封筒なし>	1881(明治14)年1月15日	一紙	1	赤堀晴水	吾川郡池川郷土居村外十一ヶ村戸長		吉良順吉	仁淀川会委員	吾川郡弘岡下野村	B-13-16⑥
6	(会費送付状) <封筒なし>	1881(明治14)年1月28日	一紙	1	片岡口口	吾川郡大崎村戸長		吉良順吉			B-13-16⑧
7	(会費送付状) <封筒なし>	1881(明治14)年2月5日	一紙	1	吾川郡伊野村役所			吉良順吉	仁淀川会委員	弘岡下ノ村	B-13-16⑦
8	(会費送付状) <封筒なし>	1881(明治14)年2月19日	一紙	1	山本壽安	吾川郡口口口村戸長		吉良順吉	仁淀川流域会議長		B-13-16④
9	(会費送付状) <封筒なし>	1881(明治14)年3月26日	一紙	1	吾川郡用居村役所			吉良順吉		吾川郡弘岡下ノ村	B-13-16⑤
10	(会費送付状) <封筒なし>	1881(明治14)年4月5日	一紙	1	森脇慶次	吾川郡樺ノ木山村戸長		吉良順吉	委員総代	吾川郡弘岡下ノ村	B-13-16⑩
11	(会費送付状) <封筒なし>	1881(明治14)年5月29日	一紙	1	山下源平		安井狩山村	吉良順吉			B-13-16⑩
12	(金円及び御依頼の件)	1884(明治17)年11月4日消印	封書	1	方円規矩輔		東京芝区葺手町廿五番地垂井二丁	吉良順吉		高知県吾川郡弘岡下ノ村	B-13-15④
13	(養女の件について等)	1885(明治18)年1月6日消印	封書	3	方円規矩輔		三河国八名郡日吉村	吉良順吉		高知県高知金子橋四番地江洲二丁	B-13-15③
14	(弔書)	1885(明治18)年1月29日消印	封書	2	方円規矩輔		三河八名郡日吉村	吉良順吉		高知県高知金子橋四番地江洲二丁	B-13-15⑥
15	(船の義について通知)	1886(明治19)年12月23日消印	封書	1	片岡健吉		高知県土佐郡中島町七拾番地	吉良順吉		東京々橋区桶町加藤方	B-12-1
16	(高知育児会関係規則等)	1889(明治22)年12月26日消印	封書	5	中山秀雄	高知育児会頭		吉良順吉		吾川郡弘岡下ノ村	B-1-13
17	(臨時県会開催通知) <封筒なし>	1890(明治23)年4月21日	一紙	2	調所廣文	高知県知事		吉良順吉	高知県会議員		B-2-14
18	(第三回内国勸業博覧会隨意観覧の件につき申出依頼) <封筒なし>	1890(明治23)年4月22日	一紙	1	脇坂兵太	第一部長		吉良順吉	県会議長		B-10-21
19	(常置委員会開催通知) <封筒なし>	1890(明治23)年4月28日	一紙	1	調所廣文	高知県知事		吉良順吉	高知県会常置委員		B-10-27
20	(議会典例の送付状)	1890(明治23)年5月5日	封書	1	柳原前光 楠本正隆			吉良順吉	高知県会議長		B-2-13
21	(常置委員会開催通知) <封筒なし>	1890(明治23)年7月9日	一紙	1	調所廣文	高知県知事		吉良順吉	高知県会常置委員		B-3-15
22	(常置委員会開催通知) <封筒なし>	1890(明治23)年7月12日	一紙	2	調所廣文	高知県知事		吉良順吉	高知県会常置委員		B-2-5
23	招待書 <未開封>	1890(明治23)年7月17日	封書	1	高知県尋常師範学校			吉良順吉			B-2-16
24	(常置委員会開催通知) <封筒なし>	1890(明治23)年7月27日	一紙	1	調所廣文	高知県知事		吉良順吉	高知県会常置委員		B-10-28
25	(開校式出席依頼)	1890(明治23)年9月4日	封書	1	中村一氏	高知県農学校長		吉良順吉			B-10-2
26	(政社法について回覧依頼) <封筒なし>	1890(明治23)年9月15日	封書	1	弘瀬重正			吉良順吉			B-1-2

B 個人日記・雜記

No.	標題	年代	形態	員數	作成者(編著者)	作成者肩書	作成者住所	受取者	受取者肩書	受取者住所	仮No.
6	大正五年 当用日記	1916(大正5)年	冊子	1	(吉良禎吉)						C-4
7	大正六年 当用日記	1917(大正6)年	冊子	1	(吉良禎吉)						C-5
8	大正七年 当用日記	1918(大正7)年	冊子	1	(吉良禎吉)						C-6
9	大正八年 当用日記	1919(大正8)年	冊子	1	(吉良禎吉)						C-7
10	大正九年 当用日記	1920(大正9)年	冊子	1	(吉良禎吉)						C-8
11	大正十年 当用日記	1921(大正10)年	冊子	1	(吉良禎吉)						C-9
12	大正十一年 当用日記	1922(大正11)年	冊子	1	(吉良禎吉)						C-10
13	大正十二年 当用日記	1923(大正12)年	冊子	1	(吉良禎吉)						C-11
14	当用日記	1924(大正13)年	冊子	1	(吉良禎吉)						C-12
15	大正十四年 当用日記	1925(大正15)年	冊子	1	(吉良禎吉)						C-13
16	昭和十一年 当用日記	1936(昭和11)年	冊子	1	(吉良禎吉)						C-14
17	(手帳)	不詳	冊子	1	(吉良禎吉)						C-15

C 土地

1 土地台帳

No.	標題	年代	形態	員數	作成者(編著者)	作成者肩書	作成者住所	受取者	受取者肩書	受取者住所	仮No.
1	明治廿六年九月写 地価修正後所有地々備地租段別根居	1893(明治26)年9月	冊子	1	不詳						B-8-2
2	明治参拾八年 所有地台帳	1902(明治35)年~	冊子	1	吉良禎吉						A-1
3	弘岡下ノ村 一筆限土地絵図面 全	1915(大正4)年3月写	冊子	1	不詳						A-2
4	(土地台帳)	不詳	冊子	1	(吉良順吉)						B-7-11

2 地券

No.	標題	年代	形態	員數	作成者(編著者)	作成者肩書	作成者住所	受取者	受取者肩書	受取者住所	仮No.
1	地券	1881(明治14)年12月20日	一紙	1	佐田家親	高知県主事 吾川郡長		吉良順吉	持主	同国同郡同村	A-60①
2	地券	1881(明治14)年12月20日	一紙	1	佐田家親	高知県主事 吾川郡長		吉良順吉	持主	同国同郡同村	A-60②

3 小作人・小作証

No.	標題	年代	形態	員數	作成者(編著者)	作成者肩書	作成者住所	受取者	受取者肩書	受取者住所	仮No.
1	未年御貢物根居	(1871(明治4)年)	冊子	1	吉良順吉	村長		吉良伝七			B-7-9
2	明治五年 十二月 申歲御貢米通	1872(明治5)年12月	冊子	1	村用係			吉良伝七			B-7-8
3	戊年貢米通 明治七 十二月	1874(明治7)年12月	冊子	1	下ノ村			吉良伝七			B-4-8
4	明治八年貢米通	1875(明治8)年	冊子	1	弘岡下ノ村戸長			吉良伝七			B-7-7
5	明治九年子年貢米通	1876(明治9)年	冊子	1	戸長		弘岡下ノ村	吉良伝七 方円規矩輔			B-7-6
6	小作米借用証	1883(明治16)年12月31日	一紙	1	国沢福口		吾川郡弘岡中ノ村	吉良順吉		吾川郡弘岡下ノ村	B-5-9
7	一季小作証	1886(明治19)年11月19日	一紙	1	中谷克太郎			吉良順吉			B-5-10
8	地所宛受証	1900(明治33)年	一紙	1	近沢連之助		吾川郡弘岡中ノ村 三百拾九番地	吉良禎吉			B-10-52
9	(小作關係証書)	年不詳3月2日	一紙	1	□□			吉良伝七			B-14-3⑦
10	酉年御貢物通	不詳	一紙	1	森參次嘉平	下ノ村納所		方円規矩輔			B-8-1
11	戌年貢米通	不詳	一紙	1	下ノ村取立係			方円規矩輔			B-8-5

4 家計(領収書)

No.	標題	年代	形態	員数	作成者(編著者)	作成者肩書	作成者住所	受取者	受取者肩書	受取者住所	仮No.
18	(領収書) <部分>	年不詳7月	一紙	1	得月楼			吉良		弘岡	A-42-②-20
19	(領収書)	年不詳7月25日	一紙	1	楠病院会計			吉良禎吉			A-44③
20	(領収書)	年不詳7月25日	一紙	1	楠病院会計			吉良順吉			A-43①
21	(領収書)	年不詳8月9日	一紙	1	竹村衛之助	(得月楼カ)		(吉良順吉)			A-42②-17
22	(領収書)	年不詳9月28日	一紙	1	陽暉楼支店			御旦那			A-42②-15
23	(領収書)	年不詳10月	一紙	1	得月楼			吉良			A-42②-5
24	(領収書)	年不詳10月	一紙	1	陽暉楼支店			曾和 吉良 岡崎			A-42②-9
25	(領収書)	年不詳10月	一紙	1	陽暉楼支店			吉良 川島 岡崎 曾和			A-42②-13
26	(領収書)	年不詳10月	一紙	1	陽暉楼支店			吉良 岡崎			A-42②-14
27	(領収書)	年不詳10月7日	一紙	1	陽暉楼支店			曾和 岡崎 片岡 吉良			A-42②-10
28	(領収書)	年不詳10月8日	一紙	1	陽暉楼支店			曾和 岡崎 吉良			A-42②-11
29	(領収書)	年不詳10月8日	一紙	1	陽暉楼支店			曾和 川島 岡崎 吉良			A-42②-12
30	(領収書)	年不詳10月13日	一紙	1	得月楼			吉良			A-42②-16
31	(領収書)	年不詳10月16日	一紙	1	得月楼支店			吉良			A-42②-3
32	(領収書)	年不詳11月13日	一紙	1	山崎清吉	得月楼支店		吉良 橋田			A-42②-19
33	(領収書)	年不詳12月4日	一紙	1	山崎清吉	得月楼支店		御旦那			A-42②-18

5 その他

No.	標題	年代	形態	員数	作成者(編著者)	作成者肩書	作成者住所	受取者	受取者肩書	受取者住所	仮No.
1	(借用書)	1881(明治14)年9月21日	一紙	1	久直義			吉良順吉			B-13-18⑫
2	(小学中等科卒業証書)	1884(明治17)年12月24日	一紙	1	弘岡中ノ村小学校		高知県吾川郡十六番小学区	方円利助			A-29
3	定期預金通帳	1919(大正8)年~1921(大正10)年	冊子	1	株式会社土佐銀行弘岡代理店			吉良節			A-22
4	金借用証書	1920(大正9)年2月28日	一紙	1	吉良禎吉		吾川郡弘岡下ノ村百参拾八番屋敷	株式会社土佐銀行		高知市種崎町百八拾参番屋敷	A-15
5	定期預金通帳	1922(大正11)年	冊子	1	株式会社土佐銀行西分支店弘岡取次所			吉良禎			A-23
6	(借用書)	年不詳4月19日	一紙	1	不詳						B-13-18⑮
7	(書付「一家ノ経済」等)	不詳	冊子	1	(吉良順吉カ)						B-13-8
8	(書付)	不詳	一紙	1	(吉良禎吉カ)						A-18
9	(建築関係書付)	不詳	一紙	1	(吉良順吉カ)						B-13-18⑧
10	(書付) <部分>	不詳	一紙	1	不詳						B-14-3⑮
11	(写真アルバム)	不詳	冊子	1	(吉良禎吉カ)						託史080004

B 個人日記・雑記

No.	標題	年代	形態	員数	作成者(編著者)	作成者肩書	作成者住所	受取者	受取者肩書	受取者住所	仮No.
1	安政七庚申年 万延元年 日記	1860(万延元)年	冊子	1	吉良宅快						B-6-11
2	旅行日誌	(1894(明治27)年12月22日~1895(明治28)年1月10日カ)	冊子	1	吉良順吉		高知県吾川郡弘岡下ノ村百三十八番地				B-5-7
3	大正貳年 重要日記	1913(大正2)年	冊子	1	(吉良禎吉)						A-3
4	大正三年 当用日記	1914(大正3)年	冊子	1	(吉良禎吉)						A-4
5	大正四年 当用日記	1915(大正4)年	冊子	1	(吉良禎吉)						A-5

3 家計(収支台帳等)

No.	標題	年代	形態	員數	作成者(編著者)	作成者肩書	作成者住所	受取者	受取者肩書	受取者住所	仮No.
1	明治十六年 金穀出納簿	1883(明治16)年	冊子	1	吉良順吉						B-8-3
2	旧曆明治廿四年一月九日 雜記帳 第一号	1891(明治24)年2月17日 ~3月15日	冊子	1	吉良						B-10-46
3	(家屋修繕費用支出記録)	1903(明治36)年8月17日	冊子	1	不詳						B-12-18
4	記(薪代等記録)	1903(明治36)年~1915 (大正4)年	一紙	1	不詳						B-10-41
5	大正貳年以降 薪炭購入記	1911(明治44)年1月~ 1924(大正13)年	冊子	1	吉良禎吉						A-13
6	家計日記 出納記入帳	1917(大正6)年~1918 (大正7)年	冊子	1	(吉良禎吉)						C-1
7	家計日記 出納記入帳	1919(大正8)年	冊子	1	(吉良禎吉)						C-2
8	家計日記 出納記入帳	1920(大正9)年	冊子	1	(吉良禎吉)						C-3
9	(付箋)	年号不詳12年3月28日	一紙	1	不詳						B-14-3④
10	(付箋)	年不詳3月	一紙	1	不詳						B-14-3⑩
11	(付箋)	年不詳6月26日	一紙	1	不詳						B-14-3㉑
12	(支払台帳) <部分>	年不詳8月~11月	一紙	1	不詳						B-14-3⑲
13	方円三河行払費請求内訳	不詳	一紙	1	不詳						B-12-6
14	(小遣支出簿)	不詳	一紙	1	不詳						B-13-15⑩
15	(支払台帳)	不詳	一紙	2	不詳						B-13-18⑨
16	(支払台帳)	不詳	冊子	1	(吉良順吉)						B-13-18⑩
17	(支払台帳) <部分>	不詳	一紙	1	不詳						B-14-3⑱
18	(台帳) <部分>	不詳	一紙	1	不詳						B-14-3③
19	(台帳) <部分>	不詳	一紙	1	不詳						B-14-3⑨
20	(台帳) <部分>	不詳	一紙	1	不詳						B-14-3①
21	(台帳) <部分>	不詳	一紙	1	不詳						B-14-3②
22	(付箋)	不詳	一紙	1	不詳						B-10-45

4 家計(領収書)

No.	標題	年代	形態	員數	作成者(編著者)	作成者肩書	作成者住所	受取者	受取者肩書	受取者住所	仮No.
1	(地稅領収書)	1879(明治12)年1月27日	一紙	1	島村昌太	吾川郡弘岡 下ノ村戸長		吉良順吉			B-7-3①
2	(地稅領収書)	1879(明治12)年3月26日	一紙	1	島村昌太	吾川郡弘岡 下ノ村戸長		吉良順吉	吾川郡下ノ村		B-7-3③
3	(地稅領収書)	1879(明治12)年4月29日	一紙	1	島村昌太	吾川郡弘岡 下ノ村戸長		吉良順吉	吾川郡弘岡 下ノ村		B-7-3②
4	領収証(常置委員赴任旅費返 納金)	1891(明治24)年3月20日	一紙	1	調所廣文	高知県知事		吉良順吉			B-3-2
5	(領収書)	1910(明治43)年10月28日	一紙	1	吉村	(得月樓)		(吉良順吉)			A-42②-8
6	(領収書)	1916(大正5)年4月26日	一紙	1	土佐電氣鐵道 株式会社			吉良禎吉			C-25
7	(領収書)	1918(大正7)年2月8日	一紙	1	大妻病院			吉良禎吉			A-44④
8	(領収書)	1923(大正12)年2月9日	一紙	1	近森病院			吉良禎吉			A-43②
9	(領収書)	1923(大正12)年9月	一紙	1	高知新聞社内 県外新聞取次 書			吉良			A-44①
10	(領収書)	1923(大正12)年11月	一紙	1	高知新聞社内 県外新聞取次 書			吉良禎吉			A-44②
11	(領収書)	1936(昭和11)年3月24日	一紙	1	細川彦太郎	弁護士	高知市中島町 □□□	吉良禎吉			A-44⑤
12	(領収書)	年不詳1月27日	一紙	2	竹村衛之助	得月樓本店		吉良			A-42②-7
13	(領収書)	年不詳2月24日	一紙	1	岩井茶房	御茶所松瀨 堂	高知升形	吉良			B-14-3⑰
14	(領収書)	年不詳3月	一紙	1	得月樓			吉良			A-42②-4
15	(領収書)	年不詳3月	一紙	1	得月樓			吉良			A-42②-6
16	(領収書)	年不詳6月13日	一紙	1	陽暉樓支店金 波樓			御旦那			A-42②-2
17	(領収書)	年不詳6月16日	一紙	1	国久亀治	延命軒	高知 県庁前	吉良			B-14-1

A 家事

1 家系

No.	標題	年代	形態	員数	作成者(編著者)	作成者肩書	作成者住所	受取者	受取者肩書	受取者住所	仮No.
1	(小学初等科卒業証書)	1882(明治15)年12月	一紙	1	弘岡下ノ村小学校		高知県吾川郡十五番小学区	吉良犬江(=吉良禎吉)			A-26
2	(小学初等科卒業証書)	1883(明治16)年6月	一紙	1	弘岡下ノ村小学校		高知県吾川郡十五番小学区	吉良犬衛(=吉良禎吉)			A-27
3	(小学初等科卒業証書)	1883(明治16)年12月	一紙	1	弘岡下ノ村小学校		高知県吾川郡十五番小学区	吉良犬衛(=吉良禎吉)			A-28
4	(小学初等科卒業証書)	1884(明治17)年6月	一紙	1	弘岡下ノ村小学校		高知県吾川郡十五番小学区	吉良犬衛(=吉良禎吉)			B-5-8
5	(小学中等科卒業証書)	1884(明治17)年12月24日	一紙	1	弘岡下ノ村小学校		高知県吾川郡十五番小学区	吉良犬衛(=吉良禎吉)			B-9-2
6	(小学中等科卒業証書)	1885(明治18)年6月	一紙	1	弘岡下ノ村小学校		高知県吾川郡十五番小学区	吉良犬衛(=吉良禎吉)			A-30
7	(小学中等科卒業証書)	1885(明治18)年12月23日	一紙	1	上街小学校		高知県土佐郡十七番小学区	吉良犬衛(=吉良禎吉)			A-31
8	(小学中等科卒業証書)	1886(明治19)年6月	一紙	1	弘岡中ノ村小学校		高知県吾川郡十六番小学区	吉良犬衛(=吉良禎吉)			B-10-40
9	(高知共立学校卒業証書)	1889(明治22)年7月	一紙	1	高知共立学校			吉良犬衛(=吉良禎吉)			A-32
10	(高知共立学校卒業証書)	1890(明治23)年7月	一紙	1	高知共立学校			吉良犬衛(=吉良禎吉)			A-33
11	(戸籍謄本)	1901(明治34)年5月22日	一紙	1	勝賀野完志	高知県吾川郡弘岡下ノ村戸籍吏前田重雅代理助役		吉良禎吉	戸主	高知県吾川郡弘岡下ノ村百参拾八番屋敷	A-61①
12	履歴書(扣)	1907(明治40)年~1918(大正7)年	冊子	1	吉良禎吉		高知県吾川郡弘岡下ノ村百参拾八番屋敷住平民				A-62
13	履歴書	1933(昭和8)年9月24日	冊子	1	吉良禎吉		高知県吾川郡弘岡下ノ村百参拾八番屋敷平民				A-63
14	(戸籍謄本 写)	不詳	一紙	1	(吉良禎吉)						A-61②
15	(吉良氏系図 鎌倉時代~戦国時代)	不詳	一紙	2	不詳						B-13-4
16	吉良順吉略伝	不詳	冊子	1	(吉良禎吉)						A-64

2 冠婚葬祭

No.	標題	年代	形態	員数	作成者(編著者)	作成者肩書	作成者住所	受取者	受取者肩書	受取者住所	仮No.
1	不幸見舞并見送帖	1884(明治17)年12月27日	冊子	1	(吉良順吉)						B-7-12①
2	吉良伝七後妻 不幸御見舞帖并二入費 手伝人	1884(明治17)年12月27日	冊子	1	(吉良順吉)						B-7-12③
3	伝七後妻初盆供物扣帖	1885(明治18)年8月~9月	冊子	1	(吉良順吉)						B-7-12②
4	(吉良順吉葬式関係綴)	1896(明治29)年7月	冊子	1	(吉良禎吉)						B-7-12⑤
5	(吉良順吉死去弔辞)	1896(明治29)年7月14日	一紙	1	吾川郡役所員総代						B-6-7
6	(吉良順吉死去弔辞)	1896(明治29)年7月14日	一紙	2	池武城	自由党高知支部惣代					B-6-1
7	(吉良順吉死去弔辞)	1896(明治29)年7月14日	一紙	1	石田英吉	高知県参事会議長 高知県知事従三位勲二等男爵					B-13-2
8	(吉良順吉死去弔辞)	1896(明治29)年7月14日	一紙	2	島田紘	吾川郡有志惣代					B-6-5
9	(吉良順吉死去弔辞)	1896(明治29)年7月14日	一紙	2	山本忠秀 北村浩	香美郡有志惣代					B-6-6
10	吊詞(吉良順吉死去弔辞)	1896(明治29)年7月21日	一紙	1	石田英吉	日本赤十字社高知支部長 従三位勲二等男爵					B-6-4
11	禎吉妻 熊惠病死の節見舞手伝及び会葬人記録	1902(明治35)年6月16日	冊子	1	(吉良禎吉)						B-7-12⑥
12	熊惠三十三回忌 母十三回忌 法要(昭和十七年四月廿五、六日挙行)供物貰受記	1942(昭和17)年4月25日~26日	一紙	3	(吉良禎吉)						B-7-12④
13	(吉良順吉墓碑銘下書き)	不詳	一紙	2	不詳						B-13-1
14	(弔辞 下書き)	不詳	一紙	1	(吉良順吉)						A-17

2 凡例

(1) 標題

- ① 資料の標題は原資料通り採録した。標題のないもの、あるいは標題に補足情報が必要であると判断した資料には、便宜的に仮標題を付け（ ）内に記した。
- ② 補足情報はく >内に記した。

(2) 年代

- ① 原則として「西暦（和暦）年月日」の順で表記した。
- ② 封書のうち消印があるものは、消印の年月日を採録し「消印」と記している。また消印が複数押印されている場合は、受取者住所に最も近い郵便局の消印情報を採録した。
- ③ 封書のうち消印のないものは、封筒や本文中に記された作成者の作成日を採録した。

(3) 形態

形態の種別は、一紙・冊子・封書・封筒・額装・軸装・葉書・新聞・紙幣・写真とした。

(4) 作成者、作成者肩書、作成者住所、受取者、受取者肩書、受取者住所

原資料通り採録した。封書については、封筒に記された情報を採用した。

(5) その他

本資料群の整理及び目録作成作業は、高知市立自由民権記念館館長筒井秀一と、同館学芸員濱田実侑が行った。

吉良家資料目録

1 資料分類（目次）

A	家事	(63)
1	家系	
2	冠婚葬祭	
3	家計（収支台帳等）	
4	家計（領収書）	
5	その他	
B	個人日記・雑記	(61)
C	土地	(60)
1	土地台帳	
2	地券	
3	小作人・小作証	
4	地稅	
5	その他	
D	書簡	(59)
1	順吉宛書簡	
2	順吉宛書簡（封筒のみ）	
3	禎吉宛書簡	
4	禎吉宛書簡（封筒のみ）	
5	順吉・禎吉以外宛書簡（受取者五十音順）	
6	順吉・禎吉以外宛書簡（封筒のみ、受取者五十音順）	
7	葉書（受取者五十音順）	
8	その他（下書き等）	
E	政治・社会事業	(54)
1	政治	
2	社会事業（高知育児会等）	
3	名刺	
4	辞令書・表彰状・感謝状	
F	養蚕業	(53)
1	吾川蚕糸会関係	
2	辞令書	
3	演説原稿	
4	その他	
G	書籍・新聞・雑記・その他	(51)
1	書籍	
2	新聞	
3	雑記	
4	その他	

二〇二〇（令和二）年度寄贈資料目録

●寄贈資料

資料名	年代	備考
『高知新聞』	昭和一七年、昭和三一年	
『新土佐新聞』		
濱口雄幸演説原稿		
『紛争処理機関と職場委員制度』等 戦争関係資料		
藤原信一画 「藤娘を背負つて小川を渡る鬼の念仏」		
中江兆民肖像写真絵葉書		
中島信行書		
野村茂久馬書 「農業立国」		旧蔵者・中越徳一名刺を含む。

二〇二一（令和二）年度寄託資料目録

●寄託資料

資料名	年代	備考
吉良家資料		



濱口雄幸演説原稿(部分)

二〇二二（令和三）年度寄贈資料目録

●寄贈資料

資料名	年代	備考
高知県教育委員会 同和教育関係資料		
東京日日新聞	昭和四年七月三日	
「濱口雄幸生誕地碑建立記念」写真		
濱口雄幸書軸		

二〇二二（令和三）年度寄託資料目録

●寄託資料

資料名	年代	備考
濱口雄幸・夏 デスマスク		
植木枝盛 扁額 「天真独朗」		
河野広中 扁額 「銀山鉄壁」		
榎本武揚 扁額（書簡）		



植木枝盛 扁額「天真独朗」

二〇二〇（令和二）年度・二〇二一（令和三）年度 図書等寄贈者一覧（五十音順 敬称略）

〔団体〕

蒼空の会	株式会社早稲田システム開発	合同会社 小さ子社	兵庫県立歴史博物館
青森県立郷土館	九州国立博物館	佐川町立青山文庫	広島県立文書館
秋田県立博物館	宮内庁書陵部	滋賀県立公文書館	福井県文書館
朝日町歴史博物館	慶應義塾福澤研究センター	四国電力株式会社	福岡市総合図書館
石川町立歴史民俗資料館	芸西村教育委員会	渋沢史料館	福澤諭吉記念慶應義塾史展示館
一般社団法人 地域創造	公益財団法人雨岳文庫	下関市立考古博物館	法政大学大原社会問題研究所
一般財団法人 小砂丘賞委員会	公益財団法人日本博物館協会	新修豊田市史編さん専門委員会	町田市立自由民権資料館
愛媛県生涯学習センター	公益財団法人 全国公立文化施設協会	須崎市	南越前町まちづくり課
愛媛県歴史文化博物館	高知県立高知城歴史博物館	大学共同利用機関法人 人間文化研究機構	南山アーカイブズ
大洗町幕末と明治の博物館	高知県立坂本龍馬記念館	国立歴史民俗博物館	みやま市教育委員会
大分市歴史資料館	高知県立のいち動物公園	津山市史編さん室	和歌山県立博物館
オーテピア高知図書館	高知県立美術館	東京都江戸東京博物館	和歌山県立文書館
沖縄県公文書館	高知県立牧野植物園	徳島県立近代美術館	
織田歯科医院	高知県立歴史民俗資料館	徳島県立鳥居龍蔵記念博物館	
小樽市総合博物館	高知市立市民図書館	徳島県立博物館	
香川県立ミュージアム	高知市立自由民権記念館友の会	徳島県立文書館	
賀川豊彦記念松沢資料館	高知戦争資料保存ネットワーク	中岡慎太郎館	
学校法人フェリス女学院	高知文学学校研究科	南丹市立文化博物館	
株式会社小学館	高知ペンクラブ	新居浜市	
	高知みらい科学館	沼津市明治史料館	

二〇一三年三月

「高知市立自由民権記念館紀要」

第二七号

編集
発行 高知市立自由民権記念館

高知市棧橋通四丁目一四番二号

TEL (〇八八) 八三二―三三三六